

平成23年山形村議会第3回定例会

議事日程（第2号）

平成23年9月13日（火曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1番 大池俊子君	2番 三澤一男君
3番 小林武司君	5番 上條光明君
6番 宮澤敏君	7番 竹野園麿君
8番 柴橋潔君	9番 中村弘君
10番 上条浩堂君	11番 竹野入恒夫君
12番 大月民夫君	13番 神通川清一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 清沢實視君	副村長 百瀬泰久君
教育長 本庄利昭君	代表監査委員 小林かつ代君
総務課長 笹野初雄君	住民税務課長 青沼永二君
保育園長 山口隆也君	会計管理者 野口英明君
保健福祉課長 小野勝憲君	農林建設課長 中村俊春君
教育次長 根橋範男君	総務課 考査役 住吉誠君

事務局職員出席者

事務局長 小 口 正君 書 記 藤 沢 ゆ き み君

◎開議の宣告

○議長（神通川清一君） おはようございます。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

出席要求者から欠席届が提出されております。住吉総務課考査役は午後3時15分から公務のため欠席です。小林代表監査委員は午前中欠席です。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、3番・小林武司議員、5番・上條光明議員を指名します。

◎一般質問

○議長（神通川清一君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人1時間を限度に再質問2回までの一問一答方式で行います。質問される議員の方は、質問答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、再質問の答弁については自席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快をお願いします。

◇ 大池俊子君

○議長（神通川清一君） それでは、質問順位1番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「子育て支援保育園について」質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。

それでは、今日は3つの問題について質問したいと思いますが、初めに「子育て支援保育園について」を質問したいと思います。

山形村は人口増では県下でトップクラスであり、活気にあふれた村であります。山形じゃんずらでは道路は大渋滞、小学校の臨時駐車場へも入れないほどいっぱいで大盛況でした。小学校音楽会は児童や保護者や、また来賓の方々などで体育館にいっぱいになっています。

夏休みたてべ子ども広場では70人の児童たちが、また小学校寺子屋でも70人の申し込みがあり、そしてふれあい児童館でも夏休みを過ごして、子どもたちも生き生きと過ごしています。

ファミリーサポート山形も依頼会員、協力会員は70人を超える登録があり、今や一番子育てが必要であります。

7月に山形村組織検討委員会より答申が出されましたが、それによると新たに子育て支援課が設けられるということ。障害のある子どもに関することも含まれており、

大変期待されるものであります。

来年より、やまのこ保育園も認可園となり、村内に2つの保育園が認可園としてあることとなります。

質問します。

①つ目に、来年からの募集、運営はどのようになるでしょうか。

②つ目に、子ども・子育て新システムは2013年実施に向け、今、国会でも法案を準備中で、これが導入されるとこの山形の保育園がどのように変わる可能性があるでしょうか。

③つ目に、保育園建設委員会の今後の予定はどうなっていますか。

これで1回目の質問とします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大池議員よりの質問事項1番の「子育て支援保育園について」のご質問にお答えしたいと思います。

最初の質問であります「やまのこ共同保育園が認可保育園になると、来年からの募集、運営はどのようになるか」についてお答えしたいと思います。

やまのこ共同保育園は、国が定めた保育士の人数・施設の広さ・設備などの一定基準を満たし、県知事の認可を得て平成24年4月1日から認可保育園になる予定でございます。

やまのこ共同保育園が認可されますと、村内の認可保育園は、村が運営する公立の山形保育園と社会福祉法人山の子会が運営する私立のやまのこ共同保育園の2カ所になることとなります。

これによりまして、やまのこ共同保育園への入園は村へ申し込むこととなります。また、保育料は村の保育料徴収基準によりまして村に納入することとなるわけでございます。

やまのこ共同保育園には、村が国の基準によりまして私立保育所運営費負担金を交付いたします。負担金の負担率は国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1となっております。また、保育の内容によって補助制度がございます。

平成24年度からの園児の募集はそれぞれの保育園で行い、入園に必要な書類は保育園経由で村に提出していただくこととなります。入園手続の日程につきましては、

広報等で周知徹底を図ってまいりたいというように思っております。

次に、②番目のご質問でございます。「子ども・子育て新システム導入されるとどうなるのか」についてお答えしたいと思います。

国からの情報によりますと、子ども・子育て新システムにつきましては、昨年の9月から国の検討会議で議論が重ねられ、今年7月に中間取りまとめがされました。

中間取りまとめでは、子どもは社会の希望であり、未来をつくる力であるとして、子ども・子育て新システムの全体像や給付設計のあり方や幼保一体化のあり方等について報告がされたわけでございます。

また、新システム実現のための財源確保の課題が明確にされました。今後は財源確保、費用負担のあり方などについて検討を進め、実施主体であります地方公共団体を初めとする関係機関と協議をしながら、平成25年度から可能なものから段階的に実施できるよう、平成23年度中に必要な法律案を国会に提出する予定となっているようでございます。

子ども・子育て新システムの基本的な内容といたしましては、国の推進体制・財源の一元化、国・地方自治体・事業主・個人による費用負担、市町村の重視、幼稚園・保育園の一体化、多様な保育サービスの提供などが挙げられておるところでございます。

現在のところは、新システムの基本的な内容が示された段階であります。子ども・子育て新システムは社会保障制度の大きな改革であるため、今後、国等からの情報をもとに新システム導入に向けての検討をしてまいりたいというように思っております。

次に、③番目の質問であります「保育園建設委員会の今後の予定は」についてお答えしたいと思います。

9月の下旬に建設委員会を開催し、工事のスケジュールの説明と工事現場の視察を行いました。今後は工事の進捗状況を見ながら、委員長と相談しながら建設委員会を開催する予定となっております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、再質問があれば質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 昨日の全協の中でも認可園になるやまのこ保育園の説明などをお聞きしました。その中でやはり心配されることは、両方募集する中で一方に偏って

しまった場合どうするのか。それから、まだまだやまのこ保育園は無認可であり、住民の中には余り知らない方々もたくさんいます。

それから、いもの子学級とかいろんな公民館の学級があるんですが、そういう中での交流の中でも少しずつは知られていますが、やまのこ保育園自体はまだまだ知られずに、大勢の行く山形村の保育園の方へ多分大勢偏るのではないかという心配もあります。

そこで、先ほどの答弁の中でもYCSなどを通じて知らせていくと言われましたが、この前の質問でも出したのですけれども、やまのこ保育園まで、山形の保育園両方多いにPRして、250人、60人の規模のそれぞれバランスとれるような入園申し込み体制になれるように取り組んでほしいと思うんですが、その点ではどうでしょうか。

やまのこ保育園もここへ開設してから山形村の自然環境をふんだんに利用する中で特色ある子育てをしてきました。そういう点ではどうでしょうか。

そして、今後両方認可園となった2つの保育園に対してのそれぞれ交流などを深めながら2つの保育園として充実したものにしてほしいんですが、そういう点ではどうでしょうか。

②つ目の新システムについてですが、やっぱり一番懸念されることは、介護保険と同じような直接契約制度になるということで、村は単なる介護保険で言えば要保育度認定をして、利用の斡旋をして事業者と利用者が契約し、サービス事業がなされるときの補助金を出すだけ、本当単純に言えばそういうような感じで、責任ある子どもたちを育てる責任のある行政としてのものがだんだんどこかへ行ってしまうような制度として懸念されていますが、そういう点でまだこれから23年度、25年度くらいで段階的に新システムが導入されるのではないかという心配がされていますが、その中で責任ある行政として、村として独自でこうやっていく、保証していくというところまで考えるつもりはないかをお聞きしたいと思います。

それから、保育園建設委員会は9月にやられてこれから進めるということですが、これから建設に向かっていきますが、やはり子どもたちの機能に合わせた施設であり、余り華美にならないようなところまで点検していかれるような会議であってほしいと思うんですが、そういう点ではどうでしょうか。

それから、入札が終わって今始められています、そういう中でやはり初めの約束にあった建物になるように点検する。で、この建設委員会というものはどこまでチェックできるというか、その建設についてもできるのかどうかをお聞きしたいと思います。

す。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

山口保育園長。

○保育園長（山口隆也君） それでは、まず最初の認可保育園の関係ですが、それぞれ山形保育園とやまのこ共同保育園というのは、片方は公立で片方は私立ということで、保育方針が大分違ってまいります。その保育方針も片方は現在のところ280人規模であり、今度やまのこ保育園が認可されますと60人以上ということになるんですが、規模が違うことと、それから私立と公立の内容ということになりまして、それぞれその内容によって保護者の方が選んでいただくこととなります。

そんなことも踏まえまして対象者がこの場合は限られますので、今回広報のたしか9月号の記事に掲載はしていきますが、機会があるごとにPRをしていきたいと思えます。

もしもの子学級とかそういうところでぜひ内容を聞きたいということになれば、それぞれで説明会を設けてもいいと思っています。また、保育園の説明会というのがありまして、11月に開かれる予定ですが、今回の広報には日程が掲載されます。そこへ行って保護者の皆さんが説明会を聞いていただいて選ぶことも可能になってきています。

それから交流ですが、認可保育園を2つということで、それぞれのいいところをとったり、勉強させていただいて、よりよい保育に向けていきたいと思っています。

それから、子ども・子育て新システムの関係ですが、これにつきましては現在は骨格が示されたところで、今、大池議員の言われたような内容というのは、これから予測をしていかなければならない部分だと思っています。

ということで、これから内容がどんどん介護保険とか障害者自立支援法のときもそうだったんですけれども、骨格が示された後、国からどんどんいろんな情報が出てまいります。それをどういうふうこちらが理解をして、山形村に合った内容かどうかとか、いろいろ選別をしていかなければいけないのですが、ただ基本にあるのはこれは国の制度ですので、市町村が独自に制度を設けるかどうかというところは今後検討していかなければいけない内容になってまいりと思えます。

それから、保育園建設委員会ですが、建設については当然設計者が設計と現場管理をしてまいります。内容が非常に専門的なものになってまいります。建設委員会ではそれぞれ内容を説明をして、それでいろいろご意見をお聞きをしていくということに

なります。何せ建築工事というのは非常に専門的な内容になってまいりますので、その辺については設計者と協議しながら、また協議の内容でどうしても建設委員の皆さんにご意見を聞かなければいけない場合とか、あと概略については説明をしているいろいろご意見を聞いていくという、そんな内容になってくると思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、よろしいですか。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） これで2回目の再質問をしたいと思いますが、来年からのその運営などについてですが、昨日の説明でも先ほどの説明でも、全部こう事務的なものはみんな村でやるようになりということですので、そういう点からも非常に村も大変になってくると思うんですけれども、それでやまのこ保育園としては運営だけ、運営というかその保育をやって、その保育士さんたちの中の回すだけになってくると思うんですが、その中で先ほど言いましたけれども、片方は私立であり、片方は公立であり、全然違うものとしてなりましたが、やはり場所的にも上と、それから中間から、上というか、竹田方面とそれから中間から上というような感じで地理的にもあるんで、そこら辺をやはりなるべく両方の保育園へ人数的にバランスとれるように持っていくために、先ほども広報などで募集を始めて、また11月の説明会でと言われましたが、公民館のいろんな学級の中でも両方の説明会を再度いろんな場所でやってほしいと思います。

それから、その点はそれでいいんですが、あと子ども新システムについては、これから導入されてどんどん検討していくと言われましたが、今いろんなところでこの新システムについては、国が介護保険と同じようにどんどん保育行政から手を引いていってしまうような形態にしていくということではいろんな運動が起きています。

そういう中で、村でもこれから導入に向けて徐々に検討しながら研究していくということですので、ぜひこの今の保育システムから後退するようなことがないような手だてをぜひ村独自でも、国の制度でと言われたんですが、とれる限りでとってほしいと思いますが、その点ではどうでしょうか。

それから、③つ目の建設検討委員会では、設計士さんが現場監督としてと言われたんですが、やはりせっかく建設委員会も今行われているんで、その人たちとも意見交換ができるような状態にしながら、それぞれ建設は建設で関係なくというか、どんどん進めていってしまうというよりも、やっぱりいろんな要望とかそういうのを聞きな

から調整してできるような状態を進めていってほしいと思いますが、その点ではどうでしょうか。

この②番目の子ども・子育て新システムの実施という点では、今のこれがもし導入された場合、私も少し調べた限りでは今やられていることがどんどん変わって、村で責任持って例えば運営とかお金を出す点についてもほとんどやっているんですが、それもずっと大きくシステムが変わってしまうということになって、例えば25年から導入されると、そこ1年ぐらいでこの認可園としてのやまのこ山形保育園とのこういう関係というのもなくなってしまうと思うんですが、そういう点ではどのようなことが懸念されて、どのように村としてはやれるかどうかというのが、もしおわかりでしたらお願いします。

○議長（神通川清一君） 山口保育園長。

○保育園長（山口隆也君） 子ども・子育て新システムの内容と建設委員会の内容でよろしいですか。

子ども・子育て新システムなんですけれども、これ、村のいわゆる裁量で、村独自の事業で展開できる範囲というのはどれだけ許されるかというのがちょっと現在わかりません。

補助制度のときというのは、市町村が独自に補助以外の制度を設けるということは国は非常に嫌っていたんですが、最近はある程度市町村の裁量に任せるよという部分も結構出てきています。

ただ、やはり基本になるのは国がつくった制度が基本になりますので、山形村独自の制度というのはある程度限られた部分になってくるのではないかと考えています。ただ、現在のところまだ骨格が示されたところでありますので、保育園で行きますと幼保一体化ということで、いわゆる幼稚園と保育園を1つのものにしようということで、学校教育法、幼稚園の学校教育法と、それから保育園の児童福祉法を合体させたそんなものをつくろうとか、あと子ども手当の支給の関係とか、あと保育が少人数でもできるよとか、あと保育料の徴収の仕方ががらっと変わってしまうのではないかと、給付という言葉が一部出ていますので。そういう点で現在はそれを受けとめて次の段階がどうなるかということを見守るしかないという状況になってまいります。

ですから、これから国は23年度の国会で法案を通そうとしているようですし、もう1つ村長の答弁にありましたように、財源をどうするかという非常に大きな問題があります。この辺についてもこれから議論が重ねられる。財源の裏づけがなくては制

度はできていかないという面もありますので、この辺についても注目をしていきたいと思えます。

また、議会に対しましてもこれからいろんな情報が入ってきますが、その都度報告をしながら審議をしていただきたいと思います。

それから、建設委員会ですが、当然建設委員の皆さんにいろいろご意見を聞かなければいけない場面がこれからいろいろ出てくると思えます。ですから、その都度ご意見をお聞きしながら、よりよい保育園建設に向けていきたいと思えます。

以上です。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、よろしいですか。

○1番（大池俊子君） 最後に、この子ども・子育て新システムでは、今の状態では家庭は応能負担というか、応益。

○議長（神通川清一君） 4回目ですね。大池俊子議員に申し上げますが、ただいま3回になりましたので、会議規則第55条の規定により質疑を終了します。

次に、質問事項2「山形村子育て支援の進捗状況は」について質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） 済みませんでした。それでは、2つ目の質問をしたいと思えます。

「山形村の子育て支援の進捗状況は」ということで、山形村子育て支援検討委員会より第1次、第2次答申書も出されています。その進捗状況はどうでしょうか。

①つ目に、新たに計画されている子育て支援センターとふれあいの館で行われている児童館事業、放課後児童健全育成事業、子育て支援事業についての利用区分や今後の計画は。

②つ目に、子育て支援センターの設計及び運営方針についての住民意見の反映を十分にさせるためにどう計画していますか。

③つ目に、村と住民との協働事業となれるセンターにするためにどう考えていますか。

④つ目に、山形村の子育て支援についての長期展望に立った村としての計画は。

⑤つ目に、子育て支援センター建設に向けてのこれからの予定はどうなっていますか。

これで第1回目の質問とします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、2番目の「山形村子育て支援の進捗状況は」のご質問にお答えしたいと思います。

最初の質問であります「新たに計画されている子育て支援センターとふれあいの館で行われている児童館事業、放課後児童健全育成事業、子育て支援事業について利用区分や今後の計画については」ということのご質問にお答えしたいと思います。

現在、ふれあいの館で行っている事業でございますが、大きく分けまして3つの事業が行われておりまして、具体的には放課後児童の受け入れ時間帯や、小学校の長期の休みの期間中ではふだんの児童館事業や子育て支援の受け入れが困難な状況となっております。

子育て検討委員会が出された答申にもございますように、子育て支援の拠点として相談・交流・情報関連等を総合的に備えた子育て支援全般を事業展開できる支援センターを設置することによりまして、受け入れ体制をそれぞれの目的別に幅広く利用できるよう図っていきたいと考えているところでございます。施設の利用区分につきましては、答申の趣旨を十分生かすよう取り組んでいる段階であるため、まだ結論は控えさせていただきたいと思っております。

次に、2番目の「子育て支援センターの設計及び運営方法について住民意見の反映はどう考えているか」と、3番目の「村と住民との『協働事業』となるセンターにするためにどのように考えているか」についてお答えしたいと思います。

第1次答申で出された内容を重視いたしまして、さらに多くの意見を聞く必要があると考えております。村民の皆さんにご理解いただけるために公聴会等を開催し、子育て関連サークルの協力をいただき、これから具体的な協議を進めてまいりたいと思っております。

次に、4番目の「山形村の子育て支援についての長期展望に立った村としての計画は」についてお答えしたいと思います。

昨年策定いたしました次世代育成支援対策推進後期行動計画にある基本目標に向け、基本施策と個別事業を展開することは当然でございますが、その拠点として支援センターが設置されるわけでありまして、十分協議した上で村民の皆さんの期待にこたえられるような施設にしたいと考えております。

次に、5番目の「子育て支援センター建設に向けてのこれからの予定は」についてお答えしたいと思います。

子育て支援にかかわる庁内組織の見直しや建設に向けての準備室も必要ですし、答申で出されている専任の職員体制を踏まえ、開設に向け準備をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、再質問があれば質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） これ、2回目の質問をします。

昨日もファミリーサポートの方々と議会との懇談会が開かれました。その中でファミサポのお母さんたちの中からは切実な訴えがされました。子育てをこの山形へ来て引っ越す中で子育てに非常に悩み、その中でファミリーサポートとかそういうのに知り合い、助けられ、またその中で自分もまたボランティアとして助けていきたいというようなこともたくさんありました。

それから、支援センターの中も形だけでなく、やっぱり命のあるものにしてほしいということで要望が出されています。そういう中でそれにはまず今行われているふれあいの館、また今回子育て支援については教育委員会、住民課、また保育園、福祉課とそれぞれのところで行われていますが、そこを整理し、また新しく計画されている子育て支援課の設置に向けて整理されていかないとうまくできていかないし、支援センターも形ばかりで中身のないものになってしまうと思えます。

そのために1つ目の今行われているふれあいの館での事業について、今まだ途中の段階だと言われましたが、その中で今、児童館事業、放課後児童についても今、今年児童館事業の中身とかが変わったばかりで、なかなかこう十分に機能されていないように思われます。

その中でも今まで行われていたお誕生会とか、それから七夕やクリスマス会など行事が中心になってしまっているという話も聞かれていますし、そういう点では児童館としての役割、また放課後児童の本当に働いて困っているお母さんたちが預けて、安心して働きながら預けられるというところまで本当に今行っているかといえば、いろんな心配事が出されている中でどのように整理していくか。

子育て支援事業も今やられて、利用しているわけですが、やはり児童館の方の子どもたちが来ると、もうそこにはいられなくなって、どうしても時間が区切られてしま

うなどいろいろ出されていますが、そういう中での子育て支援センターの期待されるというものは非常に大きいと思います。

昨日も出されましたが、やはり建物ばかりでなく中身が充実されるようにしていくためには、どうしても支援センターの運営委員会というものが必要ではないかという話が出ていますが、ぜひ早い時期に立ち上げてほしいと思うんですが、そういう考えはないでしょうか。

それから、その子育て支援課が、今度組織検討委員会の中でも中身をちょっと見させてもらっても、いろいろ調整していかないといろんなのが、福祉課のが違うところへ行ったりとか、行っていけないと思うんですが、その検討はいつごろから始められるわけでしょうか。支援センターの設置に向けて子育て支援課をどうするかというのもやっていかないとうまくそのところが機能していかないと思うんですが、そういう点ではどうでしょうか。

それから、もう1つは協働事業となれるためには先ほどの運営委員会を立ち上げ、また充実させていくということが非常に大事だと思いますが、その点での質問をします。

それから、先ほど公聴会も開きたいということですが、その計画はもう1年、2年ないと思うんですが、具体的にどんどん進めていかないと住民の意見を十分に取り入れられるようにはなかなか進んでいかないと思うんですが、その具体的な計画はどうなっているのでしょうか。

それから、きのうの懇談会でも感じたんですが、きのうはファミリーサポートなんですが、山形村にもいろんな子育てサークルとか子育ての組織があるんですが、そういう人たちの中に入り込んで、議会もそうですが、村もどんどん入りながら意見・要望を聞いて、十分その中身が満たされるようなセンターにしてほしいと思うんですが、そういう点では今後どういう計画でいるかを再度お願いします。

それから、その運営の仕方、支援センターが始まったのものなんですが、やっぱり子育て、未就園児の子育て支援としての充実と、それからゼロ歳児から18歳までの子どもたちの相談窓口とか支援するためにどうするかという問題と、それからもう1つ、子育て支援課の中にもあったんですが、障害のある子どもたちをどうするかというのも出てくると思うんですが、そこら辺のところをどういうふうに取り入れていくのか、お考えがあったらお願いします。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 大変たくさんのご意見をいただいているところでございますし、大池議員おっしゃいましたように昨日ファミリーサポートとのお話し合いの中でも私どもの悩んでいる部分についても今ご指摘いただいたところでございます。

今まで私ども子育て支援に対するところの論議をした中で、やはり大きく2つの問題が出ているような気がいたします。それは今までも子育て支援検討委員会の中で何回も論議して、一応の答申はいただいたところでございますが、これから実際に何をやっていくのか、具体的に何をつくっていくのか、どういうことの論議をしていくかという、これが1つでございます。

そして、もう1つは今もご指摘ありましたけれども、子育て支援センター建設のありきではないのではないだろうか。既設のふれあいの館の事業、あり方も含めて論議をしていくべきではないかという、この辺やっぱり大きく2つに分かれていたような気がいたします。

ご案内のように今ふれあいの館の運営をめぐるは大変なといいますか、いろんなもう諸問題が出ていることは事実でございます。放課後児童クラブ、そして児童館事業が1つのあれだけの狭いところで一緒になっているという中の矛盾というのは、かなりいろんな面が出てきております。

図書館事業がこれは図書館開設がされた中でのやっぱりいろんな問題というのがございまして、やっぱりここら辺は子育て支援を全体的に論議する中で、どうしてもクリアしていかなければならない問題だと思っておりますので、ふれあいの館の運営委員会の中でさらに論議を詰めながら、どういう形の子育て支援事業、そしてふれあいの館事業が好ましいかという点について、もう少ししっかりした論議をしていきたいなと考えているとことでございます。

さらに組織の問題が出されました。ご指摘のようにこの子育て事業を論議していく上においては、やっぱり村の組織がどうやっぱり作り上げていくかということは大きなやっぱり論点になります。当初、この春に検討委員会の第2次までの答申をいただきました。そういう中でやはり私ども考えたのは、組織をこれからどうするかということをしっかり論議した中で具体的な論議に結びつけた方がいいのではないかとということで判断させていただきました。

その結果、先日お見せいたしました庁内の検討委員会の中での答申といいますか、それをお見せしたところでございます。したがってはこれから基本的にはその答申を私ども受けさせていただきたいと思いますが、細部にわたってもう少し具体的な点に

ついて、来年の子育て支援課開設に向けて詰めていきたいなど考えているところでございます。

具体的には組織をいじくるとなりますと、条例の改正なんかも必要と思いますので、12月の定例議会の中に具体的に条例改正も含めてご提案申し上げたいと思っておりますし、その前に当然職員の採用等も絡んできますので、そこら辺の展望もしながら具体的に進めていきたいなど考えております。

そして、もう1つやはり子育て支援の問題を論議するときには、住民の皆さんとどうやっぱり認識を共用できるのか、そしてそういう中で子育て支援事業を皆さんと一緒に考えていく、そういう体制をつくるかというのが大きな観点になってくると思っております。そこら辺がやっぱり一番こう悩むところでございます。

今までもシンポジウムなんかも皆さんもご協力をいただきながら開催してきたところでございますが、なかなかやはり集まってきていただけません。私どものやり方がちょっと悪いかもしれませんが、これからは具体的な論議に進んでいくこととなりますので、具体的な論議の中では住民の皆さんも興味を持って、そして参加していただけるのではないかとということで期待しているところでございます。

それと、まだファミリーサポートの皆さんの方にもいろいろなご注文をいただいているんですが、村の中にも子育てに対するところのいろんなサークルがあるということも十分承知しておりますので、その皆さん方にも呼びかけながら公聴会なり、あるいはいろいろ工夫しながらやっぱり進めていきたいなど考えているところでございます。

そして、ちょっとまた戻りますけれども、ふれあいの館のこれからのあり方を論議するときに、やはり今ここにしゃぼん玉塾の皆さんが入ってきております。そして、しゃぼん玉塾の皆さんをどうやっぱりどんなような形でこれからの障害者の皆さんの就労も含めた形での論議というのも大変重要になってきていると思いますので、そのことを抜きにしてふれあいの館のあり方も無視できないと思いますので、含めて考えていきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、これから具体的な論議をどんな形でこうやっていくというのは大変重要になろうかと思っておりますので、私ども庁内の中での組織ももう一度再構築しながら、もうある程度まで具体的にその案をお示ししながら、そして皆さんで論議していただく方が論議しやすいのではないかと考えております。

当然そういう中で今までご要望もございませファミリーサポートさんの位置づけと

か、ファミリーサポート事業の位置づけとか、あるいは障害のある子どもさんたち、あるいは病後時児童の皆さんのこれからどうするかということも含めて論議していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、よろしいですか。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） これですべて3回目の質問にしたいと思いますが、今具体的にこれからやっていきたいと言われましたが、今現在の段階はどこまで来ているのかということと、それからもう開設に向けてどんどん始まらないと実際にうまく稼働していかないということになってくると思うので、これから開設までの期間、どのように具体的にもう例えば9月は何をやるのか、10月は何をやるというくらいな感じでどんどん公聴会何なりやらないと形あるものになっていかないと思うんですが、その点ではどこまで考えておられるのか。

それから、もう1つ、庁内の組織も新しく子ども支援課とか組織委員会の答申を受けて、それに沿って受けたいということですので、その問題も来年の例えば24年から始めるとしたら、もう始めないと間に合わないと思うんですが、そこら辺のところでも具体的な計画をお持ちでしたら答えていただきたいと思います。

それから、ファミリーサポートは1つの団体ですが、まだしゃぼん玉とかてまりとかいろんな団体があるんで、その公聴会と同時にというか、並列して村の中にあるいろんな子育てをやっている、また障害者などのいろんな組織の中へも入って行って、多くの住民の声を聞きながら充実した内容に、支援センターにしてほしいと思いますので、その点をお聞きして最後の質問にしたいと思います。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、百瀬副村長、答弁願います。

○副村長（百瀬泰久君） 今、保育園の建設が実は始まっている、実はといいますか、始まっているところでございます。皆さんに大変ご心配をかけながら、また東日本の大震災のああいう影響も多少あったことは間違いのないわけでございますが、何とか建設に結びつけているところでございます。

当初考えましたのは、今大体保育園の建設が今から予定だと来年の7月ころ完成すると、順調に行きますと予定でございます。それで、ご案内のように子育て支援センターなるものをつくる際には、あそこの旧園舎を壊してその場につくるという、そういうことで基本的な計画がなされていたところでございます。

そうなりますと、そこを、旧園舎を壊してそこを整地して云々ということになりますと、大体10月ごろからということで予定は考えておりました。ただ、どのくらいのものにするかは別にしろ、結構大きなものになりますので、とても半年では無理でございます。これは今申し上げた10月から云々やって7カ月か8カ月かかるとすれば再来年の5月か6月という、早くてもそんな計画になるということで考えていたところですが、そうなりますとやっぱり来年度の予算にどう間に合わせるかという形になろうかと思えます。

そうなりますと、この12月までには何とかこれ持っていかなければいけません、12月に大方のものは。そこで、基本的な問題になるんですが、やはり12月まで果たして、今先ほど第1回の答弁で申し上げたんですが、いろんな諸問題をしっかり論議する時間的なものがね、そこまで焦っていいのかということ、私も正直言って考えているんです。

もう少しいろんな論議を積み重ねながら、もう少しどうせつくるならちゃんとしたものをつくりたいということになりますと、多少それはずれてもやむを得ないかな。ずれることの方が、本当はやっぱりその方がご理解いただけるのではないかというよな、私は思っているんです。

したがって、どこまで、いつというのをなかなか言えないのがちょっと申しわけないんですが、そういうしっかりした論議を積み重ねる中でやっぱり考えていきたいと考えています。気持ちとしてはもうできるだけ早くつくりたいということは、私ども十分承知しておりますし、気持ちとしても夢へ出てくるぐらいですけれども、私も毎日、そんなことで。

それとやっぱりそういう中での庁内の組織をどう位置づけるかということになりますと、庁内の組織、例えば来年子育て支援係を、あるいは課をつくります。その組織がどんな形で支援センターの方に移行していくか、あるいはつなげていくかというのは大きなこの論点になりますし、大事なことで、それで子育て支援センターをパッとつくって、そこで子育て支援業務をやりなさいというのはなかなか難しいですよ。

したがって、来年つくる中で、その準備室的なものをその中で並行してつくりながら、その中でさらに具体的にどんな形での支援センターの業務というものを充実させていくかというものを勉強し合いながら、あるいはほかの市町村の方へ行って学んでいながらやっていくという方が、実際に運営する立場からすればうんと大事なこと

と思っておりますので、その論議を即もう終わってからずっと続けていきたいということでございまして、そういう立場ではやっぱりいつまでということはまことに申しわけないんですが、もうできたら早くやりたいという気持ちはぜひお酌み取りいただきたいと思っておりますし、またファミリーサポート以外の方々のそういうご意見も十分お聞きしながら進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、次に質問事項3「東日本大震災から」について質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、3つ目の質問をしたいと思えます。

「東日本大震災から」ということで、東日本大震災から6カ月になりましたが、被災地の復旧ははかどりません。村社協によるボランティアグループが3回にわたって支援に行きました。先日の防災訓練の中で、上大池では復興支援に2度参加された方のミニ報告会も開かれ、大変に有意義なものになりました。

福島原発も収束には至らず、逆に大量かつ広範囲に放射性物質は放出され、放射能への不安は広がっています。特に放射能への感受性が高い子どもたちを放射能被害から守ること、健康を守ることは重要と考えます。

また、①つ目の質問で、「保育園、小学校、中学校の防災訓練の実態は」どのようなものでしょうか。

従来の避難訓練では先生が校内放送で机の下に入るように指示し、その後、校庭に集合する。しかし、実際には強い揺れが来たら、とても校内放送ができる状況にはないし、子どもたちが机のあるところにいるとは限らない。緊急地震速報による避難訓練、ピロンピロンと緊急地震速報が鳴ったら上から物が落ちてこないか、横から倒れてこない場所であるか、子どもたちが自分で見つける。教室だけでなく音楽室や図書館、掃除の時間などいろんな場面での訓練が必要かと思えます。

その中で、緊急地震速報による避難訓練のこの取り組みも必要ではないかと思うんですが、その点でどのようにされているかをお聞きしたいと思います。

②つ目に、松本市でも今度の9月議会に提出されるということですが、被爆による住民の健康被害を防ぐために、甲状腺がんの予防に効果がある安定ようそ剤を購入する方針を決めているとします。

山形村でも子どもたちのために安定ようそ剤を購入し、備蓄してほしいがどうか。

これで1回目の質問とします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。簡潔にお願いします。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、3番目のご質問、「東日本大震災から」のご質問にお答えしたいと思います。

最初の質問でございます「保育園、小学校、中学校の防災訓練の実態は」についてお答えしたいと思います。

まず、保育園の状況について申し上げます。保育園では、山形保育園緊急時避難マニュアルと避難訓練年間計画によりまして、毎月、全園児が参加し、火災と地震を想定した避難訓練を実施しております。

具体的には、非常時の合図を知る。2番目として指示をよく聞いて行動する。3番目として基本的態度を身につける。4番目として条件を変えたいろいろな場面を経験する。5番目として場所に応じた指示をよく理解し、行動する態度を身につける。6番目として職員の臨機応変な態度を養うを保育園では実施しているところでございます。

次に、小・中学校の防災訓練の状況につきまして申し上げます。小・中学校では、毎年度策定する教育計画の中に防災訓練を位置づけ、計画した内容により訓練を行っております。また、訓練実施に当たっては学校保健安全法で定める学校危機管理マニュアルにより、学校職員がとるべき手順によりまして訓練を行っております。

具体的に申しますと、小学校では4月に避難路の確認のための訓練、8月には地震を想定した訓練、12月には火災を想定した訓練を行い、そのほかの訓練として不審者対策の訓練を行っておるところでございます。また、中学校では5月に火災を想定した避難訓練と集団下校を想定した訓練を行い、9月には地震及び火災を想定した訓練を行っております。

なお、東日本大震災後に危機管理マニュアルの見直しや確認をした事項として、小学校では「緊急時児童下校・引き渡しマニュアル」の見直し、中学校では地震発生時

の職員の対応について再確認を行っております。

以上であります。

次に、2番目のご質問であります「安定ようそ剤の備蓄について」お答えしたいと思います。

大池議員が申されるとおり新聞等の報道では、松本市は安定ようそ剤を40歳未満の市民約11万人分を市内4カ所の薬局に分散させて備蓄すると新聞報道がなされました。県の衛生部にお聞きしましたところ、長野県内では飯山市と松本市が購入を決めているとお聞きしております。また、長野県内のすべての市町村が原発事故の防災マニュアル策定地域に該当していないようでございます。このようなことから長野県として現在安定ようそ剤は備蓄をしていないと聞いております。

また、山形村は新潟県の柏崎刈羽原発や石川県の志賀原発から150キロほど離れている状況等ございまして、そんなことから判断いたしまして、村といたしましても現段階では購入は考えておりません。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 大池議員に申し上げます。議会の申し合わせによる質問時間の制限を超えそうですので、以上で質問を終了したいと思いますがいいたすか、もう。

○1番（大池俊子君） ちゃんともう30秒あるんです。

○議長（神通川清一君） はい、それでは大池俊子議員、簡潔に。

○1番（大池俊子君） 済みません、最後に安定ようそ剤のことなんですが、やはりお母さんたちの中でも話題になっていて、松本市、ほとんど合併して松本市になっているんですが、松本市では安定ようそ剤が確保されているのに、山形が単独で確保されていないというのは非常に心配だという声は何人かにお聞きしました。

ぜひ今考えていないということですが、ぜひ今後周辺の松本市がそういう状況でするので、検討してお母さんたちの安心のためにもやっていってほしいと思います。

これで終わります。

○議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 安定ようそ剤でございますけれども、これをただ単に購入するだけでは済まない部分が出てきます。当然これに対してどういうふうに判断をして、どういうふうに使うかという当然マニュアルをつくらなければいけない。

それと、あと丸剤と粉剤というふうにございます。5年と3年というような消費期限というふうに聞いておりますが、これもだれが調合して、医師とどういうふうに協

定を結んでいくかという部分も入ってきますし、あと飯山市でやったのは多分新潟県
の原発の範囲が50キロというようなことの見直しの中で、その範囲に入るとい
うようなことを聞いております。

総合的にやはり県の指導を仰ぎながら、県でも備蓄されていない。町村の状況を見
た中で今後は判断をしていくというような考えでおりますのでよろしくお願いいたします
ます。

以上で、大池俊子議員の質問は終了しました。

◇ 小 林 武 司 君

○議長（神通川清一君） 次に質問順位2番、小林武司議員の質問を行います。

小林武司議員。

（3番 小林武司君 登壇）

○3番（小林武司君） 議席番号3番の小林武司です。

今日は山林関係に関するような質問させていただきます。

最初に、「山林の間伐整備について」、それから後で「外国資本の森林取得につ
いて」を質問させていただきます。

○議長（神通川清一君） 小林武司議員、済みません、質問事項1「山林間伐整備につ
いて」質問してください。

○3番（小林武司君） はい。それでは、「山林の間伐整備について」質問いたします。

県は森林づくり県民税を主財源として平成20年から、みんなで支える里山整備事
業で1万548町歩の間伐整備をしました。また、ほかにも地域で進める里山集約化
事業でも7,584町歩ほどが間伐などで整備されてきました。

その間、荒廃防止が主目的ということで、切り捨て間伐がほとんどであったかと思
います。山形でも両方の制度を恐らく併用して行ってきたと思います。

また、林野庁は2020年までに材木の自給率50%という方針を打ち出しまして、
今年から搬出間伐が主導となる造林事業として「森林管理・環境保全直接支払制度」
というものに内容を大分改正されました。

そういう中でこの3年間ですか、行ってきた間伐の内容ですけれども、山形村に
関しては村有林とか私有林があるわけですがけれども、どのように事業が進行されたか
お聞きしたいと。

そこで、質問として、

1 番目に、22 年度までの村有林・私有林の間伐面積と、またその対象者数はどうでしょうかと。

それから、2 番目に、昨年からは始まっているわけですが、現在実施されている唐沢地区の事業ですけれども、事業内容が1つじゃなくこれも2つかいろいろ併用されているかと思えますけれども、内容の面積とか概要をちょっとお知らせ願いたいと思います。

それから、間伐材の利用拡大の動向ということで3番目に質問したいのですけれども、搬出間伐がこれから非常に主体になってくるという中で、利用の拡大が大変に重要なことになってくるわけですけれども、そういった点も村としてというか、地方事務所の方針とかその辺はどうなっているか、以上の最初に3つの質問をしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願ひします。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、小林議員よりの質問事項、最初の1の「山林間伐整備」についてのご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問でございます「山林の間伐整備面積、対象者数は」についてお答えしたいと思います。

村の山林面積は、清水高原の別荘地を除きまして約1,231ヘクタールでございます。内訳では村有林が568ヘクタール、私有林が663ヘクタールあります。森林所有者は個人、共有林、団体合わせまして182組合員となっております。村有林のうち約411ヘクタールは保安林に指定されておりました。保安林につきましては、県におきまして計画的に森林整備が実施されております。保安林以外の村有林の間伐につきましては、平成14年から18年度にかけまして、補助事業により103ヘクタールの間伐が実施されました。若干残った面積がございますが、村有林につきましてほぼ、ほぼですね、完了しております。

私有林でございますが、私有林につきましても保安林に指定されている箇所がございます。県により森林整備が行われております。保安林以外の私有林につきましても、平成10年より間伐を推進してきておりました。森林づくり県民税が創設される前の年、平成19年度までにトータル82ヘクタールの間伐が実施されました。平成

20年からは森林づくり県民税を活用した森林整備がスタートいたしまして、森林所有者のご理解とご協力、そして作業主体の森林組合と連係を図りながら間伐を推進してまいりました。

その結果でございますが、20年度には18ヘクタール、21年度はなろう原の南側の斜面ですが、この山林33ヘクタール、それから22年度、昨年は上大池・南沢地区46ヘクタールと、年々間伐実施面積は増加しました。平成10年から昨年22年度までの13年間の総トータルの間伐実施面積でございますが、村有林、私有林合わせて281ヘクタール完了しております。

次に、2番目の質問でございます「唐沢地区の事業概要について」お答えしたいと思います。

国の森林政策の見直しによりまして、本年度より面的にまとまって、また計画的に間伐材を搬出する森林施業が国の補助対象となりました。このため唐沢地区の山林所有者の皆様より、昨年より何回か会合を持ちながらこの事業実施に向けて森林組合とも調整をとりながら推進をしてまいったところでございます。

その結果でございますが、大方の皆様方の同意をいただく中で、松本広域森林組合が事業主体となりまして事業着手しております。本年度、23年度の実施面積は37ヘクタール、地権者数は15名でございます。現在、間伐材を搬出する作業道でございますが、これが延長約3キロメートルを開設している段階であります。作業道が開設された後でございますが、順次木材が搬出される予定となっているという報告を受けております。村におきましても木材が集团的に搬出されるのは久しぶりのようでございます。

県の段階に、長野県の森林づくりを考える県民会議がございます。この会議の委員の皆様方が、今回唐沢地区での事業実施状況について現地視察をするということも聞いております。

次に、3番目のご質問であります「間伐材の利用拡大の動向について」お答えしたいと思います。

間伐材、県産材の利用拡大であります。昨年完成を見ました下大池地区の集会施設、コミュニティーハウスでございますが、これも県産材を活用した施設でありますし、国の林業補助金も充てられておるところでございます。

また、長野県の独自施策として個人住宅の新築やリフォームに県産材を利用した場合、一定額を補助する制度もございます。私が今部会長を務めております県町村会の

産業経済部会でも、国産材や間伐材を含む県産材のさらなる利用拡大に向けまして、国・県に施策の充実や支援強化を要望や要請をしているところでございます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 小林武司議員、再質問があれば質問してください。

小林武司議員。

○3番（小林武司君） 大変不勉強で、20年前の14年あたりからやっていた内容がわからなくて申しわけなかったと思います。

合計で281ヘクタール完了したということですが、そして今度の唐沢地区で始まっている37町歩についてですが、非常に将来本格伐採のときにまた非常に今度の搬出間伐ということは、作業道、搬出兼またハーベスタとか大きな作業機械も入れるということで、両方将来そのときにも有効に使える事業であると思います。

そういうことで非常にこの事業の方が大変将来的には先行投資としてもいいかと思えます。今までの切り捨ての場合は中には不評というか、そんな意見もあった経過がございます。

そういう中で、搬出された材木ですが、非常にいいものから悪いものからいろいろあると思えますけれども、制約がありますけれども、1年に何立方以上出せとかありますけれども、村独自で製材業とか建築屋さんとか、そういう中での利用というものはやはりできなくて、松本広域連合で、昔の筑南組合の、今度松本広域になったと思えますけれども、そういう森林組合の関係でセオヤノ木材だったかな、そこら辺と今間伐材の利用ということで締結されていると思えますけれども、そういった中に村でもし幾らかでも利用に関与できれば、製材業も今ほとんどやっている利益が上がらないということが一番ですが、そういうこともあるし、遊んでいる機械ということと、製材とかああいうのも今は非常に高度な技術を要する人でなければ難しいこともありますので、そういった人材も村から今後なくなってしまう。本当に空洞化で林業関係の人がほとんどなくなってしまう、そういう心配もあるわけですが、その辺もし希望があればそういう人たちを援助というか、補助をしたりして村にも将来木が大事で使う時期も来るかと思えますし、そういうことにこたえる準備もしておいたことも必要ではないかと思うわけです。

そういった点もちょっとお聞きしたいと思います。関与をできるか、できないか。いろいろあるわけですが、もう。最初に2回目の質問、その程度でお願いします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、中村農林建設課長、答弁願います。

○農林建設課長（中村俊春君） 確かにかつては村内に製材業者さんが3業者、4業者さんございましたかね。そういった製材業もだんだんこの時代の流れの中で衰退しまして、今は専門的にやっている企業さんがおいでかと思います。

村内の事業者の皆さんも商工会の会員でもございますので、そんな折にも今、小林議員さん言われた後継者のそういった育成等につきましても、ともに考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、この間もちょっと新聞に出ていたのですけれども、村内でやはり間伐材の有効利用ということで昔、木枠で堆肥というか、落ち葉を他の元気づくり支援金と、少し広げてみようというような村内のそういった動きもございますので、そんなものも量的にすぐそういった間伐材がすべてそういったものに利用もなかなか難しいかと思いますが、そんな活用方法もあろうかと思います。

それから、森林政策でございますが、国の方も今まで切り捨て間伐に助成をしていたのですけれども、今年度から搬出間伐ということでございます。国の方も財政が非常に厳しいということの中で、将来にわたってこういった木材に永遠と補助を続けるということではできないという、困難ということで、今回から将来にわたりまして作業道をつくっておけば、将来にわたって木が大きくなっても搬出しやすいようにということの中で国の方も、これもどうも事業仕分けでこんなふうになってきたようでございます。

ただ、この前も先ほど村長の県の町村会の産業部会の会長ですが、8月4日に産業経済部会の中でもちょっとこの議論があったんですが、やはり搬出間伐と言っても急傾斜のところではなかなかできないと。ですから、この県の森林税、これは切り捨て間伐の補助対象になっていますが、これが一応24年で切れてしまうんですけれども、そういった地区もあるので、森林づくり県民税は今この県民税の効果、実証が検証されております。

市町村部会の中ではこの県民税は県民の皆さんのご理解をいただく中でそういった搬出間伐が困難なところも結構あるので、これは継続していただきたいというような要望も出されております。

以上ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（神通川清一君） 小林武司議員、よろしいですか。

小林武司議員。

○3番（小林武司君） 全くその見解は余り違ひませんが、森林税の方も一応20

年から始まって5年を時限立法で24年で完了するわけですがけれども、恐らく今の話である程度は継続の可能性が高いかとも思います、まだはっきりわかりません。

そういう中で、山形村で今後まだ間伐整備していく予定林というのは、まだ大分面積的には残っているかと思います。ただ、今度一番問題は集約化ということが一番大変な仕事になるかと思いますが、それと大きな木とか山がたんとあるようなところが非常にこういう事業に対して補助をいただいたということで、大分要望者が多くて、恐らく希望どおりにその事業を導入することが難しいかと思いますが、将来的に見て山形のためになると思って、ぜひその枠をなるべく獲得していただくようお願いしたいと思います。

そんなことでこの問題いろいろあるわけですが、質問を終了させていただきます。

○議長（神通川清一君） 次に、小林武司議員、質問事項2「外国資本の森林取得について」質問してください。

小林武司議員。

（3番 小林武司君 登壇）

○3番（小林武司君） 外国資本の森林取得ということで、新聞報道とかテレビとかいろいろありますけれども、数年前から北海道、九州の島みたいなものまで、森林が中国等の外資で買収されるケースが増えているようです。県内でも昨年輕沢でバージン諸島の関係の人で1件あったと思います、言います。

その取得目的が資産としての保有と、一番多いのは外国から見れば日本の緑の森林で発生する良質の水の確保が欲しいということが一番目当てで、水確保の割合が一番多いそうで、そのほかにも一番やっかいなのが不動産屋とか企業が、外国企業が入りまして転売等の投資買いもあるというような中で複雑化しているという。

それから、山林だけではないですが、水資源の保全に関しては佐久市と安曇野市は地下水に関してまで規制するようなことも法令などで検討してきて始まっているという内容でございます。

東日本大震災と一緒に起こった原発の事故で、放射能汚染などでちょっと一時より人気というか、外国から見ると日本を敬遠したようなことがありますして下火にはなっていますけれども、また再発というか、元に戻ってまた日本が目当てにされる、目安にされる可能性もあるかと思います。

そんなことで山形村だけがそれに関係なく、地下水もほとんどないし、気楽にして

いていいものかと。一応周りや市町村や県の方で、他県などで規制してくれば、逆に何もしないところ、また利用価値が割合平易にできそうなところは逆にまたねらわれる可能性もなきにしもあらずということで、そんなことで質問として、村でも幅広いいろんな想定のもとに法案をつくるとか、そういうのは急いでやることもないとは思いますが、いろいろ考えてまた検討はしておいた方がよいかと思いますので、その辺どのようにお考えでしょうか、村長にお願いします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、小林議員より出されております2番目のご質問「外国資本の森林取得について」のご質問にお答えしたいと思います。

「村でも幅広い想定のもとに検討が必要ではないか」というご質問であります。この問題に対しましては、森林法の一部改正によりまして、新たに森林の土地所有者になった場合は届け出義務を果たす法律が、平成24年4月1日、来年度ですね、より施行となります。

そんなことで、その外国資本が乗り込んでこないような、そういう対策の1つではあるかと思っております。また、先ほども申し上げましたが、現在村は県の後押しがありまして、森林の里山整備に力を入れております。こうした事業を取り入れることによりまして、森林の転売を防ぐ有力な手段ではないかと思えます。一番かわりのあります森林所有者の皆様には、国内での背景や森林整備の必要性、また森林の重要性等を訴えながら森林の保護・保全に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 小林武司議員、再質問があれば質問してください。

小林武司議員。

○3番（小林武司君） 大変に心配性と言うわけではありませんけれども、一番の問題はそう森林法が改正されたこともお聞きしました。ただ、所有権の移転とか、売買の後で30日以内の届け出というようなことで、売買がもう完了しちゃった後というようなことが基本になっておるもので、非常に不安な点も残っているわけです。

ただ、買収したもし人が、一番防御的な面では今の森林法と、中が山形の山も大変多いわけですが、保安林の条項で、買収後のその利用に関してはかなり防衛で

きるかなど、不法開発とか水源の涵養とか、そういうことで規制がありますので、森林法の中のそういう方法を実際は使って制約はできると思いますけれども、ただ買収された場合には大変に面倒で、ただ民法で206条、207条ですけれども、207条で行くと土地所有権の範囲ということで、土地の所有権は法令の制限内において、その土地の上下に及ぶというようになっています。

また、206条に関しては所有権の内容ということで、所有者は法令の制限内において自由にその所有物の使用、収益及び処分をなす権利を有する。こういう民法が外国の投資家や企業、その他にも同じように使われるというか、そういうときにこれをとめるということは、非常に逆に合弁会社とかそういう不動産の関係もありますので難しい問題で、国際法とかもあって、日本人が逆に外国へ行ってもっと同じようなことを、他国の土地を買ったりしている場合もあるかと思しますので、その辺は非常に難しいことですが、ただ上下に及ぶということで、一番問題になっているのが今、地下水ですけれども、こちら辺にも多少開発ということになれば許可とかそういうことがあるんですけれども、水に関しては特に規制があるところ、ないところ、これからつくるところがあるわけで、その辺も非常に不安、いろいろ考えてもらって、一応村でも一応そういう話があった場合にどこかで阻止できないかと。

それと、一番問題は関心がないだね。山というもの、山林というものがとにかく収益が上がらない。それと不法ではなくて不在地主でもいい。それで、農地法みたいに農業委員会とかそういうものを經由しなくて不動産屋とか個人対売買と、そういうことでもう知らない間に登記が移されていると、そういう内容が多々あるわけで、そういうこともしっかりと把握して、ことがあって、いざこざがある前になるべくとめられればうれしいというわけで、そうかといって全部が全部外国資本が入って買収されて、そこでいけないということではなくて、北海道のニセコ町ですか、あれはスキー場とかいろいろ有名なところで、外国の観光客というか、スキー客とかいろいろ活性化に役立つということで、リゾート地としてたしか25町歩ぐらいマレーシアではないかな、の企業が買って開発して、外国から外国の観光客だとかスキーの利用客とか、そういうことで地元には逆に活性化、雇用とかいろいろためにもなっているという、そういういい内容も別に全部悪いのではなくてあるということも考えてもらってもいいかと思います。

一番は値段が日本の値段のもう場所によってはもう計算違い、10倍とか20倍とかそういう値段で示されると、私有地の場合なんかもう何年持ったって山が1銭にも

ならないということで、目の前に1,000万円とか2,000万円のお金を積まれば、何か渡して、売却してしまうようなケースも多いかと思っておりますので、そういう日本の国土を外国に売るといふか、どっちかというおれの思うには日本の国土を外国、日本の国籍のない外国の人に売っていいものかどうか、そういうこともちょっと疑問に思うわけですが、法的にあるのか、ないのかもよくわからない。

○議長（神通川清一君） 小林議員、簡潔にお願いします。

○3番（小林武司君） はい。そんなことでいろいろと検討だけはしていただきたいと思いますので、そういったことを再度お願いして今回の質問を終了します。

○議長（神通川清一君） 答弁は必要ですね。

○3番（小林武司君） ええ、いいです。

○議長（神通川清一君） えっ。

○3番（小林武司君） 何か答えていただければありがたいですけども。

○議長（神通川清一君） それでは、ただいまの質問に、中村農林建設課長、答弁願います。

○農林建設課長（中村俊春君） 売買の前に阻止できないかということでございますが、先ほどもちょっと村長の方から答弁させてもらいましたが、今やっております県民づくり、県民税を利用した里山整備、それから国の搬出間伐に対する事業でございますが、これにつきましては所有者の皆様方と同意をいただく中で、20年間は売買はできないように、そういった協定にもなっております。転売できないような協定にもなっております。

ですから、そういった補助事業を活用することも、そういった外国資本を入れない手段の1つでございますし、山形村の場合、所有者の面積が非常に小さいものですから、そういった個々の情報等で、先ほどもその森林の所有者の皆様、特に森林の所有者の皆様方に森林の持つ重要性、大切さを今後も訴えながらやってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 小林議員、よろしいですか。

○3番（小林武司君） はい、どうもありがとうございました。

以上で、質問を終わります。

○議長（神通川清一君） 以上で、小林武司議員の質問は終了しました。

ここで、休憩したいと思います。10時45分まで休憩とします。

（午前10時38分）

○議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 10 時 45 分）

◇ 上 条 浩 堂 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位 3 番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項 1 「予算書の作成に関して」を質問してください。

上条浩堂議員。

（10 番 上条浩堂君 登壇）

○10 番（上条浩堂君） 10 番、上条浩堂であります。

それでは、質問事項の 1 「予算書の作成に関して」質問いたします。

昨年度、村当局は予算書の作成に関し、各所において款、項に次ぐ「目」ですね。「目」の見直しを進めました。その内容説明に関して、自分としましては納得がいかに否決に回ったわけですが、これから来年度の予算編成期を迎えるに当たり当局の方針をお聞きしたいと思います。

昨年変更になった各所の検証ですが、中には変更してよかった点もあることは自分も認めております。例えば公共下水道費が新設になった点、また児童措置費をやめ、ふれあいの館費並びに子ども手当費を新設した点等はよかった点だと思います。

しかし、公用車費を新設した結果、通園バス運営費等が削除された点、またなろう原公園費を廃止し、土木費の中の公園管理費に統合した点、並びにミラ・フード館費から一般給与費が削除された点等々に関しましては、果たしてこれが村民に対してよりわかりやすい変更だったかどうか、自分としてはいまだに理解しかねますが、当局のお考えをお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上条議員からの質問事項 1 の「予算書の作成に関して」のご質問にお答えしたいと思います。

予算は、1といたしまして村の事務・事業の執行計画、2といたしましてその執行に要する経費の財源調達計画、3といたしまして事務・事業ごとの経費の支出計画の3つの計画を1本として村の歳入・歳出という形で数量化し、取りまとめた計画であり、村が行う事務・事業はすべて予算に計上されており、その意味で予算は行政の設計書、予算は行政の設計書とも言えるものであります。

予算の編成はこれまで大きな変革がないまま推移してまいりましたが、本年度の村の当初予算では、住民によりわかりやすい予算の編成並びに円滑な事務処理の第一歩として実情に即しながら、必要に応じた整備・見直しなどを行って予算措置を講じました。

まず、総務費に公用自動車費の新設であります。一般会計に属する自動車類を消防車を除くと32台を有しております。前年度までは財産管理費と通園バス運営費などに予算計上してありましたが、本年度は公用自動車の維持管理費を1つの目として独立させ、公用自動車の燃料費・修繕費・保険料・重量税などを効率的に一元管理としました。なお、通園バス運転の委託料につきましては、保育園費に計上いたしました。

民生費では、ふれあいの館費ですね。ふれあいの館の管理費と子ども手当費を新設いたしました。

次に、土木費に公園等管理費の新設であります。条例で公園として設備してあるものはなろう原公園を含めて16カ所ございまして、前年度までに財産管理費となろう原公園費に予算計上してありましたが、本年度は公園等管理費となろう原公園との予算計上してありましたが、本年度は公園等管理を1つの目として独立させ、公園にかかわる管理と整備及び運営費などを一本化し、コスト分析の改善を図るよういたしました。

また、一般職の職員の給与費におきましては、歳出予算の款・項における最初の目に予算計上することを基本とし、教育費ではミラ・フード館費から一般職の給与費を削減しましたが、本年度は教育委員会事務局の職員体制の中でミラ・フード館の施設の一般職の職員は、トレーニングセンターに異動して兼務の職員体制となっております。

これからも予算の編成に当たりましては、最小の経費で最大の効果を上げるため、住民ニーズを見きわめ、優先順位について厳しい選択を行い、政策課題にスピード感を持って的確に対応することとし、より住民にわかりやすい予算編成をしていきたい

と考えております。

議員の皆さん方におかれましても、予算が村の1年度間における行政の設計図としてふさわしいものであるかについては、今後ともご提言・ご助言をいただければありがたいと思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、再質問があれば質問してください。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 村長のおっしゃるとおりかもしれませんが、いわゆる国が義務づけている決算カードにもありますとおり、目的別、性質別にその支出状況をあらわすように義務づけられておりますが、この観点はいろんな歳出に関していろんなさまざまな角度からのより明確な内容にするために作成が義務づけられているんじゃないかなと自分は思うわけですが。

より歳出を明確に細かくしてこそ、より住民の方々の理解も得られやすいし、得られやすい予算書となることは確実であるんじゃないでしょうか。もし都合の悪い部分も覆い隠すようなことは絶対なくてはならないですし、もし今後より明確な目を新設することがありましたら、ぜひためらわずにやり遂げてほしいですけれども、その結果として一般職の給与があらわれちゃったとしても、それはやむを得ないんじゃないかと、こんなふうに思いますが、再度村長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、住吉考査役、お願いします。

○総務課考査役（住吉 誠君） 実際のところ予算編成においてはこれが正解だとか、これがやって正しいというものがございまして、それぞれの市町村独自にいろいろな考え方のもとで款・項・目をそれぞれ設定しているところございまして、村長の答弁の最後にもございましたけれども、議員の皆様方にもいろいろなご提言・ご助言あれば、財政係の方にご連絡していただければ、少しでも住民にわかりやすいようなことで編成していきたいというようなことで考えております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、よろしいですか。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） それでは、最後にちょっと確認ですが、これはこの予算書の作成、目の見直し等は差し支えなかったらどんなメンバーで、どのような会議で諮られたかお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、住吉総務課考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） 毎年度新年度予算の編成につきましては、12月の最初のときに予算編成会議というのがございまして、こちらの方から原案的なものをそれぞれの職員に提示した中で、職員の意見を聞いた中で、全職員の意見を称した中で一応来年度予算の目とか変更点等を決めているような状況であります。

以上ですけれども。

○議長（神通川清一君） ただいまの発言で質問は3回になりました。

次に、上条浩堂議員、質問事項2「『介護マーク』推進の方針は」について質問してください。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

○10番（上条浩堂君） それでは、2番目の質問、「『介護マーク』推進の方針は」について質問いたします。

昨今の高齢化社会に際しまして、老々介護が大変深刻な社会現象として浮上してきますことは言うまでもありませんが、その中で認知症介護の問題があります。身体障害者の介護者と比べ、認知症介護者であることが第三者にわかりにくいため、あらぬ誤解や偏見を持たれて困るとの声が介護家庭から寄せられるケースが増えつつあります。

例えばトイレに付き添うとき、男性介護者が女性下着を購入するとき、また病院で診察の際、2人で入室するとき等々であります。こんな声に対して村として何か施策を考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上条議員の2番目のご質問「『介護マーク』推進の方針は」のご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の介護マークでございますが、平成21年に静岡県庁で認知症の方を介護している人などを交えて意見交換の場におきまして、認知症の妻を介護している男性からの体験談をきっかけに、介護マークの制作費を静岡県として22年度に予算化し、23年の4月より市町村等に配布しているとお聞きしております。

対象者は認知症の人ばかりではなく、障害者や難病患者など介護全般での使用がで

きるようでございます。

認知症の人と家族の会の長野県支部長のお話によりますと、公益社団法人認知症の人と家族の会、これは全国組織のようでございますが、この会が厚生労働省に対しまして、介護マークについて全国統一マークとしての普及を本年4月に要望し、厚生労働省といたしましても全国に普及するということになっているようでございます。

介護マークは実用性が高く、周囲の人に介護への理解を広めるという点でも効果が期待され、できるものと考えております。認知症についての理解を深め、認知症サポーター養成や認知症講演会等を通じまして住民一人ひとりが身近なこととしてとらえるように今後も働きかけまして、介護の悩みの相談窓口についても引き続き周知していきたいというように思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、再質問があれば質問してください。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 村当局としてもいろいろ情報をつかんでおられて大変心強いようございますが、実は先月、議会事務局の方をお願いして、実際に静岡で使っているこの介護マークを取り寄せてもらったのですけれども、これはたまたま静岡のものですから、このオレンジは何かミカン、静岡だもんですから、グリーンはお茶のグリーンだと。

自分の想定していたのはこんなに小さいものではなくて、もうちょっとゼッケンみたいな大きいのがあればいいのではないかなと、自分なりに思っていたのですけれども、これは静岡で使っている現物なのですけれども、何かこんなものがあれば、何しろ高齢者社会というのはもうこれから急速に進んでしまうもんですから、今すぐとは言いませんけれども、こういう方針を頭に置いていただいて、ぜひなるべく早い時期に実現、それを3月の一般質問で自分がいたしました救急医療情報キットですか、あんなのとも合わせて進めていただければ大変ありがたいと思います。

というのも、目的がこの介護マークもこの介護者ばかりでなくて、こういう小さな小さな施策の積み重ねが、やはりこの村づくりの本当に住みやすい村だと言われる第一歩ではないかと、こんなふうに考えますので、再度村長のお考えをお聞きしてこの問題を閉じたいと思います。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

○村長（清沢實視君） 上条議員のおっしゃられるとおりに今超高齢化社会に既に突入しております。その中で認知症の方も多くなってきているところでございます。その認知症が多くなってきている中でこのような提案をいただきまして、私どもといたしましてもいろいろと今後この厚生労働省の方で考えているということでございます。それを研究しながら、ならばなら早い段階にスピード感を持ってこのようなことは、そんなに特別お金がかかるというものでもございませんので進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、よろしいですか。

○10番（上条浩堂君） はい。

○議長（神通川清一君） それでは次に、上条浩堂議員、質問事項3「人間ドック等の助成に関して」質問してください。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

○10番（上条浩堂君） それでは、3番目の質問、「人間ドック等の助成に関して」質問させていただきます。

村として各検査への助成はいろいろありますが、少々気になるのは高齢者への助成には手厚く、いわゆる生産世代への助成が足りないのではないかとと思われる点であります。例えばがん検診におけるCT検査などは一般検査の8倍もの発見率があるそうです。早期発見が何よりの効果だとされるこのがん検診のようなこういう予防に関し、高齢者社会を支える若い方々へのさらなる助成の方針をもう一度再検討いただけないでしょうか。お願いいたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上条議員の3番目のご質問「人間ドック等の助成に関して」のご質問にお答えしたいと思います。

生産年齢の世代が含まれる国民健康保険の人間ドックの補助につきましては、健診料の区分により1人につき2万5,000円または4万円の補助を現在行っております。

本年度9月現在で人間ドックに対する補助は37名で、125万5,000円を支払っております。補助金額は近隣の自治体より高率の設定であると認識しておるところでございます。

また、厚生労働省の平成20年度から特定健康診査、特定保健指導は糖尿病、高血圧症、脂質異常症など生活習慣病の予防を図ることを目的としているわけでございます。国民健康保険では40歳から74歳までを対象とし、39歳以下につきましては循環器健診と村では加入保険に関係なく対象としております。個人負担は国保の特定健診は1,000円、制度対象外の39歳以下の若年層では国保に限らず同じく1,000円としております。この料金は昨年2,000円を半額に引き下げて集団健診または村内医療機関による個別健診で多くの方の受診を期待しているところでございます。

9月及び1月に行われました集団健診ではCTのほか肝炎、前立腺がんの検査も追加料金で可能であります。その他の検診では胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん等を実施し、それぞれ料金をいただいております。これらの料金はここ数年改定しておりません。

ご質問でのさらなる助成の検討につきましては、財政状況も勘案し、今後の保健事業を推進する中で検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、再質問があれば質問してください。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 先日の決算審査報告書にもありましたが、我が山形村の健診率が意外に低くて32.5%とありました。ここら辺もちょっと問題かなと思うんですけども、いわゆる病気の早期発見のための健診率の向上をどのように今後図られていくかをお聞きしたいと思います。

先ほどのご答弁の集団健診の2,000円が1,000円になった点、大変これ評価は高いと思うんですけども、自分の経験で肺健診のCT検査ですか、あれ、別に受けたら、たしか2,300円だったと思うんですけども、こんなところを若い方々にもうちょっと補助を差し上げて、一家を支えるいわゆる生産世代の早期発見により努めていただきたいと思っておりますが、再度答弁をお願いいたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、小野保健福祉課長、答弁願います。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 健診率アップにつきましては、やはり1つの手段としていかにその病気が大変かという中を周知する中で、やはり最終的には自分の健康は自分で守らなければいけないという部分が出てくるかと思っております。

確かに言われたとおり健診率については現状下がり気味の状況でありますので、いろんな機会をとらえた中でアップをしていきたいと。また、国の施策の中で特に乳が

ん、子宮がん、それと今年の4月から大腸がん検診につきましては年代層によつたら無料という部分が出てきますので、そういったものをRPしながらより一層図っていききたいというふうに思います。

それから、先ほど言った肺のCT、40歳以上の特に検診料を2,300円という話なんです、約60%の補助でございます。ほかの市町村とどうこうというふうに対比するわけにもいきませんが、隣の朝日村へ聞きますとやはり70%ちょっとの率でありますし、あと前立腺につきましても、実は私どもの方の前立腺につきましても約4割の補助なんです、朝日で行くと若い年代層で言うと72というような数字が出ております。こういった部分の中で、ここ数年、料金の徴収については改定をしておりますので、こんな中を若干仮に検診料金を下げることによって受診率がもし上がるものであれば検討して、その辺は財政問題もありますので、今後の検討課題とさせていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、よろしいですか。

○10番（上条浩堂君） はい、以上であります。

○議長（神通川清一君） 以上で、上条浩堂議員の質問は終了しました。

◇ 竹野 入 恒 夫 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位4番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「遊歩道について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

○11番（竹野入恒夫君） 11番、竹野入恒夫です。

私は今回大きな項目で3つの質問をさせていただきます。

野田新総理が誕生した2006年9月の安倍内閣発足以来、5年連続の交代劇、夏から秋にかけての総理交代は我が国の季節の風物詩か、何はともあれ安定した政治運営を望まずにはいられない。東日本大震災から半年が過ぎた。来年度予算の概算要求が8月に間に合わない異常事態、原発事故による日本農業の安心安全の回復への道のりははるかに遠い。日本のエネルギー政策は東日本大震災後は大きな転換期を迎え、その影響から世論は脱原発という方向で動いています。

しかし、幾ら脱原発を唱えても家庭と電気のかかわりは強く、また現在の日本にお

いて、電力事情は原発なしの火力・水力などの発電能力では追いつかず、テレビでも電気予報を伝えている時勢です。

問題は原発にかわる代替発電もこれといった方向性が確立されていない現在、長期化することは予見でき、新旧火力発電に伴う燃料費、建設費などによる電気料のアップのニュースはさらに一般家庭の心配事になっています。この関連の質問は3つ目にします。

それでは、一般質問に移ります。

その1は「遊歩道について」。

「はるか天空に古刹あり」と書かれている山形村のこのマップが、山形村遊歩道マップがあります。このパンフレットを作成した趣旨はどのようになっているのでしょうか。

(2) 清水寺を中心とした遊歩道が地図に載っています。コース名が記載されていませんが、カモシカコースとか名前がついているわけですが、何コースあるのかお聞きします。

(3) この清水寺を中心とした遊歩道は、村にとってどのような役割となっているのかお聞きします。

(4) 近年整備されなくなった理由は、草刈り、歩道の整備等。

(5) 全国各地でパワースポットと言われるような場所が多く紹介され、存在しています。山形村でもこの清水寺周辺をパワースポットとして全国に発信できないものか。

以上で、1回目の質問を終わりにします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長（清沢實視君） それでは、竹野入議員から質問事項1の「遊歩道について」のご質問にお答えしたいと思います。

まず、最初のご質問であります「パンフレットを作成した趣旨について」というご質問にお答えしたいと思います。

清水寺周辺の遊歩道は、少し前になりますが、生活環境保全林整備事業で開設されたものでございます。また、旧キャンプ場から尾根沿いに展望台を経て村境の三角点への遊歩道もございますが、これらを紹介するパンフレットがなかったために、平成

21年度の元気づくり支援金を活用いたしまして、パンフレットを作成したわけでございます。

2番目のパンフレットには確かにコースの名は載っておりません。各コースの入り口にコースの名前が表示されておりまして、カラムツコース、それから野鳥観察コース、どんぐりコース、カモシカコースの計4コースがあります。これがパンフレットには載っていないということでございます。このほか、スカイランドきよみずの駐車場から、これ第2駐車場からですが、清水寺に向かう歩道のようにコース名のついていない歩道も現在あるわけでございます。

それから、3番目の「遊歩道の役割について」お答えしたいと思います。

清水高原や清水寺を訪れた方々が遊歩道を散策しながら森林浴、野鳥観察、草花との触れ合い等、自然と親しみ合う場所でありまして、清水高原の観光的な位置づけの1つでございます。

4番目のご質問の「遊歩道の整備について」お答えしたいと思います。

除草、下草刈りにつきましては、年1回シルバー人材センターに委託しまして実施しております。また、清水古道からの続きの歩道部分につきましては、史談会の皆様方から、毎年下草刈り、除草をしていただいております。修繕につきましては、平成21年度に先ほどの元気づくり支援金を活用いたしまして、村民ボランティアを募りまして、傷みの激しい部分の修繕を行った経緯がございます。

5番目の「パワースポットとして全国発信できないか」についてお答えしたいと思います。

ハード面ではもう少し手を入れる必要があると考えておるわけでございます。議会全員協議会でもご報告したとおり、本年度から森の里親制度で企業での遊歩道周りの森林整備も行われる予定となっております。こうした取り組みの広がりにも期待するところでございます。遊歩道の中心にある清水寺、それから清水の舞台、村の観光拠点施設でありますスカイランドきよみず等の一帯を含めながら清水高原の情報発信、それと活性化に向けて努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、再質問があれば質問してください。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 趣旨はよくわかったんですが、やはりせっかくつくったパンフレットですので、もうちょっと工夫してもらいたかったし、やっぱりだれが見て

もわかるような状態にしないと、さっき観光資源の関係でも村長はきよみず、スカイランドきよみずからの遊歩道にもという話でしたが、これだと全然わからない部分もあるんで、やっぱりコース名とかついていないパンフレットでは意味がないような気がします。この費用は元気づくり支援金ですか、つくったと聞きましたが、どのくらいかかっているのですか、何部ぐらいつくったんでしょうか。

それと、どのような役割かということできよみず村長が言ったように、森林浴をしながら清水寺へ行くような歩道だったりするというわけですが、今の村長いわく毎年やっていると言ったけれども、ほとんどこのところやっていないよね。そして、今の現状は道もこんなような状態でもって、もう階段があってないような状態で、ほとんど通れる状態ではないよね。

なので、ぜひその観光面とか森林浴に使いたいということですので、もっと積極的に改善をしてもらいたい。今改善すると何とかやっていけると思うのだけれども、これ、放置しておくとも莫大なる費用が、かなりの費用がかかると思うんです、今やらなければ。その辺をよろしく願います。

それと、また企業による遊歩道の整備というようなこともあるんですが、全体的にこのあるコース全部をやらないと、もうその部分的にこの前私たちが伐採した場所とかだけだと、1カ所にかかわってしまうんで、全体的に全部の歩道をやってもらわないと意味がないと思います。

それと、パワースポットとしては全部の橋は難しいかもしれないですが、清水寺の仁王門から境内、そして本道、裏の池まで非常によい場所ですので、何とかこんなものを売り出す元にしてもらいたいと思うんですがどうでしょうか。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、中村農林建設課長、答弁願います。

○農林建設課長（中村俊春君） パンフレットですが、確かにご指摘のとおりパンフレットの中にはコース名が入っておりませんでした。これは元気づくり支援金で4,000部をつくりまして、経費的には48万円ほどかかっております。置く場所につきましてはスカイランドきよみず、それから清水寺、それから役場の窓口等々に置いてございます。

それから、もう少し改善ということで、先ほども村長が答弁申し上げましたが、確かに、それから年1回はシルバー人材センターの方に除草、下草刈りはやっていただいておりますが、今年度につきましてはまだ契約はしてございますけれども、近々やるというふうに聞いております。

それから、21年に傷みの激しい部分だけ修繕したのですけれども、先ほど議員さんの言われたとおり全体的にやらないといけないということで、確かにそのとおりかと思えます。

特に段差があつたり階段があるわけですが、階段の部分につきましては木材で階段をつくってあつたんですが、やはり非常に周りの木々が茂っていますので、なかなか日が当たらないというようなこともございまして、すぐ朽ちてしまうというようなこともあろうかと思えます。21年度のときには人的にもそうでしたが、全部をやれなかったというのが確かに事実かと思えます。

特に階段部分はこれからはもしやるならコンクリート製のあいうのでやらないと、木だとまたすぐ傷んでしまうかなというものでございまして、それと全体的に6キロあるわけでした、費用がどの程度かかりますか、整備するということになりますとちょっとお金もかかるかなというふうに思っております。

それから、パワースポットというようなことでもございますが、実は今年もそうだったんですが、今ちょっと心配なのはけものかどうしても出るんです。今年も8月下旬に展望台の下でけものを見たというようなことがございます。看板も出してあるわけですが、やはり安心安全に来て歩いていただくには、やはりけもの対策というものも必要かなと思っておりますが、ただ歩道全部囲むというわけにもなかなかまいらないかなというふうにも思っております。

それから、私もちょっと歩いてみたんですが、昨年育樹祭でやった部分、あれはかなり小学生、それから議員の皆様方で周りの木々をかなり間伐して、下草刈りをやっていたので日が入ったりして非常に歩きやすいんですが、なかなか下草が歩道まで出ている部分はやはり日が当たらないということもあつたり、ぬかるんでいるというようなこともございまして、ほかでは結構何かチップを敷いたりしているところも結構あるということも聞いております。そんな整備をしていかなければいけないかなと自分思っておりますが、ただちょっと費用的にもかかるんで、一度に1年ですぐできるかどうか、ちょっとこれから検討も必要かなというふうに思っておりますし、先ほど言いましたように私もちょっと見させていただいた歩道として活用するのはもう少し本当に手を入れなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、よろしいですか。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君）　今も課長の言ったとおり本当に6キロあって、手を入れていくには1度は無理かもしれないです、確かに木造で木の丸太でつくったような土どめして階段してあるところなんかは、もうほとんどイノシシにやられたりして行けないわけですので、ぜひ2キロぐらいでもいいんでかけて、何しろ山形の財産であるということで、観光の財産って、これ、山形村はこの周辺しかないんですので、ぜひ何とか整備して、けものと言われりゃそれまでかもしれないですが、またどこへ行ったって今はけもの、どこにも「クマが出ます」というのが書いてあります、私も山をやるんですが。それは当たり前のことになってきているんで、鈴を持ったりして歩いていただければそれで済むことですので、ぜひそんな消極的にならずに前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

それと、このコースの中に「キャンプ場まで600メートル」と書いてあるんですが、キャンプ場はあの昔のキャンプ場ではないよね、この600メートルは。ほとんど、それだけけれどもこのキャンプ場というのは存在しているのかどうか今現在。この生活保全何とか資金だかでこの遊歩道をつくったわけと聞きましたけれども、このときのコースをつくったときの資料とか、そのキャンプ場があったとか、小屋が今2つあるけれども、そんな小屋の活用とか、今その活用は、その小屋についての活用はされているのかどうか、その辺はどうでしょう。

○議長（神通川清一君）　ただいまの質問に、中村農林建設課長、答弁願います。

○農林建設課長（中村俊春君）　確かにキャンプ場という表示がありますが、キャンプ場は今ないということです。その当時、つくったとき、私もちょっとそこまで、平成何年ですか、6年ころですか、さかのぼって見ないと資料等はあれなんですけれども、今の時点ではキャンプ場というのはないというものでございます。

それから、管理棟でございますが、確かに2棟ございます。これにつきましては、村民の方には必要な場合は貸し出しをしております。活用は年に1回くらい最近ではありましたかね。そんなところで、余り村民の方の利用はないというのは実態でございます。活用方法につきましては、管理棟があるというようなことは村民の皆さんにさらに周知をして、使っていただくようにしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（神通川清一君）　清沢村長。

○村長（清沢實視君）　このことに関連なんではないんですが、竹野入議員がおっしゃられた遊歩道の関係です。大変荒れていることは事実、私も目の当たりにしておりま

す。それで、ご存じの方、おられると思うんですが、昭和63年にあの清水高原が長野県自然100選に、63番目ぐらいで選ばれております。これは非常に当時にしてみては、当時をひもといってみると非常に村としての誇り、村としての本当に先ほど議員さんが言われたように貴重な財産であります、あの清水高原は。

ですから、何としてもあそここのところはやはり整備していかなければいけないと思いますし、またあそこからの眺めも間伐したから大変すばらしい眺めでありますし、またさっき言いました元のキャンプ場から1.2キロ、ちょうど往復で2.4キロですかね、2.4キロのこのコースがまたすばらしいコースでありまして、展望台から皆様ご存じだと思うんですが、前峰、奥峰、西峰が一举に見えるところはあの場所しかないということで、当時アサヒカメラのカメラマンが朝から夕方までずっとそこにいて、当時何百枚、何千枚か知らないですけども撮って『アサヒグラフ』に載ったことがあります。

当時私ども、村の人たちにこう説明して、こういう貴重なすばらしい場所があるんですよということを、村の人たちが果たして何人知っているだろうかということでも話したことがありましたけれども、これは昔の話なんですけれども、なかなかその一緒に感動もしていただけなかったし、「そんなすばらしいところがあるんだな」という一言言ってもらえればよかったんですけども、そんなこともありまして、これは過去のことですからそれはそれとして、ああいうすばらしい眺めのいい場所が山形村にあるということは本当に貴重な財産だと思いますので、それでその遊歩道に関しましても、今は森林浴というものが非常に見直されてきている。

以前からも見直されてきておりますけれども、これがちょうどそのコース的にもいいところですし、スカイランどきよみずから清水寺までのコースはいろいろな山野草もあります。四季折々の草花が咲き乱れるということもございますし、ただ手入れをしていかないとそういうのもだんだん絶えてしまうということもございますので、何としてもあの清水高原を活性化の意味でもそういう遊歩道の整備と、それとそれぞれの住民の皆さん方がそういうところがあるということを再発見していただくような、より私どもといたしましても何としても努めてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、次に、質問事項2「アレチウリ・アメリカシロヒトリについて」質問してください。

竹野入恒夫議員。

(1 1 番 竹野入恒夫君 登壇)

○ 1 1 番 (竹野入恒夫君) その 2 は「アレチウリ・アメリカシロヒトリについて」、

(1) 外来植物のアレチウリの発生状況は。また、アメリカシロヒトリの第 2 発生期紀であり、発生状況は。

(2) 駆除の状況は。村民に対してアレチウリ・アメリカシロヒトリの状況をお聞きします。

(3) 外来植物アレチウリは、個人の屋敷・荒廃農地・河川・里山に発生しているが、今繁殖している植物がアレチウリだと知らない人が多くいます。これらの住民にどのように対処するのかお尋ねします。ちなみにアレチウリとはこれなんです、なかなか知っている人がいなくて、普通に生えている植物だと思っている人が多いわけですが。

(4) アメリカシロヒトリの河川や公共施設の周辺の駆除の状況は。

(5) この一般質問の提出時期がアメリカシロヒトリの駆除に適していると思っ
ていましたが、今年はまだまだ続々発生していますので対策をお願いいたします。

(6) 会社関係で毎年大量に発生している場所の指導は、駆除対策は。私が写真を撮ったときは 9 月 2 日でまだ青々していたわけですが、きのう 1 3 日にはもう丸裸です、何にもありません。青々したときはもうすべてがアメリカシロヒトリで埋まっているような状態でした。これが上竹田地区の会社ですが、このグラウンドに 1 0 本ばかりあるんですが、毎年発生して上竹田地区でも困っている状況です。

以上で、1 回目の質問を終わりにします。

○ 議長 (神通川清一君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○ 村長 (清沢實視君) それでは、竹野入議員の 2 つ目のご質問「アレチウリ・アメリカシロヒトリについて」のご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問であります、
「アレチウリの発生状況について」お答えしたいと思います。

発生場所でございますが、河川敷や山際の荒れた地に多く、発生場所は毎年同じような場所です。また、今年は雨が多いためか成育と勢いがよいようでございます。

アメリカシロヒトリの発生であります、
昨年も大量発生したわけでございますが、

今年もここへ来て大分発生をしている、先ほど議員がおっしゃられたように今年も昨年に引き続き大分発生しております。こんなことで今年も問い合わせが寄せられているところがございます。

2番目の「村民に対しての駆除の状況について」お答えしたいと思います。

アレチウリにつきましては、個々に伝えてはおりませんが、9月26日に秋の全村一斉環境整備が行われますので、区環境整備委員会、あるいはYCSを通じながら抜き取りを周知してまいりたいと思います。

アメリカシロヒトリの駆除につきましては、基本的には個人の責任において実施することを前提といたしまして、環境整備委員会、また春の連絡長会議で再三お願いしております。また、現在もYCSを通じまして駆除を呼びかけているところがございます。

3番目のアレチウリを知らない村民が多いとのことでございますが、一見クズの木ですね。と見間違えやすいとも言われておりますが、繁茂すると白い花が咲きますので判断できるかと思えます。また、アレチウリの場合は根がうんと弱いものですから、力のない人でもヒュッと根っこを抜くときに楽ですが、クズの場合はなかなか簡単に根っこは引き抜くことができないという、その違いもございます。

ホームページ、あるいはYCSの番組を通じまして、アレチウリを紹介するとともに駆除方法等につきましても周知してまいりたいと思っているところがございます。

4番目の「アメリカシロヒトリの河川や公共施設の駆除状況について」お答えしたいと思います。

河川は今のところ行っておりません。公共施設では小学校の校庭の桜だとか、保健福祉センターの桜等は薬剤散布を実施いたしました。

5番目の今の時期が駆除に適しているということでございますが、先ほど申しましたが集落内においては防除を呼びかけております。河川敷につきましては巡回の上、発生のひどい箇所については防除することとなっております。

6番目の「大量に発生している事業所の指導について」お答えしたいと思います。

指導する以前に自主的に防除を行っていただいておりますが、ただ実施時期が遅れがちのようございまして、適期防除の指導に今後とも努めてまいりたいと思っております。

以上、1回目の答弁といたします。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、再質問があれば質問してください。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） シルバー人材センターに依頼してアレチウリの駆除をしているのを見たことはありますが、河川の場合なんかは駆除状況が中途半端で、かなり残したまま終わってしまっているような状態が見受けられます。こんな状態を見ていると、本当に撲滅させるつもりがあるのかちょっとお聞きしたくなってしまうわけですが、さっきの話で環境整備の日にアレチウリを徹底的に退治したいというような話もあったんですが、やっぱり最近アレチウリは個人の屋敷や荒廃農地はもちろんですが、もううちの常会でもすぐそこまで来ているわけです。

例えばこれはやっぱり農業委員か何かに監視してもらって、レッドカードじゃないがそういうものを出してもらって、ここに生えているんで何とかしてもらおうというようにして、抜き取って完全になるまで指導できないものでしょうか。

それと、アメリカシロヒトリですが、村で消毒ポンプやホースやタンクも駆除セットを貸し出してくれております。私どもの常会でも春先は借りたんですが、この第1発生期と、5月から6月にかけての貸し出し状況、また第2発生期の8月から9月にかけての貸し出し状況はどんなふうになっているのか。

有線放送でもアメリカシロヒトリの駆除を呼びかけていますが、今年のような異常発生新时期は個人の対応はなかなか難しく、自分の家の駆除は何とかできても隣の家が駆除できていないために、家の壁を伝ってアメリカシロヒトリが何百という数が出てきたという聞きます。隣の家のため直接言えずに困っているとの話も聞きますが、このようなとき村では相談窓口があるのかどうかお聞きします。

以上です。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、中村農林建設課長、答弁願います。

○農林建設課長（中村俊春君） シルバー人材センターに委託しているが、なかなか絶滅するあれがあるかということですが、実は昨年から行っていただいているわけですが、作業をする方も県のこのアレチウリの駆除の研修会にも出ていただきました。今、しっかりやっていないというようなご指摘をいただいたわけですが、その点につきましてはきちんと処理するということをお願いしたいというふうに思っております。

それから、アレチウリ、個人のところも非常にあるということですが、実は今月30日、農地パトロールをすることにしております。そんな中で遊休荒廃農地、当然このアレチウリは遊休荒廃農地にかなり出ているということもございまして、そんなパ

トロール状況、あるいはアレチウリの状況等も農業委員会でも見ながら指導をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、アメリカシロヒトリ、個人ではなかなかできないということですが、役場も再三苦情というか問い合わせも来ておりまして、それぞれ個々の状況に応じまして、例えば連絡を受けた方の前の農地、あるいは屋敷に発生しているというような場合はその所有者の方に直接電話をかけて実施していただくように、そんな対応、窓口としてはケース・バイ・ケースでお聞きしながら対応をとっておるところでございます。

それから、動噴の貸し出し状況でございますが、件数は6月、それからこの9月ですか、2～3連絡班から、ちょっと数字的にはつかんでおりませんが貸し出しはしております。現在村では1台動噴がありますが、貸し出しはしております。

それから、企業の関係ですが、ちょっと企業の方に問い合わせしたんですが、6月は役場の動噴を持って行って駆除していただきました。それから、この8月は、8月、9月ですか、先ほど写真でもう全滅だというようなことでございますが、9月上旬にちょっと会社の方に連絡とりましたら、会社ではちょっとやはり9月は職員の対応ができないということで、業者をお願いしてやったというふうに聞きましたが、いつやったかちょっとわかりませんが、今お聞きすると葉っぱが全部落ちていたというようなことのようにでしたが、企業にお聞きした時点では業者さんをお願いして駆除、防除したというふうには一応聞いております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、よろしいですか。

○11番（竹野入恒夫君） 山形村でも非農家というのが非常に増えてきています。個人で消毒できなくてと言う住民もかなりいるわけですが、毎年2回発生するのに対して村として軽トラックを1台用意して、もう動噴等ポンプ、ホースタンクですね。全部セットしたものを、もう液までつくって村として貸し出してはどうかと思うんです。そうするとだれでもあいた時間に気軽に来て駆除できるけれども、今の状態だとタンクを持って行って、自分で薬を買ってきて、薬もちょっと面倒だし、やはりそのくらいのサービスはおれはいいんじゃないかと思うんだよね。

そうすると、非農家でもだれでも消毒できるというような状態になるし、それと今現在の村の装備はホースの先、灌注剤の射程距離が10メートルぐらいしか届かないんで、この灌注剤を20メートルぐらい届くような灌注剤を用意してもらいたいと思

うんです。

この間、うちも村のと農家の方と出てもらってやったんですが、せいぜい届いても10メートルぐらいしか届かない灌注剤、両方とも。その先、クルミの大きなのなんかはもうもっと20メートル以上あるわけですので、その灌注剤を用意してもらいたいということと、やっぱり20メートルぐらい飛ぶ灌注剤を村としても3本か4本用意してもらって、それも貸し出してもらいたいと。農家のタンクを借りてきてやる場合、うちの常会は大きいもんで、上と下と分かれている場合は農家から1台出してもらったり、また役場から1台借りてきてやるわけですが、その本当に届かないんで歯がゆいような状態で、はしごをかけてやってもなかなか届かないというような状態でした。

ですので、その灌注剤と村でもってもう液を用意しておいていただきたいと、セットしてもらいたいというようなことが、この時期だけでも結構ですので、軽トラに用意してもらいたいというのが希望ですがどんなふうでしょうか。

それと、アレチウリもやっぱり積極的に駆除していかないといつまでもこれ、毎年毎年生えてくるところが増えているような状態ですので、もうさっきも言ったとおり自宅のすぐ隣まで迫っていますんで、確におれ、これはアレチウリというものを知らないと思うだよね、そこまで迫っているということは。

なので、これは除草剤でも効くわけ、最初のうちなら。その辺はどうなんでしょう。以上です。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） アメシロの個人の関係はシルバー人材センターでも少しお金がかかりますけれども、受託しているようでございますので、個人の場合はそういった利用もしていただければと思いますし、今、議員さんからは村に動噴と車等も用意してと、それから薬液が届くような長いノズルですか、というようなことでございます。これはまた貸し出し等は管財の方とも関係しますし、予算との関係も出てきますので、今年ちょっともう間に合わないかと思いますが、次年度以降どういった対応をしていったらいいか、検討してまいりたいというふうに思います。

それから、アレチウリでございますが、本当は抜き取りを数回やれば、小まめにやれば一番効果的ですし、薬剤でも効くようです。ただ、薬剤はほかの作物への影響があるんでなかなか難しいというようなことも言われておりますが、薬剤でもできるということでございます。

それから、アレチウリでございますが、これはこの山形村、あそこは当然もちろんそうなんです、私もちよつとあちらこちら見させていただきましたが、今井線の赤坂橋の周辺もすごいですし、それから塩尻の奈良井川ですか、あそこもすごいです、本当に量が。うちと比べるともう何十倍とあります。

ですから、このアレチウリは県も緊急雇用でそういった一級河川等もやっているようですが、なかなか目に見えないし、手が回らないかなというふうに思っております。

いずれにしてもこのアレチウリはこの村だけでなくこの中心全体、当然種も飛びますし、何か種を1本の枝から5,000個飛ぶという、出るといようなことも聞いております。この村も当然そうですし、豊科あたりは地区でモデル事業をやって、1,000人の方が出て8トンを駆除したというような資料もいただいております。

ここら辺は本当に村を挙げて、住民挙げてやっていかないと本当に根絶は難しいかなというふうに思いますので、これから環境整備委員会等々でも相談しながら、この対応については引き続き本当に効果的な駆除等々につきましては検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、次に、質問事項3「保育園の床暖房について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

○11番（竹野入恒夫君） その3は「保育園の床暖房について」。

山形村の新保育園建設の設備仕様図面の中で、床暖房設備に電気を熱源とした蓄熱式暖房を採用されています。この蓄熱式暖房設備は、深夜電力という電気料が安い時間帯を利用し、蓄熱材を暖めて、昼間に放熱させるというシステムですが、この設備は非常に電気を食う設備だそうです。そもそも深夜電力プランとは、電力会社が原発にて発電することが前提となっており、稼働をとめることのできない原発の夜間電力を有効利用させるためにオール電化、深夜電力というセットを、電力会社のビジネスプランを広めたものであります。

中部電力も「夜の余った電気を従量電気料金の3分の1」というキャッチコピーでオール電化住宅をテレビ・新聞などで推進してきたのは記憶に新しい。震災後の稼働のできない電力不足の現在、どの電力会社も深夜電力分が赤字垂れ流しの状態であり、深夜電力のプランをとめるとオール電化住宅において訴訟問題が絡むため、すぐにとめることができないが、今後は昼夜の電気料金差をなくしていく方針であります。

今回の東日本大震災以降の原発停止や各地の原発反対世論に抑圧される国の電力方針や転換が今後も続く電力不足の状況下で、村民の財産である山形保育園がこの古いビジネスプランのまま建設されてしまいますと、将来村民の大きな負担にならないでしょうか。

(1) 深夜電力を使ったビジネスプランによる設備建設を遂行・完成させた場合、山形村民にとって将来不利益にならないか。

(2) 深夜電力料金差がなくなった場合のランニングコストは、深夜電力を使わない方式の他社と比較した場合適当な価格なのか。他社製品と比較すると2、3倍になってしまうと思いますが。

(3) 現行遂行されている床暖房メーカーの保証期間が2年と他社に比べて短期である。一般的には5年から10年あるそうです。

(4) 発熱体の温度を制御する温度センサー（安全装置）の寿命も2年なのか。床暖房範囲面積に対して安全装置であるべきセンサー量が非常に少ないという専門家からの指摘を受けたが本当なのか。

以上で、1回目の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、竹野入議員の3番目のご質問、「保育園の床暖房について」のご質問にお答えしたいと思います。

まず、「深夜電力を使った場合、村民にとって将来不利益にならないか」についてお答えしたいと思います。

中部電力の深夜電力割り引きに対する今後の動向でございますが、中部電力松本営業所に問い合わせたところ、浜岡原発の発電量は中部電力の最大電力供給時のおよそ13.6%の360万キロワットでありました。

今年5月の停止後はLNG（液化天然ガス）、石油による火力発電の稼働率を高め、現在は停止前の最大電力供給時の99.4%を供給できる体制になっているようであります。

また、現在新潟県上越市に平成24年度から順次営業運転開始を予定していますLNG（液化天然ガス）による火力発電所を建設中で、長野県への電力の供給体制を高める計画とのことでございます。

深夜電力につきましては、コスト低減の観点から特に夜間の時間帯に有効利用する蓄熱機器は負担平準化のために普及促進を推進していくため、深夜電力の割り引きは今後も継続されると思われま

す。次に、「深夜電力の料金差がなくなった場合のランニングコストの他社との比較は」についてお答えしたいと思います。

深夜電力料金差がなくなった場合のランニングコストでございますが、電気を使用した場合はシステムが異なっても、基本的には電気を熱エネルギーに変える物理的現象は一定しているためにランニングコストの大きな違いはないものと思われま

す。また、ガス、灯油を使用した場合、ボイラー室の設置、定期的なメンテナンス、ボイラーとの循環ポンプの更新などから、トータル的に考えますと維持管理に経費がかかることになるということでございます。

次に、「保証期間が2年で他社と比べて短期であるが」についてお答えしたいと思います。

今回導入を予定しておりますシステムは保証期間を2年としておりますが、過去の実績からほとんどメンテナンスをなくしても不具合は起きていないようでございます。村内では特別養護老人ホームピアやまがた、それから保健福祉センターいちいの里で、また近隣では松本空港ターミナルで同じシステムの使用をしているという報告を受けております。

次に、「発熱体の温度を制御する温度センサーの寿命も2年なのか」ということでございますが、また「センサー量が非常に少ない」のではということのご質問にお答えしたいと思います。

温度センサーは劣化する部分がないため耐久性があり、故障異常はほとんどないそうでありま

す。温度センサーの設置数量は保育室4室、それから沐浴室、それから便所の6ゾーンを個別に運転・温度の管理ができるように設計されております。今回のシステムの設計の目安といたしましては、100平米に1カ所の設置といたしますが、設置する保育室は55平米から60平米となっております。また、床面の温度が均一になるシステムなので、設計の温度センサーの数で十分安全が確保できるそうでありま

す。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、再質問があれば質問してください。

竹野入議員。

○11番（竹野入恒夫君） この蓄熱式電気床暖房はスミターマルシステム、住友化学のもので間違いはないでしょうか。それと、メーカーのホームページではカーペットを敷いてはならないと書いているが、放熱を防ぐ部分が加熱過ぎるために、その熱をこもった部分に温度センサーがないために問題がないかということですが、園児がお昼寝などでごろ寝した場合、直接肌に長時間触れた場合被害はないのか。

それと、低温やけどとか脱水症状などはどうか。

3として、発熱体の温度を制御する温度センサーの寿命も2年なのか。床暖房範囲面積に対して安全装置であるべきセンサーが非常に少ないが、この辺は大丈夫なのか。

4、昨年、住民福祉常任委員会では埼玉県羽生市の社会法人いずみの会、いずみ保育園を視察しました。やっぱり施設が床暖房になっていてクリーンな環境でしたが、燃料の消費はガスが基本で床暖房は1日1時間でよく、ランニングコストも非常に安くすむと言っていました。ガスの床暖房の研究はしているのかどうか、その辺はどうでしょう。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、山口保育園長、答弁願います。

○保育園長（山口隆也君） 今回導入しようとするものは、竹野入議員言われたように住友化学のスミッターマルです。その一番私どもも心配する園児に対する暖房になるわけなので、その辺についても設計者の方と十分今回の質問がありましたので、説明を受けたわけですけれども、今構造で行きますと天然木のフローリング、それからラワン合剤、それからユニットフロアの下地で押さえコンクリートで下に断熱材を引くという、そういうシステムになっています。

ですから、これまでも先ほど村長の答弁でありましたように、私もピアやまがた、それから福祉センターでの勤務の経験があるわけですけれども、やはりこのシステムを採用しているということで、そういう異常は私のいるときには感じられませんでした。

それから、いわゆるそのコントローラーという部分ですね、センサー。これを温水パイプを使ったシステムは、やはり行きと戻りで温度差が生じるためにやはりセンサーの数が多そうです。このヒーター線を使ったものについてはそういうことがないので、均一なので少ないということでした。

それから、コントローラーの保証期間というのは大体2年だということに聞いています。

そんなことでよろしかったでしょうか。それから、埼玉県ですが、やはり温度がち

よっと違うのかなと思います。今回のシステムは深夜電力を使って夜の11時から開け朝の7時まで、7時から今度硫酸ナトリウムというものに熱をためて、それでも深夜電力を切ると、そこから熱を放出していくというシステムのものでして、今年年間コスト計算が非常に重要になってまいりますので、蓄熱式、それから業務用の電力ですね。それから温水式の灯油を使ったもの、LPガスを使ったものの年間コスト、同じ条件で計算をして、設計会社の方であるわけですがけれども、やはり蓄熱式が一番安いという状況です。これはあくまでも深夜電力というものの背景になっている今回の計算です。

ですから、これは今保育園に限ったことではないんですが、公共施設も相当深夜電力を使ったシステムが入っていますので、今後の動向が注目されるところでありますけれども、原子力発電所に依存する全国の電力会社の関係で行きますと、沖縄には原子力発電所がないということで、あとで言いますと中部電力が一番少ない依存度になっています。

今回営業所の方で説明を受けたのですが、やはりその部分を村長のところでもありましたように火力でカバーをしていくという。ただ、今後いろんなLPガスもありますし、灯油もありますけれども、ほとんどの化石燃料は輸入に頼っているという状況で、この部分が値上がりするかどうかというのは非常に注目するところであります。

ただ、自然エネルギーにつきましても、今後どういうふうにも実用化されて大規模なものも実用化されていくかという今後ちょっとわからない状況だということです。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、よろしいですか。

竹野入議員。

○11番（竹野入恒夫君） いろいろ検討した中でこれを選んだわけですね、設計士の意見だけで全部決めたというような状況ではないよね。それと、この父兄の前でプレゼンテーションみたいなのは必要なかったのかというようなことも言われたんだけれども、その辺どうなのでしょう。

以上です。

○議長（神通川清一君） 山口保育園長。

○保育園長（山口隆也君） これは現在私どもで委託している設計者のほかの設計者でも使っているようでして、松塩木曽老人福祉組合でも5施設がこのシステムを導入し

ているようですし、長野の方の保健福祉センターでも採用されているようです。

それから、ちょっと私、プレゼンのときには立ち会っていないのでちょっとわかりませんけれども、この設備がちょっと説明されたかどうかについてはちょっとお答えできない状態です。

以上です。

○議長（神通川清一君） 以上で、竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。

清沢村長。

○村長（清沢實視君） 済みません。訂正とおわびを申し上げたいと思います。竹野入議員の2番目のご質問の際に一斉環境整備の日が、行われる日が9月26日と私申し上げてしまいましたけれども、9月25日の誤りでございますので、よろしく願います。

○11番（竹野入恒夫君） ありがとうございます。

○議長（神通川清一君） 以上で、竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。1時から再開とします。休憩。

（午後 0時03分）

○議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時00分）

◇ 上 條 光 明 君

○議長（神通川清一君） 質問順位5番、上條光明議員の質問を行います。

上條光明議員、質問事項1「奨学資金制度及び教育資金利子補給金交付制度新設について」質問してください。

上條光明議員

（5番 上條光明君 登壇）

○5番（上條光明君） 議席番号5番、上條光明です。

今日は大きく分けて2つの事項について村長と教育長に質問したいと思います。

済みません。それでは質問に入ります。まず最初の質問事項は「奨学資金制度及び

教育資金利子補給金交付制度新設について」お伺いたします。

山形村では現在子どもを持つ親の経済負担を軽減する子育て支援策の一環として、中学3年生まで医療費の無料化、園児に対しては幼稚園就園奨励費補助金制度と認可外保育園施設保育料補助金制度があり、児童に対しては要保護及び準要保護児童就学援助費支給制度と特殊教育就学奨励費支給制度が行っています。

そして一方、村内の自営業者に対しては、商工業者の制度資金借入時保証料の補てん、また農業者にもそれぞれの対象者に対し補助金・交付金を行っています。

しかしながら、奨学資金制度及び教育資金利子補給金交付制度は現在本村にありません。家庭の事情で高校以上、こういう時代ですから特に専門学校・大学、その上ということですが、に進学が厳しい子どもさんたち、また進学したとき親の負担を少しでも軽減できる本制度を、次世代を担う子どもたちの育成支援のため検討する時期ではないでしょうかということです。

そこで質問いたします。

①つ目ですが、今、制度としてはないわけですが、2つの制度がない現状をどのように感じていますか。

②つ目、これは仮定の話ですので、もし新設するとしたら財源はどのようになるのですか。例えば目的基金が必要だとか、一般会計予算で予算を盛ればいいのか、またもしそういうことがやるようになったとしたら国・県からの補助金はどうかと。そして、現在あるふるさと応援基金から処分可能かなどなどということです。

③つ目ですが、奨学資金に使用してほしいというようなことで希望の寄附金が若干数百万円とか数千万円とか、そういう単位でとらえていただいていると思いますが、もしそういうようなときの対応はどうされるのか。

④つ目ですが、本制度を検討するお考えはありませんかということで、以上4つご答弁願います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、本庄教育長、答弁願います。

本庄教育長。

（教育長 本庄利昭君 登壇）

○教育長（本庄利昭君） 上條光明議員の「奨学資金制度及び教育資金利子補給金交付制度新設について」の最初の質問であります「2つの制度がない状況をどのように感じているか」についてお答えいたします。

高等学校、大学等の進学に当たりましては、奨学金等に関する問い合わせは現在のところ教育委員会には近年特にございませぬ。また、鉢盛中学校においても前年度に奨学金制度の予約申し込みをした生徒はなかつたようであります。

学習能力がありながら、経済的理由により就学に困難な学生・生徒に対し学資の貸与を行う機関としましては、独立行政法人日本学生支援機構や長野県の奨学金制度があります。これらの制度を活用する機会は今確保されておりますから、現時点では村独自で奨学金制度を創出する必要は少ないものではないかというふうを考えております。

また、市町村独自の施策として教育資金に対して利子補給を交付する制度であります。この制度は金融機関から融資を受ける場合に借入者の返済能力の審査があるそうです。こういったことから真に経済的に困窮している世帯は除外されてしまうということになると思ひますが、その点、疑問があるところではあります。

以上の理由から、教育的見地のみで考えた場合は、就学に関して既存の奨学金制度である程度対応ができているというふうを考えております。

次に、2番目の質問であります「もし新設するとしたら財源はどのようになるか」についてであります。奨学金制度を村で新設するとしましては、ご指摘のとおり特定目的基金として管理していくことが適当だと思ひれます。また、利子補給の交付金制度であれば、一般会計で予算化をして対応することになると思ひれます。

制度新設に当たっては、国・県の補助についてであります。現在、国・県の補助はないようであります。また、ふるさと応援基金のうち指定された内容の範囲で財源を一般会計に繰り入れてそういった趣旨の補助をすることは可能だというふうを考えられます。

次に、3番目の質問であります「奨学資金の使用をしてほしい」という希望の寄附金があった場合であります。これは先ほど金額100万円、1,000万円とかいろいろな場合が考えられるわけですが、一般的な寄附としましては、要するに負担付寄附ではなくて教育関係に使ってくれというような寄附でありましたら一般寄附の扱いということになります。そういうものでありましたら一般寄附という扱いになりますし、ふるさと応援基金であれば先ほどのふるさと応援基金の方へ積み立てて運用していくということになると思ひます。

負担付寄附で奨学資金として奨学基金を制定しろという目的基金でありましたら、これまた少し事情が変わってきますけれども、それにはやはり金額も仮に利子運用で

あれば1億円、2億円という金になると思いますけれども、ちょっとかなりの金額がその場合には必要になると思います。

4番目の質問であります「本制度を検討する考えは」についてでありますけれども、教育の機会均等や人材育成という観点からすれば、1番目の質問でお答えしたとおりであります。今現在早急に対応するという必要は少ないのではないかというふうに考えております。議員ご指摘のとおり次世代育成の視点からは、これは福祉の面という側面があると思うのですけれども、住民の皆様の要望がどの程度あるか、十分に聞きながら総合的に検討する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、再質問があれば質問してください。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） ありがとうございます。大体山形村の考えている程度はよくわかりました。

今回の質問とは直接関係ありませんが、山形村では私は少し遅い感もしましたが、やっと公民館、図書館を今回山形村公民館図書室ですね、済みません。図書室を山形村図書館に昇格と言っていいかどうかわかりませんが、そういうようになりました。私は遅かったなというのが率直な考えですが。

図書館は教養の宝庫、これからも教育や文化の向上のために情報発信基地として多くの村民が利用することを願っています。これは今日の本題ではありません。山形村では幅広い年代別の子どもさんたちに対してハードだけではなく金銭面でもいろいろな施策を行い、教育の環境づくりにも力を入れています。午前中にもちょっと話があったり、きのうの全協でも話がありましたけれども、子育て支援センターとかいうような話も来年以降予定されているようなことを聞いています。

高校の進学高校へ行っている子どもさんたちにも、23年度予算では140万円の予算が盛ってあるということで、高校のその援助もしているというような一部はありますが、私はいろんな意味でこれからグローバル化する時代に、このただ勉強するとかそういう狭い意味の勉強ということではなく、大きな広い意味の専門学校に行きたいとか、体育で力を伸ばしたいとか、美術で伸ばしたいとか、全部いろいろ含めて大きな意味でのそういう専門知識を与えるチャンスというのは、子どもの教育は先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、基本的には親の財政力だとか親の都合で子どもがある意味ではチャンスを失ってしまうということをしてできるだけ、それ、ピッタリはい

かないとは思いますが、できるだけそういうチャンスを与えるためにも、私は確かに国・県、そういう制度があるわけですが、山形村として今まではそういうことも財政的にできなかったときももちろんありましたし、今決して財政的に豊かになったからやった方がいいということを私言っているわけではありませんけれども、やっぱり山形村、これから自立と決めて、これから10年、20年、50年、100年山形村を存続するというのを考えると、やっぱり山形村からそういういろんな人を輩出するという意味でも、幾らかそういうことをやったほうがどうかと、こんな思いもありまして、ちょっと2回目の先ほどの質問に対しての2回目の質問をしたいと思います。

1番は、現在いろんな機構でやっているんで必要はないということですので、これはいろんな考え方の中で答弁されていると思いますので、これ以上のことを言っても堂々めぐりになりますので言いませんが、1つだけこういう制度があるわけなんです、具体的に国なり県の制度がありますということを今、広報なりYCSなりでそういう情宣をしているかどうか。山形村にはないんですが、12月、1月ころのそういうところに教育委員会からというような情報で、「これから進学される方」とかというようなタイトルでもいいと思うんですが、こんなような制度が国とか県であるんで、もしご利用でしたら、総務なのかもしれませんし、教育委員会からかもしれません、担当の係の方へご相談くださいというような、そういう山形村で制度、今ないわけですので、国とか県のそういう教育関係で奨学金ということですよ。そういうような制度だというのが今あるわけなんで、そういう要望の方はどこどこへ来てくださいというようなことを今やっているかどうか。ちょっと私が目についたことがないもんですから、もしやっていたらいつごろそういう情宣をしているということを答えていただければいいかと思います。

新設するとしたらという、これは全く仮定なことなもんですから、余りこれ以上言ってもいけません、今先ほど幼児、児童いろんなところでそういう援助なり補助をしているわけなんで、これはこれ以上突っ込んで行きますが、1つだけ山形村のふるさと応援基金の条例、この間、この春、条例が変わったわけなんです、6条の(3)というところに、「子育て支援や教育を振興する事業」という、そういう項目がたしかあったんですが、これを適応してそのこれ、仮定の話で行きますが、利子補給の財源にはできるのかどうか。

先ほどそのぐらいはできそうかなというような答弁だったような気がしますが、そ

れだけちょっと確認をしたい。もちろん条例つくったりしないといけないかとは思いますが。

それと、3番目ですが、一般的寄附とか何々に使ってくださいとか、ふるさと応援基金等でやるとか、目的だとやっぱり金銭的には1億円、2億円という寄附金があればもしかしたら検討するかもしれないというようなそういう答弁だったですよ。

現状制度がないので、もっと単純に言えば、余り金銭的なことは余り幾らと言うとまた面倒なものでいけません、例えば1,000万円とか2,000万円くらいな単位だと、一応仮定ですね。仮定していただいて、これを奨学金に使用してほしいと、ある村民なり元村民で今遠くへ行っている方で、若干そういう思いがある方が持ってきたときに、「現状制度がないので済みませんが」と言ってお断りするの、または教育を振興する事業に使用してもいいですかということで確認をして、今奨学金だったり利子補給制度って条例がないもので、このお金をほかの教育的な資金で使ってもいいですかと了解のもとにふるさと応援基金などに積むという、そういうことで一般会計へまた戻してやるというようなことになるのか。

それとも、条例制定と、先ほど1億円、2億円というお金ならば少し考えなければいけないというお話でしたけれども、その1けた下のけたくらいのところはどうか。これは仮定のことですから、ちょっと答えられないかもしれませんが、ちょっとお答え、もし答えられたらということで。

それで、4番目の「本制度を検討するお考えは」ということで、1と答弁が同じだということで、いろんな制度が今あって、先ほどの1番のお話だと問い合わせもないと、鉢盛中学へもその奨学金の申し込みはないと。ちょっと私、鉢盛中学あたりで奨学金の話が全然ないというのはちょっと信じがたいので余り信用できませんが、でもそれは教育長が鉢盛中学へ問い合わせした結果ですのでそれ以上のことは、私が鉢盛中学へ行って聞いたわけではありませんので、奨学金という制度は多分高校へ行っている子どもさんたち、仲よく行っている、専門学校へ行っている人たち、大勢の方は使っていると私は思っていますし、私の知人でも使って、私が保証人になったこともありますので、鉢盛中学でゼロということはちょっと信じられないんですが、少なくとも山形の教育委員会へは問い合わせがないということですので、なければいいというものかどうかということは、情宣もしなんで、そういう制度もなくて、来ないからいいという、そういう考え方は私は個人的にはどうかと思います、それは事実ですからやむを得ないと思います。

思いとすれば、これから石川遼みたいな第2のゴルファーが出たり、イチローのような野球選手が出たり、ノーベル賞をとるようなそういう人が、山形村から過去そういうこういう奨学金があったから出るとか、出ないとかいうことはもちろんありませんけれども、そういういろんな意味での機会をつくるという。山形村もこれからはそういう教育に力を入れるという、もちろん子どもの支援センターとか、子どもの小さい人たちに支援をすることはもうもちろん大事なんですけど、もう少し上の人たちにも手を差し伸べるような制度をこれから考えていくような山形村でもいいのではないかなど、そんな感じがしますが、ご答弁をお願いします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育次長。

○教育次長（根橋範男君） それでは、最初のPRといえますか、周知の関係なんですけれども、奨学金制度については学校単位に募集の要項が送られていきます。したがって、私ども教育委員会のところで把握できるものは、育英会の遺児の皆さんに対する奨学金のものはこちらにも資料が来るんですけども、一般的な奨学金制度の話については民間でやっているところもありますし、先ほど言ったような公的な機関でやっているものもありますし、いろんな奨学金制度のものは学校単位に募集が行くようです。応募の期間が大体1月から3月の間ということで募集をしているところが多いようです。

それから、中学から高校に行くときには、まだ高校が確定していないわけですけども、この場合は予約申し込みという形がとれますし、高校に在学中であれば在学の奨学金制度の貸与ということも受けられるようです。大学、専門学校についても同じでございます。

周知の関係というのは、なもんですから、私ども教育委員会へ来て、その考え方を広く住民の方にお示しするというのではなくて、学校単位ということで取り扱っているようでございます。

それから、2点目の利子補給制度を創設した場合にふるさと応援基金からの使途、こんな形で使ってほしいということで寄附をいただいた項目のものを財源として利子補給に充てられないかというご質問だったと思うんですけども、基金から一般会計へ繰り入れて、それを財源として使うという方法もあるかと思えます。

ただ、ちょっと制度を、利子補給金の制度というものをもう少し精査してつくって見ないと、単純にそういう方法でいいかどうかというのはちょっと疑問があるところ

ですが、運用としてはそういうことも可能だと思います。

それから、奨学資金に使用してほしいということで高額な寄附があった場合に受け入れ先がなくて、その場合はどうするかというご質問ですけれども、例えば奨学金として使ってほしいということで用途を指定して寄附を申し出た場合には、先ほどの教育長の答弁の中にありましたように、その指定しただけでは負担付寄附にならないものですから、一般的には指定寄附金なんですけれども、もし特別の受け口がないとしたら一般寄附金として受けさせていただくと。内容によってはお話をしつるさと応援基金、寄附金として受けて基金の方へ積むという方法もありますし、一般寄附として受領してしまうということがあると思います。

なものですから、奨学資金として使ってほしいという用途を指定しただけでは一般寄附として受けるという形になると思います。

○議長（神通川清一君） 本庄教育長。

○教育長（本庄利昭君） 今、次長が申しあげました今基金の問題でちょっと。今、次長が言ったとおりなんですけど、例えば具体的に、1,000万円という寄附が、これで奨学金制度をつくってくれという、そういう申し出があったとした場合に、村側でやっぱり考えなければいけないことは、その1,000万円を奨学金制度というものを村が施策としてやるというふうになりましたら、ある程度普遍的なものでなければいけないと思いますので、要するに利子運用だけで回していければそれは問題ないんですけども、そうでない場合は当然原資が割れてきますので、5年でなくなりましたというわけには、当然こういう制度は性格上行かないもんだと思いますので、ある程度その場合には、村がどうするかということまで考えてやるということになりますので、ちょっとこれはかなり慎重にやらざるを得ないということだと思いますので、その辺ご了解お願いしたいと思います。

済みません、もう1個忘れていました。

○議長（神通川清一君） 本庄教育長。

○教育長（本庄利昭君） はい、済みません。先ほどの次長の答弁でもちょっと重なるところもあるんですけども、村の教育委員会として例えば鉢盛の中学生の場合ですと、先ほどご質問の中にもございましたが要保護、準要保護という生活にある程度困窮しているという、そういう世帯を対象に補助制度があるんですけども、その例えば家庭なんかの場合でしたら教育委員会でもある程度わかっているといいですか、わかりますので、そういった方には機会がある場合には民生児童委員さんと話をしつ、

教育委員会の方である程度お話をするケースもあります。

ただ、これはどちらかといいますと福祉という面がどうしても強いものですから、教育という面よりも福祉の方の担当の方で主にはかかわっているという内容です。

それで、その場合にやはり問題になりますのが、例えば学資でしたら今高校無料化になっておりますし、そんなに問題ないんです。やはり家庭的な生活費の問題が一番にあります。ですので、その学校の個人の問題というよりも生活全体の問題、その家族全体の問題でありますので、先ほど総合的に検討という話がありました、まさしくそういうことで、いろいろな面からそれは検討して対応しなければいけないということだと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、よろしいですか。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） 3回目ですので1つだけ、ちょっとくどくなりますが、額の云々ではありませんけれども、もし仮に1,000万円のお金を10年間で100万円ずつこういう方に協力してやってくれというような申し出があった場合には、即可能というわけにはいかないと思うんですが、先ほど教育長の言っていることはよくわかるんですが、ある程度のやっぱり財源がないとそれを運用して、それを多分そういうことに回しているというのが、いろいろな育英会もすべてだと思ひますが、もう元金もなくなってもいいよというようなことで、もし、それも条件つきなんでしょうけれども、そういうようなことは可能かどうかという、検討する余地があるのも含めて、簡単でもいいですが、もしそういうのがあったときにはどういう対応になるかということだけ、一言ちょっとくどいですがお願ひしたいと思ひます。

○議長（神通川清一君） 本庄教育長。

○教育長（本庄利昭君） 可能だと思います。これはもう政策的なもうやはり判断だと思ひますので。制度上は可能なことだというふうには考えています。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、次に、質問事項2「区未加入者関連について」質問してください。

上條光明議員。

（5番 上條光明君 登壇）

○5番（上條光明君） それでは第2の質問事項に入ります。

区の未加入者関連についてお伺ひします。

私は、平成21年12月定例会で同じような質問をしています。そのときの質問と

答弁の数例をちょっと申し上げますと、加入しない主な理由としては、村とか区とか連絡班等の役が多いとか、施設建設負担金等が高額、地域の行事参加が多いというようなことだったようです。

それと、転入者が役場へ来たときの手続の対応については、区及び連絡班の活動について活動内容を説明したり、加入金に対する助成制度、加入方法について説明し、積極的に加入依頼をしているという答弁でした。

そして、そのときに条例等によるルールづくりはどうかという質問に対しては、加入を強制することはできないので、ルールづくりは難しいとの答弁でした。そのときも若干同じようなことを言っているかもしれないんですが、その後も村民からは区の加入者と未加入者の負担、これはお金の面もありますし、労力ですね、の違いを不公平だという不満の声も私のところへ幾つもの、もう数年前からですが、最近も多く聞きます。

これは新聞にも出ていましたのであれですが、塩尻市では区への加入率減少策として、自治会加入を促進する条例を制定したと聞いております。インターネットでちょっと調べてもらいましたら制定はしたということです。

今回は若干前回と基本的には考え方は変わっていませんが、一部重複するところもあります。若干ちょっとまた違う角度から質問したいと思います。

①つ目ですが、現在の未加入世帯数はどうかということで、傾向はどんな傾向でしょうか。

②つ目として、「山形村行政区画及び連絡班区域設置規則」というのがあるわけなんです。その強制力はどんな程度でしょうか。所属指定のみ、上條光明さんはこの場所は中大池の中村常会ですよという指定のみなのか、若干ここの中大池の区へ入ってくださいとか、連絡班へ入ってくださいとかいう、そういう義務的なものがあるかどうかということです。規則にはそういうことは書いてありませんが、その辺はどうかということです。

③つ目ですが、現在区が一部負担している、これは当然区民が区費として負担しているわけなんです。防犯灯電気代、電気の取りかえや何かも区で、区なり、区によっては連絡班でやっているところもあるかもしれませんが、いずれにしてもその地域の人たちの区費なり連絡班費なりで多分払っているわけなんです。それとかまたごみステーション、これも区によって区でついたり、連絡班でついたりいろいろあると思うんですが、いずれにしても村でも一部補助はしていますが、そこに住んでい

る区民なり連絡班が大半はお金を出しているというと思いますが、これはやっぱり村で全額負担すべきものだと、こういうように思いますでしょうか。

④つ目ですが、先ほどもちょっと触れているんですが、転入手続時加入促進策として何かパンフレットなどで説明をしている、そういう説明書というんですか、そういうものがあるかどうかという。

それと、最後の⑤つ目ですが、これは一番の本題ですが、義務づけができなくても、強制はできなくても、原則加入を目指した条例等をやっぱり研究・検討していくときではないかなと思うんですが、そういう考えはありませんかということで、以上5つご答弁願います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上條議員の2つ目のご質問「区未加入者関連について」のご質問にお答えしたいと思います。

最初の質問であります「現在の未加入世帯数と傾向について」お答え申し上げます。

未加入世帯数は平成23年8月末現在で472世帯であります。うち集合住宅のアパートが181世帯となっております。また、未加入世帯率は16.9%となります。前回の一般質問時、平成21年の11月末では未加入世帯数が451世帯で、うちアパートが175世帯、未加入世帯率が16.4%でありました。前回のご質問の中で平成18年8月末の数値は未加入世帯数が284世帯、うちアパートが93世帯、未加入世帯率が11.1%でございますので、18年から21年にかけての167世帯の増でございます。アパートについても82世帯の増となっているわけでございます。

また、21年から23年までは未加入世帯数21世帯の増でございます。アパートで6世帯の増ですので、ここに来て減少傾向となっておりますが、転入やアパート建設が減ってきていることも一因かと思えます。

次に、2番目のご質問でございます『山形村行政区画及び連絡班区域設置規則』の強制力は」についてお答えしたいと思います。

この規則につきましては、区及び連絡班の所属を示すものでございまして、加入に関する義務等とは異なるのではないかと思います。

次に、3番目の質問でございます「現在区が一部負担している、防犯灯電気代・ごみステーション建設費等は村で全額負担すべきについて」のご質問に対して、ご提案に対しましてお答えしたいと思います。

区は土地や公民館等建物の財産管理も行いますが、地域の環境整備、防犯灯の維持管理、防災等個人では対応できないさまざまな日常生活の課題を地域として解決するための活動を行っております。村ではそれぞれの活動に対しまして環境整備交付金、防犯灯電気料交付金、公園管理料等の補助をしておるところでございます。地域の活動や課題はそこに住む地域の皆さんが解決されていくべきで、区の担う役割は大きいと思いますが、そこに住む皆さんにもある程度の負担をしていただくことが必要だと思います。

次に、4番目の質問でございます「転入手続時の加入促進策としてパンフレットなどの説明書について」というご提案に対しましてお答え申し上げたいと思います。

説明書等の冊子はなく、現在なく、区及び連絡班への加入をお願いするお知らせで説明をしております。内容は区及び連絡班の活動や役割、加入金に対する助成制度、加入の手続等が記載されており、現在パンフレットの作成を検討しているところでございます。

次に、5番目「義務づけではなくても原則加入を目指して条例等を研究・検討する考えは」についてお答えしたいと思います。

条例の制定につきましては、上條議員が申されるように塩尻市で「塩尻市みんなを支える自治会条例」が本年の4月1日から施行されております。この条例につきましても加入について義務化できるものではありませんが、将来に向けてまちづくりを進めていくことを目的にされております。

本村におきましても地域づくりについて区の役割は重要であります。条例の制定により区への加入促進が図られるように、また他の市町村との方策などを広く情報を集めながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、再質問があれば質問してください。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） 2回目の質問に入る前に、これは永遠のきつと課題に山形村もなるのかなということで、あえて2年前に同じような質問をしているわけですが、数十年前のようにほとんどの世帯が区や連絡班に加入すればこんな問題はない、一般質

問することもないですし、公に大騒ぎすることないと思うんで、ただこれからも加入促進は大切ですが、どうしても一定の未加入者は継続すると思います。

この前の2年前のときの答弁でもありましたけれども、増え続ければ行政としてはパイプ役としての活動だとか防犯防災に関する活動、その他いろいろの協働活動の基盤が緩むというような答弁をされていたと思いますが、全くそのとおりだと思います。

それで、ちょっとこの辺は発想をちょっとまた難しい話なんですけど、従来の区とか常会とか隣組というのは、どちらかというとなんか隣の親睦的な組織だと思うんです、戦前、特に戦前なんかはまさにそうだと思うんです。

現在はこの辺が役場、理事者と若干区長さん、区の役員の人との幾らかこう考え方が、差がいつもギャップがあるのではないかなというようなことで、個人的には思っているんですが、現在は結構村のその下部組織と言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、山形村の村の連絡をするような、少しは村でこういうことをやりたいから区でやってくれ、連絡班でやってくれというようなそんなような要素が大分区なり、名前そのものも昔は常会と言ったのを連絡班と名前を変えたのも、多分連絡するためのそういう班にするためにしたのではないかなというような想像できるわけですが、だから本来は区なり常会なり隣組というのは親睦のそういう組織であって、最近各区で組織されている自主防災というのはまさに多分どこの区も同じだと思うんですが、今は区へ入っていたり連絡班へ入っている人たちを多分対象で連絡をしたり、そういうことをやっているんじゃないかと思うんですが、本来はあれですよ、山形村に住んでいる人たちは全員が自主防災のそういう会員であり役員にならなければおかしいですよ。何かあったときにあそこは入っていないからどうする、こうすると、その災害のときにはきっとならないですよ。

だから、これ、難しいのですけれども、本来は気寄り会、親睦的な組織が片方であり、それに村が乗っかって今いろんなことをやってもらっているというのがこれ、そういうことだと私は思っているんです。それはそれでいいと思うんですけれども。

ただ、先ほどのこれから質問しますけれども、現に未加入者が472世帯いるというような、かなりの2,000今700か800でしたかね、世帯が。そのうちの500弱いるということになると、今までの考え方は戦前、戦後のときの考え方をこれからも踏襲していくというのはどうでしょかね。

山形村、これから本当に自立して、こうやって人口が1万人まで増えるかどうか分かりませんが、少なくともあと500人、1,000人ぐらいは増えるかもしれない

んですが、その中でやっぱりある程度発想を変えていかなければいけないというのが今回もう1回質問する一番私の思いです。

個別にはちょっと再質問します。

①つ目の「未加入者の世帯数」というのは、先ほど村長の方から答弁ありましたけれども、私が21年12月に質問したときとほとんど数字は変わっていません。だから、ここをちょっと質問するんですが、いいことなのですが、今、村長の答弁だとアパートや何かが少ないもんで横ばいというようなお話でしたけれども、私はこれ、今横ばいということは何かきつと役場の職員の窓口へ来るその説明の仕方が幾らかこう強い口調になったと言っていいかわかりませんが、こういう問題はしょっちゅう起きるもんですから、少し従来よりは「入ってくださいね」という依頼が功を奏しているかということで、これは評価はしているんですが、ただまだちょっと多いでね、そんなこと、そこをちょっと教えて、どんなような、横ばいですから。

あと、先ほどの「山形村行政区画及び」云々というのは先ほどのとおりで、指定のみで義務はないということですので、これはもうそういうことですね。

それで、③のところですが、ちょっとここはちょっと私の思いとはちょっとかなり違うところで、確かに区でさまざまな管理をして、地域は地域で守ろうというその考え方は協働の村づくりとか、そういう基本的な考え方をすればそのとおりだと思うんです。

だけれども、みんなが入り、いろんな義務もそういうことも全部が同じようにやっている中で協働の村づくりをやろうということになれば、たまたまサラリーマンで今は単身で行っている人たちに、これをやれ、あれをやれと、そのときはできないと思うんですが、でも区費なり連絡費なりそれぞれの出不足金も払ったり、そうやってやっているわけですね。それで、その方も定年を終えて山形へ来たら、30年、40年近くのことをできなかったから、今はできるのと、またきつとそういう方はいろんな役をやったり、ボランティアなんかも率先してやると思うんです。

だけれども、どうですかね、こうやってもう最初から区なり連絡班へ入らない方というのは、ずっと、例えば60歳なり65歳になって、自分の体が多少こう手間が出たというようなときに、多分どうですかね、もうずっとそういう人たち、離れている人が急に区へ入るなり、連絡班へ入って区長さんをやるとか、区の会計をやるとかというようになれば一番いいんですが、だからやっぱりこのそういう不満があるから電気の今の、ちょっと時間もあれですので簡単に言いますけれども、今防犯灯は約900

基ありますよね。私もちょっと区の会計をやっていたことがあるものですから、今ご承知のとおり1基今1,500円区へは村から補助していますが、一般的な防犯灯の1基は大体区で払っているのは1基大体2,328円払っていると思います、普通の。

そうすると、828円1つについて区では負担しているんです。だから、うんと単純に言うと900掛ける828をやると74万5,000円全部の、上大池から下竹田の区で、多いところ、少ないところありますが、約75万円くらいは区費を払ったり連絡班費を払っている人たちで賄っている。

そこへ来て電球の取りかえもありますよね。あれが区によっては自分たちでやっている区もあると思うんですが、大きい区なんかは業者に頼んでやっているという、そこへプラスアルファの経費がかかると。それも全部その区費から払っているわけです。

それはいろいろ考え方、先ほどの村長の答弁のとおり地元のことは地元でやれという、そういう簡単に言えばそれで済んでしまうんですが、やっぱり私は街灯費だとか今のごみステーションの問題、ごみステーションもたしか、これ間違っていなければ5万円以上かかった場合は2分の1、それも最高5万円まで村が補助するという、だと思ふ。もし違っていたら言っていただければ。

そうすると例えば15万円のごみステーションをつくったときには、村が5万円で地元の区なり連絡班が10万円払うということですよ。比率、あるいは非常に地元の負担の方が大きいという。この辺はやっぱり見直していく時代じゃないかなということ、ちょっとくどくどいけません、これ、もう1回だけちょっとお願いできますか。

それと、転入時のパンフレット等は今はないということですが、それなりのお知らせというような説明書でやっているということですので、条例も山形にあるわけではないものですから、余りしっかりしたパンフレットはできないのかもしれませんが、検討しているということですので、それに期待をして、この辺はよろしいです。

それと、義務づけできなくても原則加入の、今最近塩尻でやっているということで、なかなか難しい問題だというお話で、ただ条例にするか、何かにするか、その辺も検討していきたいというたしか答弁だったような気がします、いつまでとこれないんですけれども、一応1年くらいにとか、期限がもしつけられるとしたらちょっといついっかまでということは無理だと思うんですが検討するという、検討するというのをいつころから始めるかという。

条例をいつまでにつくるということはなかなかいろいろあると思うので、検討するのが今年じゅうというんですか、22年、23年度でもいいですが、入るとか、その

辺ちょっと答えていただければ、以上お願いしたいと思います。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、笹野銃総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） たくさんありますので、もし落ちていたらあれです。それでは、まず初めの未加入世帯の今横ばい状況ということで、窓口でのその対応の仕方ということなんですけれども、先ほど村長説明したとおり資料や等で説明をしておりますけれども、やはり一番行きますのは住民税務課の住民系の転入の届け出のところへ行きます。

そのときにはやはりいろいろ前回区長会等でも届け出の用紙等をいろいろ変えまして、2、3度なく変えて簡単明瞭にさせてありますので、その点も奏を功しているかと思っておりますけれども、やはり説明して納得してくださる方が多くなってきたかなと、そういうふうな分析はしておりますけれども、そんなところでございます。

それから、②番目の防犯灯の関係とごみステーションですけれども、防犯灯につきましては、ある区では防犯灯特別会議ともう別個につくっている区があります。それを見させていただくと、村の補助金と電気代を比べてみますと、電気代が約84%を占めています、村の補助金が。なお、修繕につきましてはそれぞれ年度ごとによって浮き沈みはありますけれども、6割半から7割ほどは補助金、修理代も込めればそんなような補助率になっているかと思えます。

それから、ごみステーションにつきましては、先ほど議員さん、5万円と言いましたけれども、限度額2分の1で10万円です。それで、過去の実績を見ますと、22はございませんで、本年度になりまして1連絡班がありまして、これが約16万円ほどかかっておりますので、2分の1ということで約8万1,000円ほど補助金を出しております。ちょっとごみステーションの方は今のところ余り利用は多くなってきておりません。

それから、加入のパンフレットにつきましては、先ほど村長答弁いたしましたとおり検討をし、あらゆる先進の方から取り寄せているところでございます。

それから、④番目、義務づけでありますけれども、やはり塩尻市では23年3月に作りまし、それで高森町ですか、下伊那の、これが平成14年12月にできております。以前ちょっと高森町さんの方へお聞きしたところ、この条例をつくってもやはり未加入は横ばいということで、これといった切り口はないというようなことを言っておりました。

ということで、この条例等につきましては、これから区長会の会議がありますので、

そこら辺について何月何日から検討するとはちょっと言えませんが、そこでは検討はさせていただきたいと思います。

もし落ちがあったら、あれば。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、よろしいですか。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） 済みません、村長でも副村長でもどちらでもいいですが、今の総務課長が言った条例等の検討をしたいという、その辺のことはもう1回確認しますが、いつから入るとかいつまでにといいことはいいですので、そういうことを検討するということのお考えがあるかどうかだけ。

今、課長が言っているのを疑ってはもちろんいけません、一応理事者の言葉を聞いて終わりにしたいと思いますがいいでしょうか。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） この問題はもう本当に以前からの大きな村としての課題であります。連絡班、また区への未加入者の問題であります。ご存じのとおりこの6月30日でしたかね、松本、ここ山形村では震度4、それから松本市内が震度5強ということとございまして、その後の対応について松本市の担当の方からお聞きしましたけれども、やはりその地域のコミュニティーがしっかりした地域、これはその日の午後、もう2時ごろには全員が、その集会所をほとんどの人たちが、公民館と言っていたかな、集まって対策をしたということとありますが、また3日たっても4日たっても全然進展がなかった町内会があった。

それはやはりそのところはその地域のコミュニティーづくりがしっかりしていない、もうバラバラなところだったということで、災害、この今このご存じのとおり日本ももちろん世界各地で自然災害が頻発している中で、しかも甚大な被害をこうむっている中、いかにその地域のコミュニティーづくりが大切か、その強化が大切かということは大体もうわかっていると思うんです、そういうときに限ったときは。

だから、阪神大震災のときもそうですし、新潟のときもそうですし、犠牲になられた方はそういう町内会、またその常会とかそういう小さなコミュニティーに参加していない人たちが犠牲になったということとありまして、そんなことを大体の人たちはもう承知していると思うんで、この機会に村の皆さん方も再確認していただきまして、連絡班、それから区への加入を推進する1つのきっかけといいますか、そんなのがなるのではないかとこのように私は思っております。

ですから、私ども今これから始めたわけではない。先ほど高森町のそういう条例が条例化したというので、勉強に行こうということで高森町まで行きました。それで聞いたところが、やはりその後、進展なし、横ばい状態だということでございますが、そして最近になって今年3月ですか、平成23年になって塩尻市がそういう条例を設けたというんですけれども、これは塩尻市も実のことを言うと3割から4割、4割近くが未加入者だったということを知っております。

その場所によっては広丘の原新田というところがございましてけれども、その地区なんかは本当に半分ぐらいは入っていないのではないかと、正確な数字ではないですけれども、そういうことを言われております。その場所によって大分違うようでもございましてけれども、そんな中でどうしてもこれは何としてもつくらなければいけないということで、今、塩尻市で今回つくったわけです。

その前に穂高がやはり3割から4割入っていないということで問題にしたんですけれども、結局いろいろ調べたんですけれども、壁にぶつかったままそのままということでございます。

そんなことで、この村といたしましても、いろいろのほかのところとも調べたり、いろいろと情報を得ながら、できるだけ早い段階に何としてもそういう大勢の人が、大勢というか、常会だとか連絡班だとか区に加入していない未加入者ができるだけ数を減らすような方策を考えていかなければならないというふうに常々思っておりますし、以前からそのことは考えておまして、何かいい方法はないかということは考えてきたわけでありまして、今後もそのことに関しましては重点的に村の施策としてやっていきたいというふうに私は思っておりますので、また何かいい施策等ございましたら、またいい案がございましたらご助言等お願いしたいというふうに思っておりまして、こんな答弁でよろしかったでしょうか。

○11番（竹野入恒夫君） ありがとうございます。

○議長（神通川清一君） 以上で、上條光明議員の質問は終了しました。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位6番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「すべての世帯で構築する自主防災組織に」について質問してください。

(1 2 番 大月民夫君 登壇)

○ 1 2 番 (大月民夫君) 議席番号 1 2 番、大月民夫です。

質問の前に一言申し述べさせていただきます。東日本大震災から半年が経過いたしました。多数の同僚議員と岩手県の被災地を目の当たりにし、自然界の力の壮絶なエネルギーには人類の最大限の頭脳やパワーをもってしても全く太刀打ちができない現実を実感いたしました。人間のご都合主義で海を埋め、山を削り、便利さと快適さを求めてきたつけはいつか負うことになるという思いがいたしました。自然界への愛情をいかに注ぐのか、グローバルな見地で考えたいものです。

また、2万人を超える犠牲者の無念さと残された家族・関係者のやり場のない怒りと悲しみを察すると言葉も出ず、ただただご冥福をお祈りするのみでございます。

さて、いつ発生するか予測もつかない大震災に備えるため、平時より家族、近所、地域、村、それぞれの立場で自主防災の意識高揚が必須の課題であることは言うまでもありません。

そこで、今回は自主防災の組織づくりにつきまして、現状の問題点を精査しながら質問をさせていただきます。

現在、自主防災会は各区単位でさまざまな訓練や防災グッズの備蓄、またいざというときに備えて各連絡班ごとに居住状況や要支援者リストの把握、また医師・看護師・介護士・消防士等々特殊技能者の把握ときめ細かな活動を推進していただいております。

その中でいつも壁にぶつかるのは連絡班未加入世帯の対応問題です。連絡班未加入世帯、イコール自主防災会未加入世帯の壁は何としても突破したい課題です。いざ災害が起これば、昨年度の訓練テーマ「逃げ遅れゼロ」、本年度のテーマ「隣は大丈夫か」に象徴されるように、自らの家族の安全を確認できれば、即座に隣近所を気遣う気構えは山形村民全員が持ち合わせていると確信します。

その中で未加入世帯の実情把握が近隣世帯に不十分であることは大きな不安と言わざるを得ません。連絡班未加入世帯に自主防災会にはぜひ加入してくださいのお願いは区単独の依頼では限界があります。村として強い指針を示すことを期待し、次の質問をいたします。

1つとして、現在の連絡班未加入世帯数をお聞きします。全世帯数に対する比率もお願いします。

集合住宅、アパート世帯数はどのくらいを占めておりますか。

3点目として過去5年から10年前と比べ、未加入比率に変化がありましたら状況報告願います。

4点目といたしまして新たな転入世帯申請受付の際、連絡班加入要請はどのようにされておられるか、具体的にお聞かせください。その際、自主防災会の説明はされておられますか。

最後に、現状の連絡班未加入世帯、今後の転入世帯に自主防災会の丁寧な説明をし、すべての世帯で構築する自主防災組織を目指す村としての強いリーダーシップを希望しますがご所見を伺いいたします。

なお、先ほどの上條光明議員さんに答弁いただきました重複する点、多々ございますが、その辺は割愛いただいても構いませんということを申し伝えまして1回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大月議員からの質問事項1「すべての世帯で構築する自主防災組織に」のご質問にお答えしたいと思います。

最初の質問であります「現状の連絡班未加入世帯の状況について」お答え申し上げたいと思います。

平成23年8月末現在、472世帯で全世帯に対し16.9%であります。

次の、そのうち集合住宅のアパートが181世帯、未加入世帯の38.3%を占めております。

次に、未加入比率の変化であります。同時期の5年前、平成18年は284世帯で、全世帯に対し11.1%、また10年前の平成13年は178世帯、全世帯に対して7.7%でありました。

次に、「新たな転入世帯申請受付の際、連絡班加入要請はどのように説明されているのか」についてお答え申し上げたいと思います。

新しく転入され、申請に来られた方々には、役場住民税務課の窓口で区及び連絡班への加入をお願いするお知らせを説明をしております。内容は区及び連絡班の活動や役割、加入金に対する助成制度、加入の手続等が記載されており、区の活動として自主防災組織による防災訓練の実施などを、資料に基づきながら説明をしているわけですが、自主防災会についての説明はしていますが、自主防災会についての説

明はしておりません。現在パンフレットの作成を検討しておりますので、これらを含めたものにしていきたいと思います。

自主防災組織による防災訓練の実施などを資料に基づいて説明しているけれども、自主防災会については説明していないということでございます。

次に、「現状の連絡班未加入世帯、今後の転入世帯に自主防災会の丁寧な説明をし、すべての世帯で構築する自主防災組織を目指す」についてお答え申し上げたいと思います。

自主防災会につきましてはそれぞれ独立したもので、区で単位としています。区への未加入についてもそうですが、山形村でも都市化が進む中、生活様式の意識の変化により区や地域へ関心が希薄化してきております。しかし、大規模な震災等が発生した際には情報も混乱し、防災関係機関による対応が困難となり、地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たすことは言うまでもございません。

先ほどもそのことにつきまして少し触れました。村といたしましても未加入者への積極的な加入促進を含め自主防災会への資機材の整備支援や防災訓練実施支援、また防災関係の研修会の開催など自主防災会の育成、強化になお一層努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、再質問があれば質問してください。

大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） それでは今答弁を聞かせていただきまして、内容的な点では異議ございませんが、やはり連絡班未加入、自主防災会未加入、これ、私はやっぱり別に区分して考えて、もっと村としてはこう強い姿勢で自主防災会の加入促進をお願いしたいという思いがございます。そんな意味で2回目の質問をさせていただきます。

具体的な質問したい事項は後ほどまとめて申し上げますので、先に私の雑感を申し上げさせていただきます。自主防災組織の丁寧な説明をどのようにするかというのが大きな問題となります。今、村長がおっしゃられたとおり価値観の多様化が進み、連絡班とか防災組織加入等の緩やかな義務を敬遠される傾向は、山形に限らず全国的な傾向であることは否定できません。

しかし、ここを私強くアピールしたいんですが、安心して生活できる環境づくりというのは地域コミュニティーがなければ不可能という現実はどなたにも否定すること

のできない事実であります。

東日本大震災、台風の大雨による大災害、それに栄村や松本市の身近で頻発した地震災害、防災対応意識が最大限に高揚しているこの機に地域コミュニティーを強く掲げる必要を感じます。全員参加型で緩やかなつながりを大切にしながら地域のさまざまな課題に対応することを地縁活動と称されておりますが、山形村におきましては自主防災会を地縁活動の最優先事項に位置づけ、全世帯が必然的に防災会員になるシステムであることを強く宣言していただくことを提言いたします。

さて、冒頭に申し上げました防災組織の丁寧な説明の件に話を戻しますが、防災会のとらえ方をどのように説明するかであります。これ、専門家に託せばスマートな弁舌になるかと思いますが、私個人としては次の5項目を重点項目の項目と考えております。

まず1つには、各家庭の居住している家族構成を近隣の範囲内に限り周知していただきたいこと。

2つ目に、家族内に自力で避難が困難な方がいらっしゃる場合は、近隣の方にお伝えしていただきたいこと。

3つ目に、災害が発生したらどこに避難するか、第1次避難場所を家族全員がしっかり認識すること。

4番目に、避難場所では近隣家族の安全をお互いに確認し合い、仮に負傷者が発生の場合は応急手当てを手助けしていただきたいということ。

最後に、いざというときに備え、防災訓練には積極的に参加をしていただきたい、そんな5項目を中心に丁寧な説明をしていただければという私の私見を述べさせていただきました。前置きが長くなって申しわけございません。

それでは2回目の質問、3点お願い申し上げます。

まず1点目でございます。連絡班未加入世帯、とりわけ集合住宅世帯の皆さんの災害発生時の第1次避難場所は明確に決定されておられますか。もし決定している場合は周知は問題ないでしょうか。

2点目でございます。最近の傾向として長年連絡班に加入していた世帯が脱会するケース、結果的には自主防災組織からも遠のいてしまうわけですが、要因の1つとして高齢や体調不良により連絡班内で請け負う役職が全うできず、ご迷惑をかけるからを理由に脱会する世帯があるようであります。近隣のつながりを重んじる地縁活動の観点からは非常に残念な事態と考えます。地域や連絡班内の問題ではありますが、行

政サイドとしてこの事態に関する地域へ発信するメッセージをいただけたらと思います。

3点目でございます。自主防災会は連絡班加入、未加入関係なく山形村民全世帯、つまりは村民全員で組織することを宣言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。そのためにはどうするかは次のステップで構いません。

以上、ご所見をお伺いいたします。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） まず初めの未加入者でアパートにお住まいの方でありますけれども、この方につきましては、各地区の防災会で連絡している防災会もありますし、していないところもございます。ですから、ある地区につきましては場所がわからないというところがございますので、これも1つ問題になるかと思えます。これをどのように周知するかということもまた研究しなければならいことと思えます。

それから、最近脱会する人ということで、やはり議員おっしゃられるとおりの程度お年をとってきて、あと役がもうできないからゆっくり生活したいという方が確かにございました。その方もそうでありますけれども、今回補正でもお願いしてあります地域支え合いマップですか、それらを構築し整える中でこれの方々、あるいは3番目にご質問にありましたとおり、これらの関係なく村民の方が全員防災会に入るようなきっかけ、あるいは切り口になればと考えております。

ちょっと3番目の答弁は正確に答えができませんでしたがけれども、やはりその地域支え合いマップをターゲットといいますか、切り口としてやっていきたいと思っておりますけれども、3番目はちょっと理事者の方から答弁させていただきます。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） それでは、3番目の防災会の村としての宣言ということでございます。そもそもこの防災会というのは皆さんこの間、朝日の議員さんと山形の議員さんと研修会で、そのときに角田という松本広域連合の消防局の局長さんが講師として講演されたと思えます。この方が山形消防署長の当時、言うなれば防災会の立ち上げに大変ご尽力賜った方でございますので、この方の1つの鉄則として、防災会というのは行政指導型では絶対成功しない。それが今の局長の考えでありまして、行政主導型にすると一時的には一過性に終わってしまう。一時的にはそういう盛り上がりがあるけれども、自分たちが自ら考えて自分たちの地域をいかにして守り、災害が起きたときにどのような方策、方法をとった方がいいかという、そういう考えのもとでさん

ざん考えて、それから立ち上げるべきだと。

簡単に推進と言えば、その分、それだけけれどもその時間の一時その防災会、山形の場合は6地区がちょうど平成19年に話が出て、平成20年に本当にスタートを同じに立ち上がったわけでございます。

当然その消防の分団長を初め大勢の皆さん方、区長も何代も変わっておりますので、その以前からの区長さんも加わったり、消防関係者の皆さん方のアイデアを元に区長を中心にしてできたものであります。それぞれまちまちでありますけれども、村としましては、行政側といたしましては元気づくりの支援金を申請しまして倉庫、防災倉庫だとか、そこの中にある自家発電機だとか担架だとかいろいろなものは村の方で用意させておりますし、現在もその基金に関しましては補助金を申請によってその地区に配付しているというような状況でありまして、これが一挙に村の方、行政側の方でまとめてやるということになると、本来の趣旨から外れるのではないかとというように思っておりますし、自助・共助・公助、この3つのまず最初に自分たち、自分を守る、自分の家族を守る。それで、共助はその周りの人たちと自分たちだけでできないときはその周りの人たち、向こう三軒両隣ということ、それと区ですね。それで最後には公助ですね。公助というのは行政側だというふうに私は解釈しておりまして、村自体が自主防災会をこうする、こうするということは、その発足したときの原則からしてちょっと外れるのではないかと。

そういう声がうんと多くて、それの方がいいということになれば、村も考えなければいけないと思うんですけれども、現段階におきましては村の方で宣言するとか、そういうことは今のところは私は考えていない。ほかの関係者の皆さん方が、それはそんなものではない、村長違うよということになればまた話はあれですが、第一そもそもの防災会の発足した経緯からしまして申し述べましたので、また状況によっては変わってくることもあり得るかもしれませんが、現段階においては私の考えはそういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、よろしいですか。

大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） 今、村長の答弁、村長の意向としてはよくわかるんですが、私は自主防災会に対してああだ、こうだを村でということは一切申しておりません。もちろん自主防災会は各地域で自主的に創意工夫してやるべきだと思います。

村としてお願ひしたいのは、山形村民はもういい悪いは関係なく、全員が自主防災

組織の会員なんですよという、その宣言だけをどうしてもお願いしたいということで、また今日ここで余り論議してもあれなんです、粘り強くお願いしていきたく思います。

それでは、3回目の質問ということで済みません、2点だけ、ちょっとお願い事項もございしますが、よろしく対応いただきたいとします。

まず1点目でございますが、地域支え合い体制づくり事業の補助金制度を活用し、山形村要援護者マップ作成の企画説明を先般お伺いいたしました。今回の補正予算でもその関係が載っております。災害発生時、村、地域の的確で敏速な対応を行う意味でも価値ある貴重な財産になり得るものと考えております。

補助金申請手続後の県の審査結果も含め事業内容の概要説明、本当の概要で結構でございますが、村民向けにこの場でお願いできたらと思っております。

2点目でございますが、毎年実施されております総合防災訓練につきましては、各区の関係者のご努力で意義深い訓練を実施いただいておりますが、今後に向けての訓練内容で村民要望が強いのは、1次避難場所における訓練の重点化であります。連絡班単位で1次避難場所へはそれぞれの家族全員が一時避難するというを前提になるわけですが、避難所に自力で来れない要援護者を近隣世帯でどのようにサポートするか、また負傷者が発生した場合を想定し、広域災害の場合は救急車対応にも限界があることを認識し、応急処置の訓練、また連絡班ごとに備えておきたい備品の検討、そのほかにもいろいろあろうかと思われませんが、できるだけ小規模班員での訓練の必要をとる声を本当に数多く聞きました。次期総合訓練企画に向けてご配慮いただければと思ひ提言させていただきました。

ご所見をお伺いし、3度目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 今回の補正でお願いをしてあります地域支え合いマップ事業でございますが、県の方からは先般交付決定が来ております。ですので、補正予算が通過後、直ちに事業着手も可能だということでございます。

概要でございますが、現在要援護者、身障者、独居老人、老人世帯、こういったものは個々の台帳で管理をしております。一体的な管理状態ではありません。この要援護者の情報を既にデジタル化しています地番図、家屋図、航空写真、これを活用する中で総合的に管理、整備すると。

さらに包括支援センター等の関係機関、民生児童委員、要支援者、地区の役員さん

等になろうかというふうに思いますが、この情報を初め防災会議の情報、防災の情報、危険箇所、緊急避難場所、こういったものをデジタル化された住宅地図上で管理、整備をするということです。

それと、対象者の要援護者レベルに色分け等をしていきたいということで、支え体制を視覚化する。目で見てわかりやすくするというようなことでございます。この補正予算成立後には地域支援マップ策定委員会を発足したいというふうに考えております。隣近所の助け合いによる仕組みを整え、災害時にはこれらの情報を迅速に活用すると。当然これにつきましては個人情報等の問題はありますが、行政としてはそういった形でもって整備をしていきたいと。

ただ、これにつきましては23年度限りの事業でございますので、24年度以降につきましては、これにかかる経費につきましては単費でもって経費を見ていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 第1次避難所での自力のサポートとか移動ということでありましてけれども、先ほど保健福祉課長が申しあげました地域支え合いマップは、一番小さいのは連絡班単位のマップができますので、それらも活用したこういう第1次避難所の訓練も可能かと思っておりますので、それらも含めながら今後検討していきたいと思っております。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、次に、質問事項2「行政サービスのさらなる向上」について質問してください。

大月民夫議員。

（12番 大月民夫君 登壇）

○12番（大月民夫君） それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

昨年6月の第2回定例会におきまして、私自身初めての一般質問として今回と同じタイトル、「行政サービスのさらなる向上」につきまして、夜間窓口対応を中心とした議論をさせていただきました。

今回は村民要望をできるだけ幅広く掌握させていただきながら、行政サービス向上へのさらなる歩みを一步でも前進すべく、村長を筆頭に行政を執行する皆様に質問をさせていただきます。

昭和61年役場新庁舎が開設し25年の歳月が経過いたしました。この間、村民のよりどころとして絶えず村民のニーズをとらえながら、職員の皆さんは切磋琢磨され

てまいったと思われます。

そこで、具体的な質問をさせていただきます。

役場正面玄関より入って左から総務課、住民税務課、農林建設課の順に東西にセッティングされております窓口カウンターの件でございます。

煩雑な説明を求めて来庁された皆様にとりましては、納得するまで長時間立ったままで聞き及ぶことに苦痛を感じざるを得ません。特に高齢の皆様には耐えがたい思いです。

他の市町村をくまなく調査したわけではありませんが、他の現状はカウンターを低くし、来聴者側にいすを配置し、カウンターを挟んで来庁者と職員がまさに額を近づけながら対応する姿にさま変わりしております。

25年の歳月で取り巻く環境やニーズが変化してきている一環の1つと考えます。カウンターのレイアウトの検討にぜひ着手いただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

続いて、役場庁舎内での個別相談コーナーの件でお伺いします。

カウンター越しでの対応が困難な場合は、ロビーの待合スペースを利用して対応されておられる様子を拝見しますが、内容によっては相談者に配慮して別室で拝聴したいケースもあろうかと思われます。

先般、ロビー奥に相談室を設け活用されている状況を職員の方にご案内いただきましたが、村民の皆さんには余り周知されていない感がいたします。この際、相談室はどのようなケースにどんな形で活用されておられるのか、村民あてに詳細説明を求めたいと思ひます。

以上、質問させていただきました件につきましては、費用対効果の観点からは算出できない事象ではございますが、行政側から住民への利便性向上を図る改革の一環としてぜひ前向きなご検討をお願いします。

協働の村づくりの思いから、行政側から打てば必ず住民側より響くものがあるという事を申し添えまして1回目の質問とさせていただきます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願ひます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大月議員の2つ目の「行政サービスのさらなる向上」のご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問であります「カウンターレイアウトについて」お答えいたします。

大月議員が申されるとおりこの役場庁舎は昭和61年に新築移転してから25年の歳月が経過しております。1階はフロアーに各課を配置し、来庁される村民の方が一度に用事を足せるようなレイアウトをしてございます。

当時は使いやすいよう配慮されたレイアウトでございましたが、ご指摘のとおりカウンターの高さ等、ご高齢の方にはご不便をおかけしている面もあろうかと思えます。

カウンターの高さ等窓口の改善につきましては、以前より職員の中で話し合い検討しているところではございましたが、窓口の配置を含めなかなか最善の方法が見つからず現在に至っているところでございます。

平成20年度より役場は大課制で行政運営を行っているわけではございますが、このたび組織の検証を行い、村民のニーズになお一層こたえていくため、来年度より課の再編成を行うこととしております。

これによりましてカウンターの窓口の配置も変わってまいりますので、このことを含めました中で高さ等について検討してまいりたいと思っております。

次のご質問でございますが、「個別相談コーナーについて」お答えしたいと思いません。

現在は来庁者の方には職員の判断により、それぞれのお客様の用向きに合わせた対応を行っているところでございます。

役場にご来庁いただく方の用向きは納税相談や戸籍に関すること、農地の問題など多種多様であります。ご高齢の方など申請書等書き方のわからない方にはカウンターの外へ職員が出て対応し、複雑な届け出書など込み入った内容のものはロビーの待合いコーナーを利用するなど対応しているところでございます。

相談室の利用につきましては、相談内容によりますが、個人のプライバシーに配慮しなければならない事例の折に使用しております。事例に合わせての利用であるため、村民の方への周知という点では余り行っていないのが現状でございます。

村民の生命と財産を守っていく行政の仕事をしていく中で、職員も接遇研修を行い、村の皆さんの立場に立って働けるよう目配り、気配り、心配りの視点で日ごろ研さんをしておるところでございます。

今後とも村の方が気楽に相談いただけるように、研修等を通じて職員のレベルアップを図り、村民ニーズにこたえられる職員体制を整えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、再質問があれば質問してください。

大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） 相談室の件はわかりました、ありがとうございました。

カウンターのレイアウトの件、職員の中でも以前から話題には乗っていたということで、これから課の体制見直しの中でその辺も含めて検討いただくということで、その辺は今日の段階ではよろしくお願ひしたいということだけ申し上げておきます。

それで、行政サービスの向上という観点からちょっと話をさせていただきます。理事者も含めまして全職員の皆さんで引き続き住民サービスのさらなる向上を目指して頑張っていたきたいという思いから、ここでちょっと民間企業のほとんどが取り組んでおりますISOにつきまして少し触れて、それから住民サービスという形でちょっとお話をさせていただきますが、ちょっとご容赦いただきたいと思います。

ISOは品質管理面、また並びに環境保全の面からも幅広く認証が広まっておりまして、当初は企業イメージ向上の目的意識が強かったわけですが、現在では商取引の面での必須項目となり、早い話、取得していない企業は商品の販売権利が発生しないケースというのが非常に多くなっております。

ISOの話を何でするかということなのですが、ISO推進に当たっては毎年管理機関からの定期審査があります。また、3年に1回は更新審査が必要となります。当然にそれに伴う高額な費用も投じなくてはならないという、そういうシステムですが、だから認証取得していてもいいかげんな運営をしていけば是正措置を命じられ、場合によっては認証の剥奪もあるという、そんなものでございます。

そもそもISOの基本理念というのは、みんなのできる目標を決め、それに向かって行動し、その成果をチェックし、是正を含めた次の目標を定める。その繰り返しになるかと思ひます。

正直申し上げて役場業務にISO導入は私、個人的には余り適さないと判断しております。ただし、基本理念は部分的には積極的に取り入れていただきたいという思いがいたします。例えばですけれども、毎年定例的に行われているイベントなどは同じ内容で無難に繰り返すことも否定はできませんが、ISO理念から言えば毎年成果チェックと是正が求められることとなります。

また、みんなでこう目標を定めるという観点からは、民間では一般社員が目標を提案し、管理職も一緒になって行動するというケースがほとんどでございます。そんな思いで役場におきましても、若い職員の皆さんの思考による影響力に期待したいと思

います。

長い話になって恐縮です。それで、ちょっと2つだけ済みません、お願いいたします。

まず1点、そんな若い職員さんの意欲的なのを期待いたしまして、前にちょっとお話聞いたんですが自発的な意見提出、提案制度というようなその後の現状をちょっと教えていただきたいと思います。

もう1点ですが、村長がよく口にされております「報・連・相」プラス記録。報告、連絡、相談プラス記録という、たしか村長がこれをおっしゃられたのを私記憶しているんですが、これの現況はどうか、村長もしくはこのポイントを握っております副村長、現況のちょっとお話をいただければと思います。

以上、2回目の質問です。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

副村長ですか。副村長、答弁願います。

○副村長（百瀬泰久君） ISOの例を出していただきながら、どうやはりサービスを向上するかという観点からご意見をいただいているところでございます。やはり私も行政に携わる立場でありまして、やっぱりお客さんに対するところの気持ちというのはやはりこれは民間も行政も関係ございません。

いかに真心を持ってお客様と対応していくかということが大原則でありますし、そういう立場で私どもも職員の皆さんと対応させていただいているつもりでございます。今日までも例えば窓口の対応がちょっと悪いんではないかと、もう少し声をかけたらどうかというようなご指摘をいただきました。

おかげさまで最近の評価いただける、そういう場も多いわけでございますが、そういう言葉、また住民からの声を戒めながらこれからも取り組んでいきたいと思っております。

常にやはり私たちは自分なりに反省しながら、どうしたらいいかということのを常に考えていくことが必要でございます。行政によっては「おもてなしの心」なんていうことが一時はやったときがございます。連続テレビでしょうか、ある行政では「おもてなしの心」というのを前面に出しながら、職員の皆さんでそういう委員会をつくって行政サービスをいかに向上するかという立場で検討していたところもございます。

ですから、山形村なりのぜひそういうことも尊重しながら、場合によっては必要だと思っておりますし、今後の検討課題にさせていただきたいと考えてございます。

もう1つの提案の制度でございますが、職員の皆さん方には常に提案、あるいはいい意見があったらお出しいただくような、そういうことで周知をさせていただいてるつもりでございます。

そんなには今のところ実はないんですが、それに伴うところの、あるいは表彰制度とか、あるいはそこら辺のメリット、そこだけを強調してはやっぱりいけないんですが、そういうそのこともこれからはやっぱり提案制度をしっかりと、充実させるためには必要かと思っております。

実は少し前にもこれはあったんですが、やっぱり私どもの提案を受けた中でそれをどうやっぱり行政に動かすかという、いろんな村がやっているからには制約というのが結構難しいのがございまして、そういう面で条例をいかにつくるかという、そんなことで悩んでいる部分も実はございますが、せっかくの提案ですから速やかにそれが活かされるように、私どももこれからは努力していきたいと考えてございます。

村長のおっしゃっているところは村長の方からちょっとお答えを。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 私が常々役場の職員の全体で集まったとき、また管理職会議におきまして「報・連・相・記」を申し上げております。報告、連絡、相談、それから記録ということは、これはもう民間においてはこれは当たり前なことですけれども、なかなかその記、記録の方ですね。報告、連絡、相談できるんですけれども、「報・連・相・記」が、記録の方がなかなか割合と苦手といたしますか、ところがあるもんですから、その面に関しましては職員に徹底しているところでございます。

組織においては絶対これは必要なことなものですから言っておりますし、また先ほど来どなたかの議員さんに申し上げましたけれども、目配り、気配り、心配りと。目配り、気配り、心配りと、これ、住民、地域の住民ですね。村民の皆さん方には職員としてのこれも基本だから、目配り、気配り、心配り、目配り、気配り、心配りは大事だということを職員には徹底させておりますので、今後もちょうど忘れたころ、また私の方へ職員の皆さん方には徹底するつもりでおります。よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、よろしいですか。

大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） それでは、3回目です。答弁は必要ございません。総括的に私の思いを言って終わらせていただきます。

職員の皆さん、定年制延長という話もあるはあるんですが、若い世代に逐次バトン

をタッチしていくという形なわけでございますけれども、性別とか年功序列というんですか、余りその辺を考えずに、もう意欲的な職員の皆さんは責任ある仕事をしていただく、そんな原則で、ともかく行政サービスにいつも気を置きながらという形で職員の皆さん、山形の行政を背負っていただくとことを再度お願い申し上げまして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神通川清一君） 以上で、大月民夫議員の質問は終了しました。

◇ 宮澤 敏君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位7番、宮澤敏議員の質問を行います。

宮澤敏議員、質問事項1「新公会計制度導入について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） 議席番号6番、宮澤敏です。

それでは、「新公会計制度導入について」の質問をさせていただきます。

東京都は平成18年度に従来の官庁会計に複式簿記発生主義会計の考え方を加えた新公会計制度を導入し、日々の会計処理の際に多様な財務諸表を迅速かつ正確に作成することが可能となり、従来の官庁会計による単年度の現金収支をあらわすだけの決算書に加え、新制度により資産や負債などのストック情報やコスト情報を明らかにした財務諸表を初めて作成しました。

この財務諸表により、負債や税収等のデータから健全性の度合いが一目でよくわかるようになるとともに、減価償却費や金利などを含むフルコストが明らかになるなど、従来の官庁会計決算ではわからなかった有益な情報を得られるようになり、一時は約1兆円に達していた隠れ借金の処理もおおむね完了し、87事業を見直し、22年度の基金残高は2兆6,000億円となっております。

そこでお聞きします。

新公会計制度は総務省でも勧めており、ソフトも無料で借りることができ、費用もわずかということなので、各自治体も導入に向けて検討しているところが多いようですが、山形村としてはどのように考えますでしょうか。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長の答弁を願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、宮澤議員からの質問事項1の「新公会計制度導入について」のご質問にお答えしたいと思います。

地方分権の進展に伴いまして、これまで以上に自由でかつ責任ある地方経営が地方公共団体に求められておるところでございます。そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠であると言われております。そんな理由から平成18年の地方行政新指針によりまして、各地方公共団体に対して新地方公会計モデルによる公会計整備が要請されてから5年が経過し、全国的に財務処理の整備が進展してきております。

財務処理の整備が進展してきているわけですが、地方公共団体におけるバランスシートの作成などによる財務書類の作成方法は、総務省が公表している基準モデルと、総務省方式改訂モデルの2つの方式のほかにも、例えば東京都や岐阜県のように独自の方式によっているものがありまして、すべての地方公共団体が共通の作成方法を用いて作成しているわけではありません。

東京都や岐阜県が採用している独自方式は、総務省が公表している2つの方式より精密な財務諸表の作成を目指しているもののようであります。県内においても平成21年度決算に基づく財務書類を作成し、ホームページにて公表している市町村は52市町村の67.5%にとどまっており、公表または作成していない市町村は25市町村の32.5%に及んでいて、公会計の整備が遅れている状況がわかります。

山形村では平成20年度決算分から総務省方式改訂モデルによる財務書類4表の貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を作成し、ホームページで公表しております。

この総務省方式改訂モデルは、企業会計手法を全面的に採用した総務省の基準モデルによって財務書類4表の作成するために必要な公有財産の価格を把握するための公有財産台帳が未整理であることや、取引等におきまして発生主義に基づくデータ把握のための記録台帳システムが未整備であることによって、その整備がなされるまでのいわゆる簡便方式というモデルであります。

村の財政状況につきましては、よりわかりやすく住民の皆様方にご理解いただけるよう、総務省の基準モデルによる財務書類4表作成の環境が整備できるかが公会計の整備に要する人的・経費的負担も含めて大きな課題となってくると思われますが、先

進の市町村の事例も参考にしながら財務書類の作成・公表に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、再質問があれば質問してください。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） そこで、山形村が採用、実施している会計制度と新会計制度の手法との相違点についてお聞かせください。

○議長（神通川清一君） 住吉総務課考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） ただいま村長が申しましたとおり現在山形村におきましては、平成20年度分決算分から総務省方式の改訂モデルというので、この一応その公会計制度によりますもので公表しております。

現在その総務省の基準モデルとどう違うかというのは、実際その公有財産がまだ整備されていないというのが大きな問題点でありまして、今後その公有財産を整備した中で、総務省の基準モデルの方へ移行していきたいというようなことで考えております。

以上ですけれども。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、よろしいですか。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 先ほどの東京都の例はあくまでも他自治体の情報提起です。山形村の状況に応じた検討・対応を期待いたします。

○議長（神通川清一君） 質問はいいですか。

○6番（宮澤 敏君） はい。

○議長（神通川清一君） いいですね。

○6番（宮澤 敏君） はい。

○議長（神通川清一君） それでは、次に、質問事項2「チャイルドシートの助成について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） それでは、「チャイルドシートの助成について」を質問させていただきます。

チャイルドシートはシートベルトを正しく装着することができない子どもを自動車

に乗車させる際、安全を確保するため身体を座席に固定する装置で、2000年4月1日に改正された道路交通法により、運転者が6歳未満の幼児を自動車に乗車させる場合に使用が義務づけられており、違反の場合は行政処分の基礎点数が1点付加されることになっております。

そこで質問いたします。

チャイルドシートは子どもの成長に合わせてその都度買い換えが必要であり、1台3万円から4万円くらいと経済的な負担が大きいと、自治体や各種団体による補助金、無料貸し出し、リサイクル等の制度が設けられておりますが、山形村としては子育てを支援するという面からどのように考えておりますか。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、宮澤議員の2つ目のご質問「チャイルドシートの助成について」のご質問にお答えしたいと思います。

チャイルドシートの装着は、平成12年4月の道路交通法改正により、6歳未満の乳幼児を自動車に乗せる場合、運転者に義務づけられているものでございます。

当村におきましても、法改正に当たり交通弱者である子どもたちの生命を守る上で必要であり、保護者においても負担が大きいということで、平成11年度の補正予算に法制化準備という前提も含めまして、チャイルドシート助成金を150万円計上いたしまして、当時の対象者の申請にこたえるべく支援の準備をいたしました。

また、平成12年度、13年度においても当初予算にそれぞれ150万円と100万円の予算を計上したわけでありまして。この間、助成制度を利用された方はごくわずかでございます。3カ年度で金額において24万2,100円、総額400万円から見ると実に6%の方のご利用しかございませんでした。この間、広報や全戸配布のチラシ等で村民に周知を図ってまいったわけでございますが、申し上げたとおりの利用でございました。

乳幼児を車に同乗させるに当たっては、法に従いまして安全運転に心がけていただくということが第1かと思われまして。また、チャイルドシートにつきましても、車を持つ者、運転する者が法の趣旨にのっとり購入やレンタルなどで準備していただき、装着いただくのが大前提であると思っております。

さきに申し上げましたように法改正当時用意いたしました助成金の利用の低さ等を踏まえた中で、チャイルドシートの助成金の再支援につきましても、今後の課題とし

ていきたいというように思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、再質問があれば質問してください。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 今、答弁にありましたように時限立法で12年の4月1日から補助をされて、今はしていないということなんですけれども、その理由が利用率が低かったということのようなんですけれども、そういったチャイルドシートの重要性と申しますか、県下のチャイルドシートの着用率が57.5%、そしてチャイルドシート無装着による死亡、重軽傷の方が21人ということで、結構チャイルドシートをしていなくて事故に遭った方もいるわけですので、そういった方たちのために補助というか、重要性の徹底というか、そういった面でまた広く周知と申しますか、そういったものもしていただきたいというふうに思います。

○議長（神通川清一君） 答弁は。

○6番（宮澤 敏君） 答弁はいいです。

○議長（神通川清一君） 答弁はよろしいですか。

○6番（宮澤 敏君） はい。

○議長（神通川清一君） 以上で、宮澤敏議員の質問は終了しました。

ここで、休憩します。3時15分まで休憩とします。休憩。

（午後 3時00分）

○議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 3時15分）

○議長（神通川清一君） ここで、お諮りします。本日の会議時間を一般質問終了までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しました。

◇ 竹 野 園 麿 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位8番、竹野園麿議員の質問を行います。

竹野園麿議員、質問事項1「総合計画策定の現状と村長の方針について」質問してください。

竹野園麿議員。

（7番 竹野園麿君 登壇）

○7番（竹野園麿君） それでは、質問いたします。

村行政の指針となっている現行の第4次総合計画は平成15年に策定され、来年がその期限となっています。今年は次の総合計画を策定するため、住民の意向調査や情報処理のための経費が年度当初に予算化されました。

前回の策定時は10年前で、自治体の合併の嵐が最も強く吹き荒れていたころで、山形村もその渦中にあり、現在とは10年先を見通す環境に大きな違いがあったと思います。

10年たった現在は経済は低迷したままで、国や地方の財政の見通しは一層悲観的な状況の中、地方分権は推進され、自治体の責任は大きくなってきています。閉塞感が強く漂い、先が見えにくくなっている中において、行政をあるべき方向に進めていくためには、その指針としての総合計画の役割は大きく重要なものになってきていると思います。

これまで議員として前回と同様に今年度末ごろには法律の定めるところにより、総合計画。総合計画と書いてありますが、総合構想ですね。は、議会議決を経て策定されるものと想定してきましたが、今年の8月1日付でその根拠規定である地方自治法第2条4項が削除されたことにより、議会議決の必要がなくなり、現在のところ制度上は議会の関与の機会は失われました。

そんな状況変化のある中、調査、研究、情報処理等多くの作業が予定されていることと思いますが、既に半年が経過しようとしていますので、現況についてと、一連の作業の前に村長としての考え方、将来への展望等について次のことをお聞きいたします。

1つとしては、村長は行政側として事前に議会議決を要する根拠条例をつくる、または現在ある条例を改正するという方法もあるかもしれませんが、そういう用意はあるかどうかということ。

それから、もう1つは、新しい計画をバージョンアップさせるためには現計画の総括が欠かせないと思いますが、改めて実施する用意はあるかどうか。

3番目として、総合計画に財政計画を位置づける用意はありますか。

4番目としては、住民の意識調査には判断材料として事前に十分な情報発信がされていなければならないと思うけれども、行われてきたと考えられますか。

5番目としては、総合計画の有効期間に対する考え方をお聞きいたします。現在の計画は10年でやっておりますが、この計画を考え直す考え方があるかどうかということについてお聞きいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、竹野議員よりの質問事項1の「総合計画策定の現状と村長の方針について」についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、総合計画策定の進捗状況でございますが、先月の公募委員3名を含む総合計画審議会委員20名を決定したところでございます。8月24日には計画策定委託業者のプロポーザルコンペを実施いたしまして、今回は株式会社ぎょうせいに計画づくりのサポートをしていただくこととなりました。そして、先週6日には第1回の審議会を開催いたしまして、今後の計画づくりのスケジュールについて、委員の皆様にご説明申し上げたところでございます。

それでは、最初のご質問であります「行政側として事前に議会議決を要する根拠条例をつくるまたは改正する意思はあるか」についてお答えしたいと思います。

先ほど竹野議員さん申されましたとおり、ご承知のとおり今年の地方自治法の改正によりまして第2条第4項の規定、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」という規定が削除となったわけでございます。これによりまして総合計画を策定するか否かは、市町村が判断することとなったわけでございます。

法律上、策定の義務づけはなくなったにいたしましても、村づくりを進めていく上で指針となる、または羅針盤となる総合計画の策定は重要でございまして、今回も従来どおり計画づくりを進めておるところでございます。

ご質問の議会議決を要する根拠条例の策定も必要と考えておりますし、イメージとしましては「山形村総合計画の議決に関する条例」というものになるかと思っております。これまでどおり議会議決をいただいた上で計画を進めていくことが好ましいのではないかと考えております。

なお、条例内容や策定期間につきましては、計画づくりと並行しまして検討してまいりたいと思っております。

次に、(2) 番目の「現計画の総括」についてお答えしたいと思います。

現在は、第4次後期5カ年計画が進行中であります。その計画においても5つの基本施策やその方針、具体的な取り組みがうたわれております。

今後の予定といたしましては、各担当者レベルで具体的な取り組みについての進捗状況の確認施策の見直しについて、今年度中にチェックシートを提出してもらい、次期計画に反映できるようにしていきたいと考えております。

(3) 番目の「総合計画に財政計画を位置づける用意はあるか」についてのご質問にお答えしたいと思います。

ご承知のとおり総合計画は村づくりの基本理念、将来像を明らかにして、行政運営の基本方針を示すものでありまして、基本構想、これは基本構想を実現するために、より具体的な施策を体系的に示した基本構想と、基本計画で示された施策を実行するために作成する実施計画により構成されております。

基本構想、基本計画につきましては、今申し上げた内容であるため、財政的な項目はこれまでの計画では設けられておりませんでした。

実施計画は具体的な事業や事業費、財源内訳を明示するようになっておりまして、毎年度の予算編成の指針となるものであります。よって財政的の項目については実施計画により確認していただくこととなります。計画期間は3年で、毎年度見直しを行っておるところでございます。

(4) 番目の「住民の意識調査」についてお答えしたいと思います。

計画づくりにおきましては、住民アンケートは毎回重要な位置づけになっておりまして、幅広い世代の皆様から意見に耳を傾けることが必要であります。住民アンケートは年内に実施する予定であります。対象者に関しましてはこれから審議会委員の皆様にも意見をお聞きしながら決定し、結果についてはできるだけ早い段階で取りまとめ、計画づくりに生かしていきたいと考えております。

また、アンケートの対象にならない小学生においても絵画や作文を書いていただき、

違った形で計画づくりの一端を担ってもらう予定にしております。

(5) 番目の「総合計画の有効期間に対する考え方」についてお答えしたいと思います。

これまでの計画づくりは基本構想の策定、前期5カ年計画の策定、そして後期5カ年計画の策定という流れでございました。総合計画は長いスパンを見据えた中での計画になるため、従来のままでよいのかという議論があると思いますが、国や県の指導がない限り次期計画もこれまでと同様のスタイルで作成する予定であります。地域特性を最大限に生かしたオンリーワンの計画づくりが必要であると考えております。

いずれにいたしましても広く村民の意見を収集するためにパブリックコメントの実施、すべての村民が共感するわかりやすい計画づくりが必要であろうと考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員、再質問があれば質問してください。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） (1) 番目の質問事項でいわゆる法律による議会議決、それが削除されたことでも、議会側としても大変これは心配しました。これがもしなくなるとままで行くと、今回の審査会には前回と同様に2人の議員が代表みたいにして出て行っていますが、それ以外には全く関与できなくなってしまうなという、そういうふうに関心していましたが、今、村長の答弁を聞きますと条例をつくると。

この条例についてはどちらかというところむしろ議会が自ら提案して、議員提案して条例をつくるべきだろうというふうに思っていたんですけども、こういう小さい自治体で、議会としても、それからそういった事務的なことを補佐する事務局もそんなに時間的にもいろいろと余裕があるわけでもないものだから、議会側でもってこれを、議案を整備して提案するということが非常に困難な面があると思ったものですから、今、村長の答弁でもって、つくるということでもって安心はしました。

それで、そのことについてはちょっと確認させてもらいたいんですが、前回は今回の例から行くと3月の中旬ころ臨時会を開いて総合構想の議決をしています。当然そのような日程で行くとしたら、その前にこの議決することとなる条例案は提案されると。例えば12月議会ころには提案されるというふうに考えてよろしいかどうか確認させていただきます。

それから次、ちょっと順番が違いますけれども、(4) 番目に私が聞きたいいわゆる

その住民意識調査をするには事前に十分な情報が発信されていたかどうかという、これはアンケートとかというそういうことでなくて、私が心配しているのは、ふだんの日常の行政がやっているそういった中でいろいろな問題、あるいは住民が情報を共有すべき内容、財政内容から含めてそういったものが、村民から見て行政側とどれだけ情報を共有できるようなそういった情報発信がされてきたかどうかということをお聞きしたかったわけです。

そういうものがないとなかなか行政に対するアンケート等もよく的確な十分な判断ができないのではないかと、そういうことからこの質問をしたわけです。例えば財政問題、財政の今後の行方、見通し、そんなようなことが例えば国の財政状況だったらかなり詳しいことはわからないけれども、借金が何百兆円はあるというような話は相当な人が知っていますが、村のことは余り知らないのではないかと、そんな感じがしていますので、そんなことについてお聞きしたわけです。

それから、こういった基本計画等をつくるについては、まずやっぱり行政の一番の基本は人口と財政状況だと、財政の見通しだというふうに思います。先日ちょっと私、松本市の基本計画、ちょうど松本市は第9次基本計画が今年スタートしています。それで、それを見させてもらってきたんですけども、やっぱり冒頭のところに人口の見通し、それから財政の見通し、そういったものが掲げられています。

それから、基本計画にしてもかなり数値目標、そういったものを出していますので、検証しやすいとか、そういうことが言えるのではないかと、そういうふうに思いましたので、その辺のところは今度新しくつくるのについてはどのように考えているかどうか。

先ほどちょっと財政をどうリンクさせるかという話では、今までと同じように総合計画、基本計画には乗せない、実施計画でもって確認してもらおうというふうなお話でしたが、実施計画というのはこれはせいぜい議員ぐらいしか見れないものですので、だからその辺のところは村民の目線でもって3年先の状況がどんなふうになるかという、そういう情報もできるだけ発信していただけるような計画にしてもらいたいというふうに思っていますが、この辺については先ほど答えられたので、それ以上のことはないだろうというふうに思います。

それから、計画期間、今、10年間でやっていますが、これはさっき村長の話もあったと思うんですけども、10年というのは今これだけいろいろ変動する中では長過ぎるのではないかと、この議論が多く聞かれます。

それと、もう1個は10年ということになると、大体首長の任期というのは4年ずつなもんだから、大体2期くらいやるとすれば8年、この首長の任期に合わせた方がいいのではないかと。つまり総合計画、こういう基本計画というものと首長のマニフェストといわゆる整合させるような形がとれるような期間、そんなふうにしたらいいのではないかというふうな話もあります。議論も聞かれますので、その点は今回新しい総合計画を立てるについて村長はどのように考えているかという、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、ちょっといわゆるどんな総括したかということでもって、前回6月のときの議会のときに、大月民夫議員が総合計画のことについて質問がされて、それでたしか総合基本計画、相当に範囲が広いもんだから第1章の中でしたか、についてだけ進捗状況等について質問した、それに対する答えが何か60から70%進捗したというふうな答えでした。

だから、これ、だけれども非常に抽象的な言葉で言われている計画であり、答えもまた60から70%というのはどういうことか全くわからない、理解できないような感じが私はしました。

そこでもってちょっと総括というか、検証させてみてもらいますけれども、二、三、具体的な例で聞いてみたいと思います。まず、村民がよくみんな感じている問題で道路整備があります。4メートル未満の舗装道路のというか、4メートル未満の道路の舗装整備、これについては基本計画では整備すべきではないかと。

これ、いわゆる生活道路、そういうものを使いやすく、生活しやすくするためにやるべきだというふうに何か所かに載っています。これについては、以前私は一般質問でやったことがあるんですが、こういう基本計画にありながら村長は私の答弁、質問に対しては、これはやらないというふうに発言してきたというふうに思います。これは計画に対してどういうふうに理解、解釈すればいいのかという、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、文化財の保護と活用、文化財保護施設の整備。これについては、これは基本計画の77ページにそのグラフがありますけれども、6割の方がこれをやれというふうに強く載っている。これ、多分具体的に言えば民俗資料館のことではないか、をまさに指していると思うんだけど、これは全く進まない。

先ほど言われた実施計画を見れば28年ころですか、3億円の予算という計画の金額が載っていますけれども、この辺のところはどういうふうに計画に対してどのよう

に説明されるかどうか。

それから、図書館。これも先ほどだれかの議員の質問の中に出てきたけれども、いわゆる今回図書室から図書館へ格上げされた。面積も1.3倍ぐらいに広げてやったけれども、これも実施計画では、ちょっと失礼。民俗資料館、5億円の実施計画の金額になっていますね。それで図書館が実施計画では3億円になっています。これはこの実施計画の3億円で図書館をつくるというのは、この間、今言ったように1.3倍に広げて図書館へ格上げしたけれども、この実施計画は生きているのかどうか、それをお聞きします。

もう1つは、村民にできるだけふだん情報発信をしてほしいと思うし、必要があると思うのは、特に放送のYCSだとかそういうのよりもだれでもが、いつでも何回でも見れるやっぱり広報紙、この充実を図ってもらいたいというふうに思います。必要があるというふうに思います。

どんな大きな問題があったり、いろんな問題があっても、毎回ページ数を同じでやっていますけれども、これは本当に充実させる、住民が本当に知りたい情報を伝えるという、そういうことがあったら多分これはページ数はその都度変わってもいいのではないかと、むしろ変わる必要があるのではないかと、そんなふうに思いますが、その辺の考え方をお聞きいたします。

2回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） それでは、竹野議員さんの幾つかあるお答えですけれども、後半の（5）番目、（6）番目は村長の方から答弁させていただきますけれども、まず初めの条例の関係なんですけれども、今計画しておりますのは23年度に基本調査とその現計画の達成状況を把握をしたいと思っております。それで、24年、翌年になりまして基本構想の案、それから基本計画の案ということで策定をしたいと思っておりますので、ですから最終的には24年度の12月ころまでにはその条例化がしておかなければ議員さんの意見が多く聞けないという、そういうことでありますので、遅くとも24年ごろには作成をしなければいけないかと思っております。

それから、（2）番目の情報発信の方でありますけれども、先ほど宮澤議員さんの方からもご質問がありましたけれども、公会計の関係で平成20年度のバランスシート等インターネットへは公表しておりますし、それから先ほども話が出ました広報紙の方へも予算・決算、あるいは村長の考え方ということで年頭のあいさつ、あるいは

村長室ですか、そういうことで広報等で状況等はお知らせをさせていただいております。

それから、(3)番目の最も基本構想の中で重要になります人口予想でありますけれども、これも平成23年度で現計画とともに基礎調査をいたしまして人口予測をしていく予定であります。

それから、(4)番目の財政計画でありますけれども、先ほど答弁にもありましたけれども、やはり例えば計画期間が10年、あるいは8年ということになるかと思っておりますけれども、そうなった場合、現、国の情勢では、地方財政の状況ではその先まではちょっと読むのが不可能ではないかということで、先ほど答弁いただきましたように3年のローリングの実施計画で財政計画をつけていきたいと、そんな考え方があります。

それから、最後の計画期間、あるいは第4次計画の成果、評価につきましては村長さんの方からご答弁いただきたいと思っております。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

○村長（清沢實視君） 第4次の総合計画の評価に関しましては、幾つも考えられる項目があるわけですが、その第4次につきましては村民が十分に共感し、参画が得られたかということが1つ。それだとか、職員が常に手元に置いて活用されてきたか。それから、具体的な施策・事業が挙げられていたのかとか、明確な数値目標が定められていたのか。それだとか、達成状況を把握・管理・公表できたのか。それだとか、地域特性資源が十分に生かされてきたのかという、この6項目等につきましても検証してまいろうというように思って、まいらなければならないというふうに思っております。

それから、先ほど提案されました、指摘されました道路整備、4メートル以下の道路について舗装するか、しないかという件であります。これはもう十数年来、土木委員の皆さん方が、委員の皆さん方のご意見を3代にわたりましていただいております。その結果は記録をキープしてありますけれども、4メートル以上でないと舗装は可能ではないということで貫き通してきておるわけでございます。

これは1つには災害の起きたとき、また火災の起きたときに消防車、救急車が入れない、4メートルというのは限界だということでもありますし、それをまた高く評価してくれている村民もおりますし、村外の皆さん方もおります。どうしてもその4メートル以内でもこれは舗装しなければならないところだろうというご指示、ご意見等あ

りましたら、また考えていかなければいけないと思いますけれども、現在、現時点までその4メートル以内の道路に関しては舗装をしないということで貫き通してきた経緯がございますので、ここで「はい、そうしましょう」と言うわけにはいきませんので、またこちらの担当の職員と話した中で、議論した中でその件に関しても進めてまいりたいということがございます。

いずれにいたしましても4メートル以内、もう何とかしてくれやという声も多々ありますので、この際ちょうど議論する機会かなというように私は思っておりますが、現在まで貫き通してきたことを、除雪に関してもそうですし、その消防車、救急車が入れるような状況の中で、山形は村内に行っても道が広くて非常にいいということの評価されているわけでありまして、それを今後どうするのかにつきましては、議論してまいりたいというように思っております。

それと、あと文化財の保護でございます。これは伝承館のことだと思っておりますが、伝承館は計画では28年になっておりますけれども、村の財政状況等をどれを優先するかということを考えながら、あくまでもこれは計画でありますので、それにどうしても突発的にこういう事業が入ってくるというケースも、違う事業が入ってくる場合もありますので、その辺のところはあくまでもその計画、基本計画に沿わなくても現在までも、過去においてもそういうケースでやってきているわけがございますので、その辺のところはご理解願いたいと思っております。

それから、図書館が3億円ということで実施計画であったということがございますけれども、その辺のところは教育長の方から答弁していただくと思います。

それから、総合計画の中に村長、首長の任期の間を組み入れたらどうかというご提案でありますけれども、これ、事実そういうところもあるそうです。ただ、ただし、皆さんがご存じのとおり人間代表制、議員さんもそうですし、私どもも4年で任期であります。ですから、4年では幾ら時代が昔は10年一昔と言ったけれども、今は5年一昔とかいうことで、そういうことも言っておりますけれども、やはり首長に合わせた総合計画ということは、ちょっと不適切な点があるんじゃないかというように思っております。

それと同時に、その総合計画をつくるときにちょうどその任期とかそういうことがあれば、途中だった場合だとかいろいろのことがありますから、強引なある町長さんらしいんですけれども、お話によりますとその町長がかわったら、その総合計画を、今まであるのを全部なくして、その村長の言うなれば公約、選挙公約を全部取り入れ

た総合計画をつくったというところもあるそうでございます。

まんざらそういうところがないということは否定できませんけれども、そういう話も聞いておりますが、それも1つの案かもしれませんけれども、私は今、山形村の総合基本構想に関しましては、それはちょっと無理があるのではないかとこのように思っております。

それからもう1つ、YCSを通しまして住民が知りたい情報をもっと発信すべきだというご提案でございますが、番組を撮影したらそのまますぐ流せるというのではなくて、やはり編集とかいろいろな作業が、見えない影の作業がございますので、一概には言えませんが、できるだけ情報等につきましては、今後とも住民の皆さん方に情報発信するような形にしていきたいと思いますというように思っております。

それから、広報の関係もそうだと思うんですけども、特別の特集のときは当然広報もページ数増えておりますし、今後もそのような形で住民に徹底してまいりたいというように思っております。

以上であります。

○7番（竹野園麿君） 議長、あと答弁いいです。

○議長（神通川清一君） いいですか。

○7番（竹野園麿君） 時間がないので。

○議長（神通川清一君） はい。

○7番（竹野園麿君） 3回目の質問というか、発言の方へ移らせてください。

○議長（神通川清一君） はい。それでは、竹野園麿議員、3回目をお願いします。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 何項目も質問したもんだから、時間もだんだんなくなっちゃって、私せっかく次の質問で代表監査委員さん、来てもらっているのに、そっちの時間がなくなっちゃうとまずいので。

これは答弁いいんで、ちょっと申し上げるだけ申し上げておきますが、でも今、道路の舗装の件について、土木委員の方からやらない方がいいというふうなあれは、私ももう毎回聞いているから、もちろん承知の上で聞いているんですが、それといわゆる基本計画とどう調整、整合させるのかという、説明をきちんとしてもらいたいと思います。土木が言ったからというだけではなくて、基本計画どうなっちゃうの、その辺のところを、取り扱いをどうするのかという、そういうようなところをまた別の機会に結構ですのでお聞きしたいと思いますし、また今回の予算だけを見ますと、前回

のときはたしか委託料が300万円くらいで、あとで審査委員会の日当等が18万円、20万円くらいですか、今回と同じくでした。

きのうの補正予算、提案された内容を見ますと、これ、委託料についてはさら24年度までの債務負担行為でもって500万円追加になりまして、前回よりもどうもきのうちょっと私質問し忘れたもんだから担当者に聞いたら、これは500万円は印刷製本費も入っているということでしたが、前回、それは印刷製本が200万円くらいだと。そうすると、前回は200万円くらいだとしたら、前回よりも、前回は500万円くらい、今回は840万円くらい、委託料そのものだけがドッと増えてきているんだけど、その中身を、内容をお聞きしたかったんですが、これはまたの機会にお聞きすることといたします。

以上で、3回目の質問としまして、答弁は結構です。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員、次に、質問事項2「保育園の建設工事請負の審査結果について」質問してください。

竹野園麿議員。

（7番 竹野園麿君 登壇）

○7番（竹野園麿君） それでは、代表監査委員さんにお聞きいたします。

「保育園の建設工事請負契約の審査結果について」、新保育園の建設請負契約はこの6月23日に仮契約が行われ、その後、条例にのっとり、議会の承認を得るための手続がなされました。

議案として出された仮契約の内容は、10社による指名競争入札であったんですが、落札価格は発注者が設定した最低制限価格に一致したもので、入札金額としては客観的に見て極めて不自然ではないかとの観点から慎重に調査するところとなりました。

その議会の結果としては賛成多数で評決されましたが、問題なしと判断ができず、反対を唱える少数の議員もおりました。

これは一般新聞にも取り上げられて、村民の知るところとなり、大きな関心を呼び、議論がわき、村民の中にも疑問なしとしない声も多く聞かれました。

そこで、この件につき、首長、いわゆる村長と議会の双方から独立した立場である代表監査委員としてどのように考えているかお聞きいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、代表監査委員、答弁願います。

小林代表監査委員。

(代表監査委員 小林かつ代君 登壇)

○代表監査委員(小林かつ代君) 保育園の建設工事請負契約について、代表監査委員としてどのように考えているかというご質問にお答えします。

この件につきましては特に監査に付されておりませんし、正統な手続を経て議会において原案のとおり可決されておりますので、問題はないと思っております。

以上です。

○議長(神通川清一君) 竹野園麿議員、再質問があれば質問してください。

竹野園麿議員。

○7番(竹野園麿君) かなり事務的な回答をいただいたんで、ちょっとややがっかりしているんですが。ちょっとそれでは2〜3聞きますけれども、代表監査委員はこの件について、村民から直接疑問だとかというふうな声を聞いたことがありますかどうか。

ちなみに私の場合は相当多くの方からこのことについて疑問だと、あるいは電話で言ってくる人もいましたし、ある中には統計学的に見てこれはあり得ないというふうなことまで言う人もいました。

実際ちょっともう1回、やや内容について繰り返しますけれども、これは8億数千万円の金額でしたよね、8億3,000万円くらいでしたか。その内容が建築と電気と機械の3項目に分かれている。それぞれは全部細かい項目の積み上げでもって出てきているわけで、それでその3つの項目の合計は、請負業者が出した合計は1円単位まで全部出してある。

それで、その3つについて、やっぱり発注者が積算してつくってある金額というのを見ると、比較すると、3つとも全部違う。何千万円も違う。なのにその3つを足したら1円までピッタリ一致してしまっている。しかもこのそこで出てきた数字はいわゆる消費税抜きの数字だったもんだから、7億9,730何万何千円というふうな数字だったんです。

しかもこれは今度新しく用意されたいわゆる入札にかかわる最低制限要綱というやつが6月1日に村でもって制定された。この第1、これに、その要綱に合わせた第1回目の入札だったんだね。

それで、それから行くとこの金額を1円でも下回れば失格になってしまう金額。したがって、非常に不自然というふうに感じましたのでもう一度お聞きますけれども、そのことについては一般村民がそういうように感じている、何か不自然ではないかと

いうふうに感じている。そのことについて、同じような目線で代表監査委員はどのよう感じるかお聞きいたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、代表監査委員、答弁願います。

小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林かつ代君） 私も問題になったことですので、何人かの方にご意見をお聞きしました。それはあり得るではないかということが多くありました。また、当然早く建設を進めなければいけない保育園工事に対して、きちんとした手続を踏んでやったことに関してはそのまま議会議決が済んだんだから、そのまま早く工事を進めるべきではないかという意見もお聞きしました。

また、私も入札に立ち会ったりしたこともありますが、金額のない設計書を見て、それでコンピューターではじき出して金額を出せば当然ピッタリ一致することもあり得るではないかということも考えます。

また、実際建設業者の方にもちょっとお聞きしましたが、あり得るという答えをお聞きしました。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員、よろしいですか。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） あり得るということでは、どうも私も先ほど申し上げましたように納得しかねる。コンピューターと言うけれども、さっきのちょっと内容について説明しましたが、項目が全部違って、それで幾らコンピューター、どんなスーパーコンピューター入れても中身が全然バラバラ違って、最後に来たらポンと一緒にになってしまうというのは、コンピューターでは語れない内容だというふうに思います。

それで、私は余りそういうこともあり得るという意見は、正直言って村民の間からほとんど聞いていないんですけれども、例えば受注した業者が、落札、落とした業者本人さえもどのくらいの確率だと私聞いたんです。そしたら、分母や何かの数字が全く計算できないからわかんない。だけど、その業者が言うには、全くその1億円の宝くじが当たるようなもんだというふうに言っていました。

それで、これ以上聞いてもあれかもしれないけれども、すごくこの内容について、この件の内容について行政側も、議会も含めて村民に対する対応がまずいと言われたんです。もっと一般新聞で報道されて村民は知っているだけで、なぜ一般新聞でもっ

て報道しているのに行政自ら、あるいは議会自ら村民に説明しないんだと、そういう強い抗議も受けました。

つまりそういうこれだけかなり騒がせたことの村民に対するそういう処理として監査委員さんはどう感じているかを最後の質問にさせていただきます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、代表監査委員、答弁願います。

小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林かつ代君） 今回は監査請求がなかったわけですが、監査請求の用件といたしまして、財務会計上の行為であるか、請求の対象を特定できる程度の具体性があるか、違法・不当とする理由、あるいは怠る事実の記載があるかということが監査の対象になります。

それと、不正を行った者が町村の職員であることが重要な要件となってまいります。そして、仮に違法不当な行為があっても、町村に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならないとされています。

これは『監査必携』という監査委員の大事な辞典みたいなものですが、そこに載っておりましたことを申し上げまして、私としては今回の件はきちんと法にのっとって行われたことであり、塩尻市でも同様のことがあったともお聞きしておりますし、問題ないというふうに思っておりますし、改めて村側から何か説明する必要はないのではないかと考えております。

○議長（神通川清一君） 以上で、竹野園麿議員の質問は終了しました。

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位 9 番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項 1 「国民健康保険の現状について」を質問してください。

（2 番 三澤一男君 登壇）

○2 番（三澤一男君） 議席番号 2 番、三澤一男です。

本日は、今回は大きく分けて 3 つの質問をさせていただきます。

1 番目として、「村の国民健康保険の現状について」お聞きします。

村は、国民の健康維持増進のため、健康づくり推進や疾病の予防、早期発見に人間ドック、健康スクリーニング等への助成をしています。しかしながら、村の国民健康保険の一般療養給付費及び高額療養費が年々増加傾向にあります。子どもからお年寄

りまで健康を維持して過ごせることが一番ですが、だれでも病気になります。早期に検診治療のために医療機関にかかり、健康を取り戻したいものです。しかし、健康診断、治療をしないことにより結果的には高額な医療費が発生することにもなりかねません。そのようなことがないように考慮することが必要と考えます。村長の所信をお伺いします。

そこで、質問させていただきます。

村では健康スクリーニング時に50歳以上の男性特有のがん、前立腺がん検診を自己負担1,000円でオプションとして勧めています。日本の男性のがんの罹患数と死亡率は、前立腺がんは50代後半から増え始め、他のがんと比較でも年々増加傾向にあります。男性の部位別がんの少し古い統計ですが、胃、肺、結腸、肝臓等の次ぐらゐに位置しております。

検査は血液中の前立腺特異抗体（PSA）検査が確度の高い方法とされています。早期に発見し治療のためには、60代以降の方が村で行う毎年度の健康スクリーニングの際、または村内医療機関で検査する場合の費用の無償化の検討ができないかお尋ねします。

②番目として、経済状態、雇用の悪化による所得が減少する低所得者層の方の増加が想定されます。減免措置もありますが、保険料徴収率の低下も予想されます。納付状態と短期保険証の発行はどのような状況であるかお伺いします。

③番目として、国民健康保険特別会計の財源不足が生じた場合の保険料見直しの必要性和、まだ詳細は出ておりませんが、県が導入を検討している市町村国保広域化に村としてはどのように考えているかお尋ねします。

以上、3点質問させていただきます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、三澤議員からの質問事項1の「国民健康保険の現状について」のご質問にお答えしたいと思います。

最初の質問でございますが、「60歳代以降の前立腺がんのPSA検査を無償化できないか」についてお答えしたいと思います。

この検査費用は病院等では数千円ほどかかるようでありまゝす。村の集団健診での検査はご質問のとおり1,000円でオプションとして受けられます。村内医療機関での検

査は医療機関の体制や医師会との契約などから今のところ行っておりません。

ほかの自治体でのP S A検査は実施していなかったり、オプションでほぼ同額の料金で実施している状況等まちまちでございます。60歳以上の方への無償化や個別検診での対応に向けては今後の検討事項かと思っておるところでございます。

次に、2番目の質問でございます「保険税の納付状況について」お答え申し上げたいと思います。

平成22年度決算におきまして保険税全体額で収納率78.7%と、前年に比較し0.7%減少いたしました。昨今の経済情勢により所得の減少などで、昨年度より保険税額は1,500万円ほど減少しております。

「短期保険者証の発行状況」でございますが、保険税の未納となっている世帯に発行するもので、本来ですと1年間有効の保険証を納税の機会をつくることなどの目的のために数カ月単位に期限を限った保険証であります。

現在十数世帯に交付しております。いずれも未納金額が多い世帯、もしくは納税意識の希薄な世帯で、未納者と村が滞納の解消に向けての計画や話し合い等を持つための手段として必要な措置と感じておるところでございます。

次に、3番目の質問でございます「保険税見直しの必要性と国保の市町村広域化について」お答えしたいと思います。

当村でも国保会計の医療費等の高騰が続きますと、財源確保のため保険税の増額も状況によっては必要な時期があるかと思えます。国保の広域化につきましては、県を単位とした広域化を全国ほとんどの県で進めているところであります。

長野県では平成21年12月に広域化計画を策定しております。長野県は全国平均と比較いたしまして高齢者の加入率が高く、1人当たりの医療費も高額で、特に被保険者数が少ない小さな保険者ほど財政が逼迫化してきております。

各県ごとに設置の国保の広域化計画は、今後の高齢者医療制度の見直しとともに必要な方向であると感じております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、再質問があれば質問してください。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど村長の答弁のように数千円かかるというものを1,000円ということで補助をしていただいているということでございますけれども、女性特有のがんに対しての検

診委託料は当初予算に盛り込まれております。男性特有のがんに対しても検討する必要があるのではないかというふうに思っております。

また、その他のがん検診の受診率が低いことも問題になっているようでございますので、その辺のところの特定診療、また補助についても検討をしていただきたいというふうに思っております。

私が心配するのは、当初お話ししたように短期保険証で医療機関にかかった場合、当面自費で支払わなくてはならない。国民健康保険料の支払いに困っているわけですから、払えないわけですから、余計受診しないという悪循環になってしまわないかということをお心配するわけです。

当局の見解をお聞きします。

高額な医療費がかかる場合は、限度額認定証の交付をしてもらうことによる自己負担軽減を広報、YCS等で告知と医療機関との連携が必要と考えます。確定申告では高額医療の還付がある旨は知っている方が多いと思いますが、このことの周知も必要ではないかと考えます。

以前、同僚議員も山形村の国保の課税方式の質問をしておりました。現役世代が減少し、高齢化率が高まることによる市町村間の課税方式や率で納税額が変わることは望ましくなく、広域化はある意味では税の公平化につながることで考えます。

以上、2回目の質問とさせていただきます。答弁をお願いいたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、青沼住民税務課長、答弁願います。

○住民税務課長（青沼永二君） それでは、村長にかわりましてお答えいたしたいと思います。

まず、PSAの検査料金、そのほか各種検診料につきましては、やはり全くの無料というものはいろんな面でもまだ難しいかと思われまいます。したがって、例えば1コインであるとか、1,000円であるとか、ある程度の低料金の中で検査を行いつつ、また受診率の向上につけては先ほどの議員さんにもありましたけれども、努力をしていきたいと、このように考えております。

それから、保険税の関係で、いわゆる滞納世帯における通常の保険証から期間を区切った短期被保険者証、先ほども答弁ありましたけれども、約十数世帯ございます。実はこの対象となるのはいわゆる大口の滞納者を対象としております。それから、あわせて全くこちらから督促等を出しても納税の意識の薄い方、こういう方が主なところでありまして、それ以外の方の多少の滞納はあっても納める意識のある方等につき

ましては、今のところ通常の被保険者証を発行しているところであります。

そんなことで、これにつきましては滞納の解消のためにこちらでも努力していますが、やはり納税意識の高揚という中でも、ほかに方法がない中でやっているというようなことでございます。

あわせてこの保険証を持っていれば、当然医療機関におきましては負担割合と窓口負担は一緒ですので特に問題はなからうかと思われまます。

それから、あわせてその中で限度額認定証のご質問がございました。これのPRにつきましては当然村の「生活ガイドブック」等にも周知をさせていただいております。

また、最近では各医療機関の入院の手续におきましては、病院ごとに専用の案内のパンフレットが実はできているようでして、入院される患者の中では病院の方からこういうものを取りそろえてきてくださいというような、逆に案内状を持って限度額の認定証の申請の手续に来ておりますので、多少の入院患者の中で漏れはあるかもしれませんが、大方の方はこの限度額の認定書を申請されてお持ちになっているものこちらでは思っております。

それから、国保の広域化の関係、今ご質問のとおりやはり広域化については保険税の、あるいは保険料を用いているところもありますが、こういったものの統一化が1つの目標であるということでもあります。したがって、小さな被保険者で非常に財政が圧迫している自治体においては、例えば長野県下統一の保険税、こういったものを用いることによっていわゆる公平感もありますし、また算定においても今後有利な方向になるかと思われまます。これは当然保険者としての各市町村の事務、それからいわゆる保険証をお持ちになる被保険者、いわゆる国民健康保険の加入者にとってもある意味では大変有利な方向になるかと思われまます。

当然いろんな問題があつて、これを長野県下、今77ですか、こういったものを統一するにはまだまだ問題や解決しなければいけないことが多いと思ひまますので、それらを順次解決をしながら、いずれはこういった方向になるものではないかというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思ひまます。

以上です。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、よろしいですか。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 3回目になります。繰り返しますけれども、現役世代が減り、

少子高齢化の進むこれからは、村としては従来以上に国保を含め保険行政を考えていかななくてはならないと思いますので、もしこの辺については今、青沼課長からも回答あったようなので、そういう方向であるということであるんですけども、もし考えがありましたら回答お願いいたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、青沼住民税務課長、答弁願います。

○住民税務課長（青沼永二君） ちょっとご質問のお答えになるかどうかわかりませんが、日本の国保制度、これが現在の状況に果たして適合しているかどうか、これが現在の医療改革制度の一番の基本になってきております。

簡単に申しますと日本の国民健康保険の制度、個人負担3割というのはいわゆる戦後の高度成長時代に入る昭和30年代のころの制度であります。これが今現在の非常にこういった低迷した時期に合っていないこともある。これが1つの要因であります。

しかし、これは日本の基本的な国民の健康を守る制度でありまして、そう簡単にはこれは変えることができないものであります。ちなみに世界で見るOECD加盟国、約30カ国がありますけれども、この中のGDPに占める医療費の国民の負担割合から見ますと日本は非常に低い位置にあります。海外、特に欧米においては30%以上当然あるわけでありましてけれども、日本ではこれを平均給付、高額医療費とも合わせますと14%ぐらい。したがって非常に低い位置にあって、制度そのものが今に合っていないというようなことがあるわけですが、それは基本的には日本の窓口負担3割、この大原則を保っていくにはやはり何らかの方法で国からの財源、こういったものも今後確保しながら、ある程度今の制度を維持していかなければいけないというところにありますので、これがその1つとしていろんな意味で国保の広域化というような中にもメニュー的に含まれるものであります。

それから、高齢者医療制度も今後また変わることがありますので、いずれにしても我々保険者の考え、そういったものが当然反映できる世界ではありませんけれども、国の方も当然こういったことは真剣に取り組んでいる中でありますので、今後の成り行きについてはさらに注目していきたいという状況でありますので、お答えにはなりませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、次に、質問事項2「再生可能エネルギー村の取り組みはⅡ」について質問してください。

三澤一男議員。

(2番 三澤一男君 登壇)

○2番(三澤一男君) 毎回再生可能エネルギーを取り上げましたのでⅡとさせていただきます。

前回に引き続き2番目の「再生エネルギー村の取り組みは」を質問させていただきます。

この夏は大震災による福島第一原子力発電所の先行きの見えない事故処理を見て、国民がエネルギーについて将来を考える年となりました。政府の場当たりの対応で電力が不足し、計画的停電の可能性もあるような状態が発生し、電力各社は急遽稼働を停止していた火力発電所を再稼働して、当面の危機は脱したと言っています。

ただ、この夏を経過しただけであってこの冬場、来年度以降の電力供給能力はかなり厳しい状態にあることには変わりありません。全国原発は来年3月にはほとんどが定期検査に入り稼働を停止します。原発の国内発電量は9月末の供給能力がおよそ1,000万キロワットが、来年3月以降はこの8月調整運転中だった北海道電力の泊原発の3号機が認可する1カ所だけになってしまいます。

これは適当かどうかは別として、中部電力のおよそ40%の供給能力相当がなくなることになるわけです。また、定期検査中の原発がある自治体は福島の現状を見たとき、許可をする可能性はかなり厳しいと言わざるを得ません。電力各社は再稼働した火力発電所の燃料コストを電気料金に転嫁します。電気料の負担も増加します。これは国のエネルギー政策のつけを国民が負担する構造です。

国はこのことを踏まえ再生可能エネルギー特別措置法を可決しました。太陽光などでつくる電力の買い取りを電力会社に義務づけ、電力料金への上乗せを認め、長期にわたり買い取ることにしています。価格面は施行後を見てからになりますが、この法案を追い風として、従来以上に再生可能エネルギーへの弾みはつくと思われれます。この法案の成立を踏まえて村長の考えをお聞きします。

再生可能エネルギーは太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等が考えられますが、万が一この地域で震災が発生した場合の避難所として指定をしている公民館等の公共施設、消防詰所、防災本部として役場庁舎への電源確保は最重要課題だと考えます。太陽光発電、非常用バックアップ電源設備の設置の考えはありませんでしょうか。危機管理の面からもお聞きします。

2番目として、電力買い取り額は算定委員会が決定するようですが、以前からお伺いしているマイクロ水力発電の可能性の検討をする考えをお聞きします。

③原子力発電を見直した場合の供給能力が下がることを考慮した法律だと思われませんが、再生可能エネルギーだけでは相当の設備と場所の選定が必要になります。当面は従来から言われている省エネ、省電力をしながら不安定要素を解決していかなくてはならないと思います。村としてはどのように進めていくのか、今後の考えをお聞きます。

以上、質問をさせていただきます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 三澤議員の質問事項の２番目「再生可能エネルギー村の取り組みはⅡ」のご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問であります「太陽光発電、非常用バックアップ電源設備の設置の考えは」についてお答えしたいと思います。

各防災会、消防詰所には、発電機等で非常用電源を確保するよう配備しております。また、役場庁舎等は非常用自家発電施設が設置されておりまして、全く電源が絶えることはありません。

最近では通常の電源から充電のほかに太陽光発電による電力を充電することができ、蓄えた電力は非常時バックアップ用電源として電力供給ができるリチウムイオン蓄電池を内蔵する非常用電源が普及してきております。このようなクリーンエネルギーの非常用電源の導入につきましては、早急に検討してまいりたいというように考えております。

次に、２番目の質問でございます「マイクロ水力発電の可能性の検討について」お答え申し上げたいと思います。

地球温暖化防止に加え、福島原発の事故も重なり、再生可能エネルギーへの転換が国を初め地方でも高まってきております。三澤議員からは以前より河川、あるいは上水道施設を利用した小水力発電についてお尋ねいただいた経緯がございます。各種再生可能エネルギーの村としての取り組みでございますが、本年度県で自然エネルギー推進研究会を立ち上げましたので、本村もこの研究会に早速加入をいたしました。

また、長野県では小水力発電の普及促進を図るため、平成２２年度小水力活用検討会を発足させ、導入の可能性調査や県内町村での実証調査が開始されております。こうした研究会へ参加して情報入手や検討会の小水力発電の実証、取り組み状況を見な

がら、また水利権の問題や費用対効果等さまざまな観点からも小水力発電の可能性につきましては検討してまいりたいと考えております。

次に、3番目のご質問であります「省エネ、省電力への村としての取り組みについて」お答え申し上げたいと思います。

省エネ、省電力につきましては、国民はもとより企業等国を挙げての取り組みが必要であります。村といたしましても村民、事業者の皆様方に引き続き省エネ、節電を呼びかけてまいりたいと思います。具体的には冷暖房の効率的な温度設定、待避電力の削減、必要最小限の照明の点灯などを呼びかけてまいりたいと思います。

また、電灯を蛍光灯やLEDに交換することも経費は多少かかりますが、消費電力の削減はもとより、長期的に見ても経済的と言われております。県では施設の省エネ無料診断を行っておりますので、村の公共施設、また事業者の皆様方にもこの診断を受けるように進めてまいりたいと思っております。なお、太陽光発電システムに対します助成制度等は引き続き行ってまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、再質問があれば質問してください。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） それでは、2番目の質問をさせていただきますが、再生可能エネルギーだけで従来の電力を供給することはかなり難しいと思います。たまたま新聞等にありましたけれども、関西電力が堺市に出力1万キロワットの太陽光発電所を始動させましたが、21ヘクタールの敷地にこれで1万キロワットで3,000世帯の電気量だということを言われております。

福島第一原発が現在の状態にあるのは、まず最初に電源喪失が挙げられています。地震によって原子炉は正常に停止しましたが、その後、発生した津波によって冷却ポンプの電源が喪失してしまった。これは使用している電源電圧が440ボルトというちょっと特殊な、通常日本の場合には220ボルトですとかそういう電圧なんですけれども、そういう電圧だったと。

それで、急遽集めた電源車の電圧と違ったために使えなかったというようなことが言われております。原発という特殊性から情報としては余り公表されていませんので控えさせていただきますが、今回また近畿、中国地方を襲い大変な被害をもたらした台風12号による災害は、山間地に大量の豪雨が集中したため孤立した集落が発生し、自治体が指定した避難所も被災したようでございます。

災害があった場合、想定を超えと言われるかもしれませんが、想定は超えると考えた方がよいのではないのでしょうか。村にはハザードマップがございます。今回の提案はこのような状況を想定し、孤立する可能性を検証し、対策することが必要だと考えます。行政機関が情報の消失を防ぎ、伝達用電源を確実に確保するように再生エネルギーを提案するものでございます。当局の見解をお聞きします。

電源確保は分散することも重要だと思いますのであわせてお聞きします。今回経産省は3次補正で節電エコ補助金制度の新設を発表しています。企業や学校が節電目的で施設を改修した場合も補助対象とするということで、まだこれは法案は通っていないわけですが、そういうような計画があるようです。

省電力については前回もお聞きしましたが、村施設のLED化の検討はその後どのようになっているのかお聞きします。この夏は村でも庁舎の冷暖房温度設定を30度で管理して、職員の方は暑い夏を過ごしたと思いますが、県を主体に信州エコポイントを実施しております。先ほども村長の答弁にございましたけれども、節電、省エネの推進をすることを提案させていただき、以上2回目の質問をさせていただきます。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長、答弁願います。

○総務課長（笹野初雄君） それでは、三澤議員さんの2回目の質問でありますけれども、ハザードマップ等の孤立する地区の検証でありますけれども、ハザードマップ、どの辺が孤立する地区、あるいは対策等につきましては図面等でまだ、机上ではまだやっておりますので、これらも対策として考えていかなければならないかと考えておりますのでお願いします。

それから、LEDの電気の交換ですけれども、前回の質問等でもありましたけれども、費用的にもまだかかりますので、1回に全部ということではできませんので、順次修理・修繕等が発生したら順次交換をというような計画になっておりますので、よろしく願いをいたします。

節電エコの関係につきまして補助の事業は、法制化したらまた検討していかないかと思っております。

以上ですが、よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 公共施設への設置の補助でございますが、ちょっと経済産業省等にも聞きましたが、今度買い取り制度が始まるということで、補助事業はちょっと今あるのではないかとのご答弁をいただいたんですが、経済産業省独自で

の補助事業は今のところないというか、ちょっとわかりませんが、情報があれなんですけれども、ないということのようでございますが、学校だとか、この役場もそうなんですが、公共施設、学校等の太陽光設置等につきましては、またそれぞれの関係部署でいろんな情報入手をいただいて検討願いたいという、環境担当としてはそのように思っておりますし、それから小水力発電、これは先ほど村長の方から答弁申し上げましたが、県もこの7月に自然エネルギー研究会を立ち上げました。村も早速加盟をいたしました。とりあえずは話題になっております1カ所2.5ヘクタール以上ですか、メガソーラー、これがどういうふうになっていきますか。

その時点では県は農地法だとかいろんな法律までは考えなくて可能などころはあるかというようなことで県内の市町村から候補地はさぐったようでございますが、その後、新聞にも出ていましたが、農地法だとかそういったことまでは考えなくて募集したようでございますが、その後いろんな法的なことありまして、実は最近になってまた2.5ヘクタール以上本当に可能などころがあるかという調査が来しました。

近々県の方でまたその調査結果が公表されるかなというふうに思っておりますが、いろんな情報を入手しながら、再生エネルギーにつきましては、担当課としては引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、よろしいですか。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） それでは、しつこいような質問になるかもしれませんが、3回目質問させていただきます。

限られた財政で優先順位をつけて対応することが必要だと思います。実施計画をするには専門家の意見を聞き、調査費を計上していただくことでないと進んでいけないのではないかというふうに思いますので、調査費を計上していただくことを提案して質問を終わりますが、検討事項としましては太陽光発電とそのバックアップ電源装置、マイクロ水力発電装置及びLED電灯、電力量のデマンド監視装置、これはピーク電力を契約電力が超えないことによって省電力にというか、電力量を抑えることができるというような装置もございますので、その辺のところを含めて検討をいただく。

それから、あとは間伐材等の利用したバイオマス発電等を提案して、私の方からもしこれについて優先順位、どこからやっていきたいとかというお話がありましたらお聞かせいただければ。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、中村農林建設課長、答弁願います。

○農林建設課長（中村俊春君） 先ほどもちょっと村長の方から申し上げましたが、村といたしましてはほかでの先進地での事例調査、事例の状況等々判断して、お金もかかりますし、先ほど言いましたように専門業者に見てもらいます費用もかかるということでございますので、まずは県内、あるいは全国的な事例の調査等よく入手しながら、24年度以降になりますけれども、そこら辺でまた検討してまいりたいというふうに思っておりますし、それから先ほどもデマンド監視装置ですか、これは県の方も推奨しています。特にこの公共施設等にもそういった調査も無料でやっていただけるということもございますので、関係部署にはそんな通知もこちらの方では出してございますので、それぞれのまた公共施設を担当している課でも検討していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、次に、質問事項3「入札方式の見直しは」について質問してください。

三澤一男議員。

（2番 三澤一男君 登壇）

○2番（三澤一男君） それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

「入札方式の見直しは」について質問させていただきます。

村保育園建設にかかる入札は最低制限価格と同額であったため、特別委員会を設置し審議することとなりました。結果は公正公平な入札であり、賛成多数で可決されましたが、今後行う入札はより透明性の高い方法で行うことの必要性が委員会、本会議の席でも各議員から発言がありました。

最近他の自治体の入札においても全く同額があったほか、わずか数百円の違いで入札があったことが報道されています。

そこで、村長のお考えをお聞きします。

①前回のような入札は今後もあるわけですが、その後の入札方式、方法の見直し等の検討はされたのかお聞きします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 三澤議員の質問事項3番目の「入札方式の見直しは」のご質問

にお答えしたいと思います。

入札制度はいろいろな方式がある中、他市町村の入札制度を参考に検討してまいったわけでありましたが、本年6月に最低制限価格を導入いたしました。

今回導入した制度は、ダンピング発注による公正な取引秩序の阻害や下請け業者へのしわ寄せや安全対策の不徹底等を未然に防止するとともに、一層の公共工事の品質確保を目的としております。国から公共工事の入札及び契約手続のさらなる改善等についての通達どおり算定基準は村独自のものではなく、国の最新算定基準を採用しております。

入札の方法は価格のほかに過去の工事实績などを評価して落札者を決める方式や、入札金額に応じて制限価格が変動する方式などあるそうでございますが、手続の事務量や決定までの時間がかかるなどの課題があり、検討した中では現在の制度を進めながら、よりよい適正な制度にしていきたいと考えております。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、再質問があれば質問してください。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最低制限価格制度そのものは予算枠、工事实態に合わせ工事を適正に行う制度であると思います。ただし、入札時に最低制限価格と同額はあり得ることがわかったわけです。従来方式は指名された最低価格入札者が落札する。その方法では希望別入札参加資格の大手がほとんど落札してしまう。それでは不公平だということでできた制度だと思われまます。

同額がおかしいと言うことをいうことは従来の制度でもあったことだと思います。ここで方法論を言うつもりはございませんが、再発防止はぜひ検討しておくことを述べてお考えをお聞きし、質問を終わらせていただきます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、副村長、答弁願います。

○副村長（百瀬泰久君） 入札価格の検討についてご答弁申し上げたいと思いますが、先ほども代表監査委員の方からございましたが、やっぱり塩尻の方でも同じようなことがあったということで、いかにやはり住民の皆さんに納得いただける入札制度をつくるかというのが、これ大前提だと考えております。

例えば県的に見ましても、ご案内のように田中県政のときに大改革をしながら貴重な皆さんからの財産、税金を使ってのやっぱりお金を使う公共事業でありますから、そういう立場で、できるだけそれをオープンに納得いただけるそういう制度の確立と

いうのはやはり兼務だということで、いろんなことで検討してきた経過がございます。

基本的には今申し上げたところの税金をいかに使うかということが大原則、その中ではやはり透明性、競争性、公正が求められるものをつくるかということです。

それともう1つは、やはりいわゆるこういう低経済情勢になりますと、業者さんがやっぱりある程度報われる制度をつくるかという、そういうことは重要なことだと私も思っております。

それともう1つ目は、やはりこれは今までいわゆる官・公・業の政官業の癒着問題でこの問題が大分取りざたされてきてまして、やっぱりこれを何としても変えていかなければいけないという中でのやっぱり今の入札の改革の制度の論議だと思っております。

そういうことを考えますと、やはり昨今企業倒産もあちらこちらで起こっているのも事実でありましょうし、そうして一般の勤めている方々もやはり途中で退職せざるを得なくなった、やめざるを得なくなった。さらに子どもさん、学生さんたちの就職口までもないというような、そういう中で村民の皆さんが一生懸命働きながら税金を払っていただく。その税金を子どもはどうやっぱりしっかり使っていくかということが大前提になろうかと思っておりますので、そういう立場でのやっぱり皆さんにご理解いただける入札制度というのを常に考えていかなければならないと思っております。

先ほど村長申し上げましたのは最低入札価格制度もいろんなやっぱりちょっと疑問点もいただいたことは事実でございますので、この前にも議員さんの方からもご提言いただいております。議会としてもいいのがありましたら、やっぱり発信していきたいということをおっしゃっていただきました。

村側といたしましても、やはり常にやっぱりそこら辺は納得いただけるようなそういう制度の改革に向けて常に考えているところです。例えばこの間新聞に載っていたんですが、塩尻の場合は、最低入札価格のところに変動型最低制限価格というのがございました。そんなようなこともちょっともう少し勉強してみなければわからないわけではありますが、やっぱりそういう制度も取り入れることも検討課題だと思いますし、またこれはちょっとなかなか工事試算でしないと難しいかもしれませんが、総合評価方式、これはなかなかいろいろな専門的な知識がかなり要るものですから難しいような気もしますが、いずれにいたしましてもこの村の実態に合った、村民の皆さんが納得していただくような、そういう制度は常に私どもも考えていきたいなと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、よろしいですか。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） ぜひ公正な入札制度を検討いただくようお願いし、私の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） 以上で、三澤一男議員の質問は終了しました。

◇ 柴 橋 潔 君

○議長（神通川清一君） それでは次に、質問順位10番、柴橋潔議員の質問を行います。

柴橋潔議員、質問事項1「学校支援地域本部事業のあり方について」質問してください。

柴橋潔議員。

（8番 柴橋 潔君 登壇）

○8番（柴橋 潔君） 議席番号8番、柴橋潔です。

それでは、質問いたします。「学校支援地域本部事業のあり方について」ということで質問いたします。

文部科学省の指導のもと、平成20年度から新たに地域ぐるみで学校を支援する学校支援地域本部事業が始まっています。学校支援地域本部は、学校の教育活動を支援するために地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートするもので、いわば地域につくられた学校の応援団とされています。

当初文部科学省では50億4,000万円を計上して全国1,800カ所にモデルを設置するとなっていましたが、当村においては補助金での事業よりボランティアでお願いした方が長続きするのではないかと考えから事業を展開しているところですが、内容は決して十分なものではありません。

この事業を推進していくに当たり現在窓口が小学校の教頭先生であると聞かされております。本来は学校外に事業本部がないと本当の支援ができないと思われまます。教育委員会または公民館などに本部を置くべきものと思いますが、今後どのような考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

本庄教育長。

(教育長 本庄利昭君 登壇)

○教育長(本庄利昭君) 柴橋議員の最初の質問であります「学校支援地域本部事業のあり方について」お答えをいたします。

社会が複雑多様化し、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校がさまざまな課題を抱えているとともに、家庭や地域の教育力が低下し、学校に過剰な役割が求められております。このような状況の中でこれからの教育は学校が過大に役割と責任を負うのではなく、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力のもとで進めていくことが必要になってきております。

学校支援地域本部は、このような考え方を具体化するものとして考えられたもので、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的にしています。そして、学校教育の充実、地域社会の再構築や地域力の向上をねらいとしているものであります。

学校を核として地域みんなで子育てをするという取り組みであります。学校支援地域本部は一過性のものではなく持続性が求められています。そのためには自立的に学校支援地域本部が機能する必要があります。現在、山形小学校で取り組んでいる読み聞かせのボランティア活動やクラブ活動での講師ボランティア等の活用は、実効性ある学校支援地域本部の組織化に向けての前段階の取り組みとなっております。このようなボランティア活動がより多くの学校の教育活動の課題と結びつき、地域と学校が連携を密にした学校支援地域本部を目指しております。

議員さんご指摘の「本来は学校外の教育委員会または公民館などに本部を置くべきではないか」というご質問ですが、ご指摘のとおりだと思います。ただし、早急に形だけを整えるのではなくて、現在小学校が取り組んでいる状況を尊重し、ある程度定着してきたところを見計らって学校支援者を増やし、適当な時期に学校外に学校支援地域本部を設置する方法を現在考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(神通川清一君) 柴橋潔議員、再質問があれば質問してください。

柴橋潔議員。

○8番(柴橋 潔君) ただいまの答弁の中に本部のあり方、置き方というのがありました。これは確かに小学校の望むような形でなるべく外へ本部をつくるというような、そういうことをできたら最高だと思うわけです。

ただ、この事業推進をしていくためにメインとなるところは、やはり人材をいかに確保していくか。その小学生なり中学生なりにという指導者的な立場の人間を、人間といいますか、人材をいかに集めておくかというか、集めるなんて失礼なのですから、確保していくかという。

そんなようなことで、大人同士の横のつながりや何か最大限に活用しながら大きな支援の輪ができていけば、その目的達成に一步でも近づいていけるのではないかと思います。

教えるという立場に立つということは自分も学ぶという、そういう立場になると思います。結局これが生涯学習の1つとして、自分を磨いていくため立派な仕事と申しますか、趣味になりますか、使命感を与えられて自分も学んでいくという、そういうすばらしい人生を送れるのではないかと思います。

長年会社に勤めたり、職人をやっていたり、自営業をしていたりという中から、現役は退いても培ってきたすばらしい技を持っている人たちがたくさんいるわけです。学校側も児童・生徒が望むことに十分対応していけるのではと思います。人材集めに今までどのようなことをされてきたか、現在の状況がどんな状況なのか、今後どのように進めていくのか、また人材集めのマニュアルみたいなものがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

本庄教育長。

○教育長（本庄利昭君） 今、議員さんの方から再質問ございましたけれども、大きくはこの事業の成功のポイントというのが人材という話がありましたが、そのコーディネーター役といいますか、まずそのコーディネーターがどういう方が交通整理といいますか、そういったことをしていただけるかというその問題と、それからもう1つ、今、議員さんも指摘ございましたけれども、生涯学習という観点から、生涯学習の方では「知の循環型社会」という言い方をしているようでありますけれども、知識で自分の持っている知識だとか技能をその社会へまた還元して、社会が知識なり技能が回るという、それが地域の活性化につながるという考え方のようにありますけれども、それからボランティアがということでもありますので、それによってそれをすることが楽しいというふうにやっぱり感じていただけるということが重要なところかなというふうに考えております。

それで、学校ではクラブ活動、今年は18クラブ最終的にはできまして、現在これ

から2回目の活動、3回目の活動が待っているんですけども、1回目が終わったところであります。

それで、最初学校の方で子どもたちにどんなクラブ活動がしたいかという希望をとりました。すると、そのときにどうも30ぐらいいろいろ希望があったようなんですけども、中には里山の探検だとか、基地遊びといった何かそういったものもあったようなんですけども、結局指導者が見つからずにだめになったというのが半分弱といますか、それぐらいありまして、結果的に残ったのが18クラブという実情であります。

それで、このボランティアでお願いをしている講師の皆さんにも一度説明会があったんですけども、また事業を終了した時点でまたもう一度反省会といますか、いろいろご意見を伺う計画でおりますので、来年に向けてはまたこれをより充実して、こういった形にしていくかというのを、またそのボランティアの講師の皆さんとともに検討していきたいというように考えております。

人材の集め方ということでもありますけれども、これは先ほど言ったように学校で児童、それから学校の先生方である程度まとめたもので、こういった指導をお願いできる講師の先生はいないかという問い合わせとか、それがあります。

それと教育委員会の方である程度持っている情報の中で紹介をしてやるという方法で行っております。これが教育委員会の方でも担当職員がいるわけではありませんで、本当に片手間でこれを行っているというのが実情でありますので、もう少し精度を上げて支援をできる体制をつくらなければいけないというのが課題かなというふうに感じております。

どうしましても今年初めての事業でありますので、試行錯誤しながら少しでも具体的に充実したものにどうしていくかというのがこれからの課題だというふうに考えております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 柴橋潔議員、よろしいですか。

柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 3回目の質問をさせていただきます。

現在支援の対象が小学校ということに多分なっていると思うんですけども、中学校に対してはどういうふうに考えているのか。組合立中学ということで、昔みたいに山形中学校ではないもので、山形の支援する人たちが中学に乗り込んでいってという

ことが可能なのかなのか。朝日や今井と話を進めながらやっていくのなら可能性はあるかもしれないけれども、まだときに中学までは手が回らないというような状態なんでしょうか、お伺いします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、本庄教育長、答弁願います。

本庄教育長。

○教育長（本庄利昭君） 中学についてはこれからの課題というふうに考えております。それで、例えば松本市さんの場合ですと、この地域本部の学校支援地域本部の事務所というんですか、そのコーディネーター役というのを旧公民館がしっかり活動できている地区についてはその公民館の中に置くという、そういった方式で今年度から全市を対象に行っているようです。

それで、どこもいろいろそれぞれの市町村の実情といいますか、その特色を生かしながらの取り組みをしているわけですが、鉢盛についてもやっぱり松本市さんは松本市さんの考え方がありますし、朝日村さんもまた独自の方式を摸索中というか考えているところでもありますので、組合立がためにちぐはぐにならないように、その辺は特に注意をしながらできるだけ、できる限りの学校支援をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 柴橋潔議員、次に、質問事項2「イメージキャラクター『やまっち』の活用について」質問してください。

柴橋潔議員。

（8番 柴橋 潔君 登壇）

○8番（柴橋 潔君） 2つ目の質問いたします。

「イメージキャラクター『やまっち』の活用について」です。

昨年、観光協会がイメージキャラクターの募集を行い「やまっち」が選定され、新そば祭りに合わせて発表されました。清水寺の屋根、村花のサツキ、村木のイチイ等と山形を象徴するデザインで、またかわいらしさをあわせ持ったすばらしいキャラクターができ上がったと思います。

村の観光資源として清水寺や清水高原、唐沢そば集落と道祖神、鷹の窪公園等ありますが、ここに「やまっち」を取り入れたら、これらの宣伝に一役買えるのではと思います。

そこで、いろいろなサイズのシールといいますか、ステッカーといいますか、そう

いうのをつくり、大きなものは公用車に、小さなものは小学生の学用品、また中・高生の自転車等に張ってもらう。また、村内企業などにもお願いする等、村じゅう至るところで「やまっち」が目につけば、観光立村を1つの柱とする我が村にとっても大変有効な手段であると思います。

観光協会もグッズ販売等の営業外なら使用しても構わないとのことでもあります。村としてイメージキャラクター「やまっち」の活用に対しどのようなお考えであるかお伺いします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、柴橋議員から質問事項の2番目の「イメージキャラクター『やまっち』の活用について」のご質問にお答えしたいと思います。

観光協会で精力的に取り組んでいただきました村のイメージキャラクター「やまっち」を活用することは、村の情報発信やアピールに非常に有効な手段と考えます。柴橋議員からは「やまっち」のステッカーを作成したらどうかと。また、村内の商工業にも協力をいただいて、目に触れる機会を多くとのご提案もいただきました。

キャラクターの活用方法といたしましては、ソフト、ハードはさまざまなものが考えられます。印刷物を媒介としてその方法といたしましては、身近なものでは名刺であります。名刺につきましては私も早速採用させていただきましたし、既に議員の皆様の中には何人かは使っていておるところでございます。ぜひ皆さん方にもお願い申し上げたいと思いますし、また役場職員にも名刺に印刷を伝えました。また、観光パンフレットはもちろんであります。また、村の封筒、あるいは広報紙や各種計画書等、各種印刷物への掲載も検討してまいりたいと思っております。

ハード面では先ほど目に触れる機会を多くと言われましたが、村の施設の入り口や看板等への設置も今後検討してまいりたいと思っております。また、「やまっち」の着ぐるみも本年度作成されたわけでございますが、県内外に行われる各種イベントや物産展への出展もできるだけ参加できるように観光協会と調整してまいりたいと考えております。

また、キャラクターは県内、また全国の多くの自治体にも存在しております。全国規模でのキャラクター同士の交流会の機会もあるようでありまして、こうした催しものへの参加も今後検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても「やまっち」の著作権を持っております観光協会と連携をとりながら「やまっち」の活用方法につきまして、さらに考えてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 柴橋潔議員、再質問があれば質問してください。

柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 今、答弁中でありましたようにありとあらゆる機会を生かして「やまっち」を広めていくというお答えでしたので、私も多に満足しているわけですが、このちょっと内容を説明しましたキャラクターの策定に28万円ほど、それからこれから今やっているところらしいんですが、商標登録に10万円ほど、それから新聞にも載っていました着ぐるみの制作に90万円ということで、大ざっぱに130万円ぐらい「やまっち」にかかっていると。

これだけかかっているのを税金のむだ遣いなんて言われぬように、しっかり着ぐるみには活躍してもらったり、また農協というか、JAとタイアップして山形から出ていく農産物の段ボールには「やまっち」のキャラクターを全部印刷して出すとかというふうな、そんなふうな一気に広めていった方が、これ、いいと思うものですから、ぜひそんなふうなつもりで観光協会と協力してやっていただきたいと思っております。

○議長（神通川清一君） 答弁は。

○8番（柴橋 潔君） いいです。

○議長（神通川清一君） いいですか。

○8番（柴橋 潔君） ええ。

○議長（神通川清一君） 以上で、柴橋潔議員の質問は終了しました。

これで一般質問はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（神通川清一君） それでは、本日の会議の日程はすべて終了いたしましたので、これにて閉議し散会とします。

（午後 5時12分）